

姫路市こども計画

ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）

<答申>

令和6年（2024年）11月22日

姫路市子ども・子育て会議

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の概要	2
2 本市の子ども・子育て支援における主な成果	7
3 こども・若者を取り巻く現状と課題	9
第2章 計画の基本的な考え方	59
1 基本理念	60
2 基本目標	61
3 施策の体系	62
4 進捗を測る指標	64
第3章 施策の展開	69
基本目標1 こども・若者の権利を守り、すこやかな成長を支える	70
基本目標2 安心してこどもを産み育てられる環境をととのえる	76
基本目標3 若者の生活を支え、未来への希望の実現を支援する	82
基本目標4 支援が必要なこども・若者や家庭を支援する	85
基本目標5 こども・若者や子育て世帯の声を聴き、みんなで一緒に取り組む	93
第4章 計画の推進体制	95
第5章 資料	97
1 計画の策定体制	98
2 計画策定のあゆみ	99
3 姫路市子ども・子育て会議	100
4 こども基本法	106
5 用語集	111

<別冊>

- ・別冊 1 施策の体系における具体的な取組
- ・別冊 2 教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策
- ・別冊 3 令和 5 年度 姫路市子育て支援に関するアンケート調査報告書
- ・別冊 4 令和 5 年度 姫路市子ども・若者意識調査報告書
- ・別冊 5 令和 5 年度 姫路市子どもの生活実態調査報告書

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 策定の背景・目的

平成 27 年度（2015 年度）の子ども・子育て支援新制度の施行以後、本市では一貫して子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。令和 2 年度（2020 年度）からは、「第 2 期姫路市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「安心して子どもを産み育て、子どもと地域に笑顔があふれるまち 姫路」という基本理念のもと、妊産婦への相談支援、就学前教育・保育の充実、多様な保育サービスの提供、地域ぐるみの子育て支援の充実等、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組み、一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、こども・若者や子育て世帯を取り巻く社会環境をみると、共働き世帯の増加やライフスタイル・価値観の多様化等に伴う少子化の進行、地域社会のつながりの希薄化や核家族化を背景とした子育て世帯の孤独・孤立、経済的格差の拡大や貧困、さらには児童虐待、いじめ、自殺といった生命・安全の危機等、課題は山積し、かつ複雑化しています。

こうした中、国においては、令和 5 年（2023 年）4 月にこども家庭庁が発足、併せてこども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこども・若者が自立した個人として尊重され、その権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」を目指すことを謳っています。そして、同年 12 月にはこども大綱が策定され、こどもに関する施策の基本的な方針が定められました。

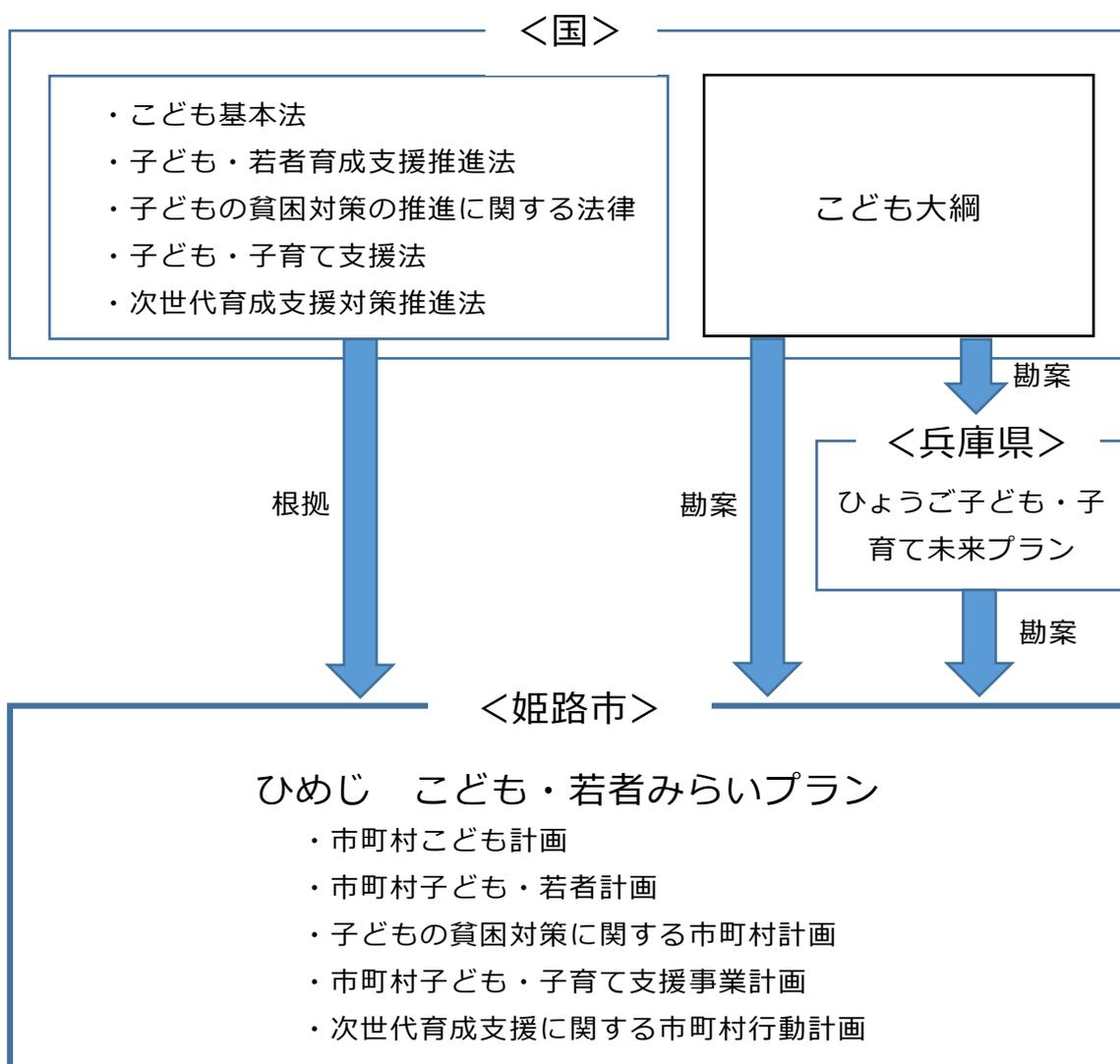
本計画は、これらの社会情勢や国の動向、本市における諸課題、そして令和 5 年度（2023 年度）に実施した市民アンケート調査の結果等を踏まえ、これまでの計画における子ども・子育て支援施策を取り込み、さらに発展させるとともに、こども・若者の権利の尊重や若者への支援といった新たな要素を追加し、こども・若者及び子育て世帯に関する施策を総合的に、かつ切れ目なく推進していくために策定するものです。

(2) 計画の位置付け

○ 包含する計画と国・兵庫県との関係

本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」です。加えて、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に基づく「市町村計画」、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」を包含するものとなっています。

また、本計画は、国の策定する「こども大綱」と、兵庫県の策定する都道府県こども計画「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を勘案して策定しています。

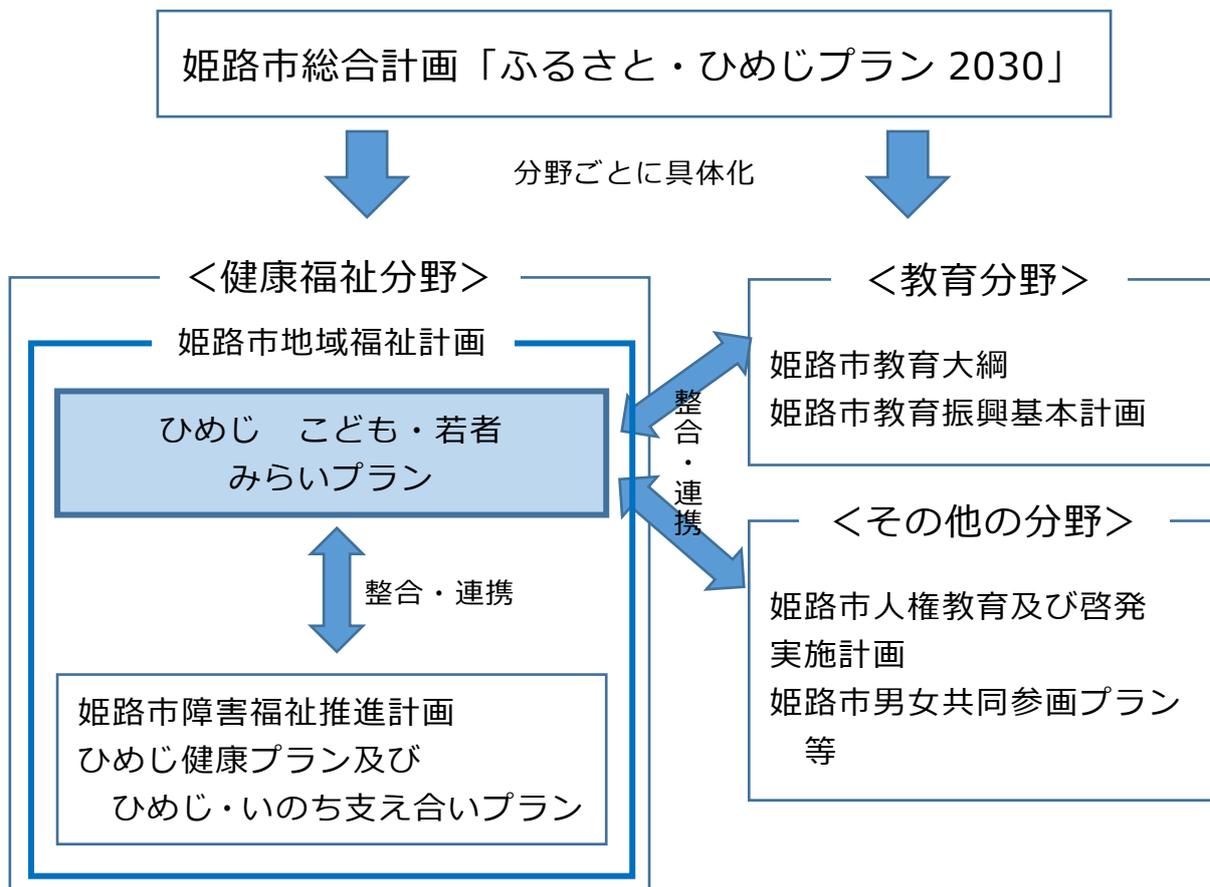


○ 本市の総合計画及び関連計画との関係

本計画は、姫路市政の最上位計画である『姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2030」』の個別計画であり、本市のこども・若者及び子育て世帯に関する総合的な計画です。

本計画は、健康福祉分野の個別計画である「姫路市地域福祉計画」を上位計画として位置付け、「姫路市障害福祉推進計画」や「ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン（姫路市保健計画及び姫路市自殺対策計画）」など他の健康福祉分野の計画と整合・連携を図るとともに、こども・若者のすこやかな育ちを保障する観点から、本市の教育施策の根本的な方針について定める「姫路市教育大綱」及び教育の振興に関する基本的な計画である「姫路市教育振興基本計画」との整合・連携を重視します。

また、こども・若者及び子育て世帯に関する施策は幅広い分野にわたることから、人権や男女共同参画等、様々な分野の計画と連携していきます。



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化、法改正など国の動向等を踏まえ、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。

(4) 計画の対象

本計画の対象は、子ども・若者（おおむね0歳から30歳未満）及び子育て世帯とします。

本計画において、「子ども」はおおむね18歳未満を指すものとします。「若者」はおおむね思春期から30歳未満を指すものとしますが、施策によっては40歳未満を対象とする場合があります。また、「子ども」と「若者」は、一部重複します。

※ 子ども・若者に関する呼称について

子ども基本法第2条では、「子ども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、子どもに対する施策を切れ目なく提供することができるよう、年齢の上限を設けていません。しかしながら、こうした語の定義が一般的に広く理解されているとはいえず、子ども大綱においても「子ども」と「子ども・若者」という呼称が混在しています。

こうした状況を踏まえ、本計画においては、18歳未満の者を指す場合は「子ども」、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）以上の年齢の者を指す場合は「若者」、両者を合わせて指す場合は「子ども・若者」という呼称を用いることとしています。

なお、以下の表のように、子ども・若者に関する呼称と年齢区分は法律等によって様々です。本計画においても、法律名や施策名等の固有名詞や各施策の説明等において、以下の呼称を使用する場合があります。

<子ども・若者に関する様々な呼称と年齢区分>

呼称【根拠法令等】	年齢区分の定義
子ども【子ども・子育て支援法】	18歳未満
若者【子ども大綱】	思春期、青年期（おおむね義務教育終了後から30歳未満。施策によっては、40歳未満のポスト青年期も含む）
乳幼児【児童福祉法】	義務教育年齢に達するまで ※乳児（生後0日から満1歳まで）と幼児（満1歳から小学校入学まで）の総称
就学前児童【子ども・子育て支援法】	18歳未満のうち、小学校就学の始期に達するまで
児童【児童福祉法】	18歳未満
児童【学校教育法】	小学生
生徒【学校教育法】	中学生

(5) SDGs との関係

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて、日本を含むすべての国連加盟国の合意により採択された「SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称）」は、令和 12 年（2030 年）にあるべき未来を目指すため、「福祉」や「教育」、「ジェンダー」等、17 のゴールと 169 のターゲットを定めており、「だれ一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

本市は、「経済」「社会」「環境」の三側面における課題解決に当たり、SDGs の達成に向けた優れた取組を実施する自治体として、令和 3 年（2021 年）5 月 21 日に内閣府より「SDGs 未来都市」に選定されました。これまでも SDGs の達成に向けて様々な取組を進めているところですが、本計画も、その取組の一つとして位置づけます。

SDGs の 17 のゴールのうち、本計画と特に関連の深い項目は次のとおりです。



2 本市の子ども・子育て支援における主な成果

本市ではこれまで、「第2期姫路市子ども・子育て支援事業計画」の「安心して子どもを産み育て、子どもと地域に笑顔があふれるまち 姫路」という基本理念のもと、子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。その主な成果は、以下のとおりです。

○ だれもが安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

・ 不妊に悩む方への支援の充実

令和2年度（2020年度）より、医療保険が適応されない特定不妊治療費助成における所得制限を撤廃するとともに、助成額を増額しました。また、令和5年度（2023年度）には、市独自の制度として、保険適用外の先進医療費の助成や、国の先進医療会議において審議中又は審議予定の医療技術と併せて実施した特定不妊治療等（保険適用外）への助成を開始する等、不妊に悩む方への支援の充実に取り組みました。

・ 利用者支援に関する事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報提供や相談・助言等を行う利用者支援専門員について、令和3年度（2021年度）に開設した駅前すくすくひろばに2名、令和5年度（2023年度）に開設したこどもの未来健康支援センター「みらいえ」に1名を新たに配置し、支援の充実を図りました。

・ 子育て支援情報の発信

令和2年（2020年）9月に、市の子育て支援情報を一元化したホームページ「わくわくチャイルド」をリニューアルしたほか、令和5年（2023年）9月には子育て応援アプリ「ひめっこ手帳」を導入し、アプリを通じて子育て情報を発信する等、情報発信の強化を図りました。

・ 病児・病後児保育事業

令和4年度（2022年度）より、市外在住世帯のこどもの利用を可能とする等、利用者の利便性の向上に努めました。

○ 次代を担う子どもたちの人間性豊かな成長を育む環境づくり

・ 教育・保育の提供体制の確保

新たな施設の整備や、既存施設の利用定員の調整等に着実に取り組んだ結果、平成30年度（2018年度）に185人だった待機児童は、令和6年度（2024年度）当初には18人まで減少しました。

・ 認定こども園への移行の推進

既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行を推進し、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間で、市立では3園、私立では7園の認定こ

ども園が新たに開設しました。また、県の方針に基づき、令和2年度（2020年度）時点では3園あった地方裁量型認定こども園について、令和5年度（2023年度）に他類型への移行を完了しました。

- ・ 保育人材確保の取組

市役所内に設置した保育士・保育所支援センターに配置した就労支援コーディネーターのあっせんにより、同センターの開設した平成29年（2017年）6月から令和5年度（2023年度）末までの間に、累計226人が私立保育所等に就職しました。

- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間で、市立施設9施設、民間事業者の公募による2施設を新たに開設する等、提供体制の確保に努めました。また、クラブで働く支援員等を確保し、運営を安定させるため、支援員等の賃金単価を令和3年度（2021年度）に引き上げ、その維持に努めました。

- すべての子どもと子育て家庭が身近な地域で支援を受けられる環境づくり

- ・ 地域子育て支援拠点事業

令和3年度（2021年度）にはピオレ姫路内に「駅前すくすくひろば」を、令和5年度（2023年度）にはこどもの未来健康支援センター「みらいえ」内に「のびのび広場みらいえ」を新たに開設し、支援の充実を図りました。

- ・ 要保護児童等の早期発見、適切な支援体制の確立

すべてのこどもとその家庭等を対象に、総合的な相談・支援を行う「こども家庭総合支援室」において、職員数を令和2年度（2020年度）から6年度（2024年度）までの5年間で10名増員し、特に社会福祉士等の専門職を年々増員する等、相談支援体制の強化を図りました。

令和6年度（2024年度）には「子育て支援室」と改称し、児童福祉法上の「こども家庭センター」として、母子保健分野と一体的に、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する体制を強化しました。

- ・ こどもの貧困対策

令和2年度（2020年度）より、ひとり親家庭のうち児童扶養手当全部支給世帯の小学6年生を対象とした無料の学習塾を開催する学習支援事業を開始したほか、令和6年度（2024年度）より、低所得の子育て世帯等に対する大学等の受験料や大学等及び高等学校に入学するための模擬試験の受験料を助成する受験料助成事業を開始する等、教育の支援や教育費に係る経済的支援の充実に取り組みました。

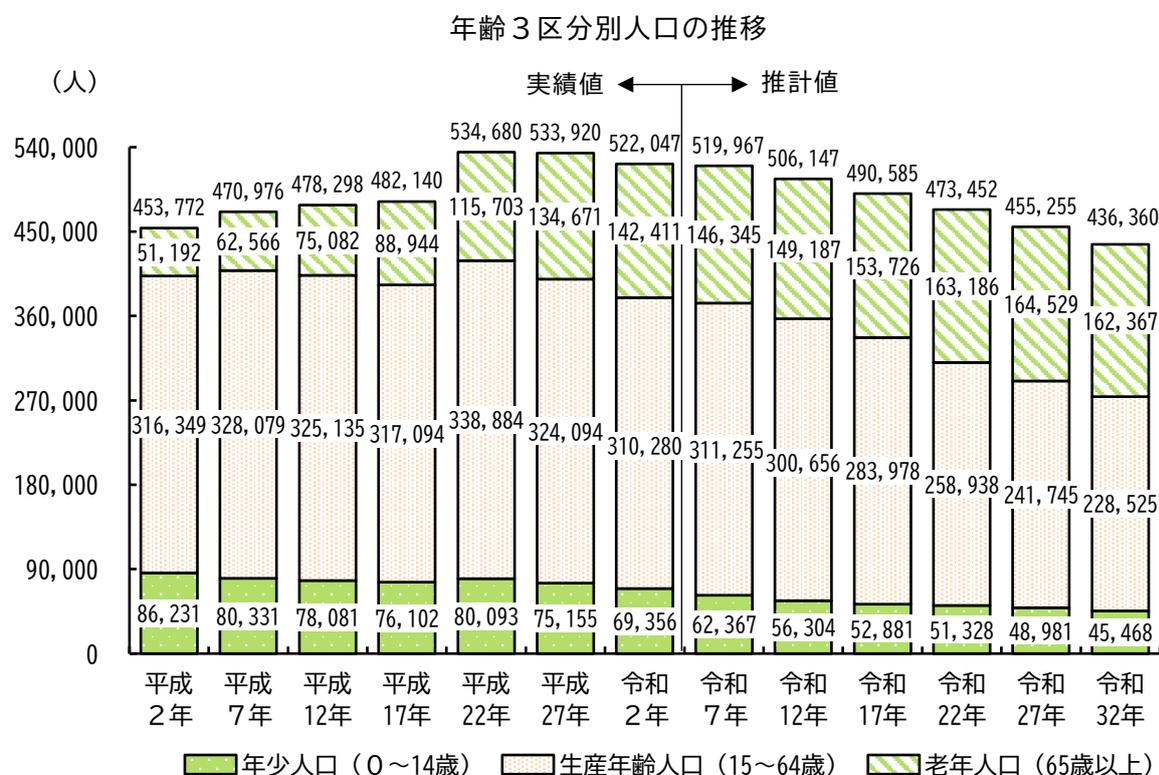
また、経済的な理由等で食事を十分にとれない子どもの支援や、一人で食事をとる孤食の解消等を図るため、令和4年度（2022年度）から、こども食堂を運営する団体に対する補助事業を開始しました。

3 こども・若者を取り巻く現状と課題

(1) こども・若者に関するデータ

① 年齢3区分別人口の推移（姫路市）

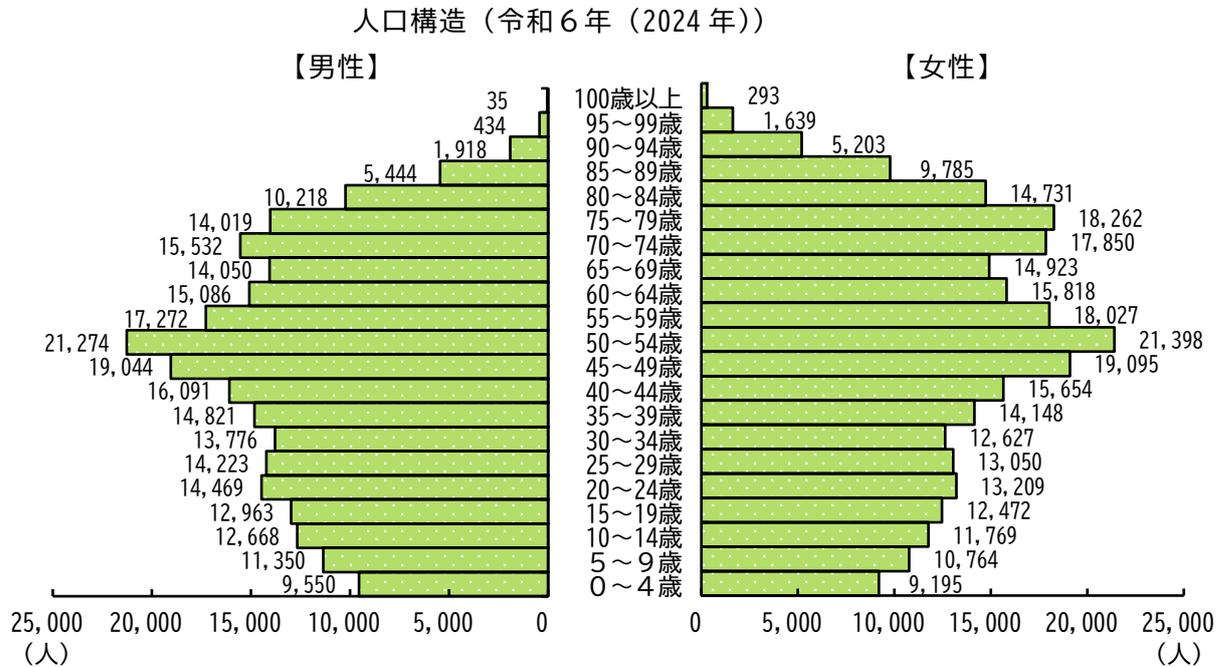
本市の総人口は、平成22年（2010年）をピークに減少しています。令和2年（2020年）で522,047人となっており、令和32年（2050年）には436,360人まで減少していくと予測されています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、今後も少子高齢化が進行していくと予想されます。



※ 平成2年（1990年）～令和2年（2020年）の総人口は、不詳を除く
 ※ 平成17年（2005年）以前は、平成18年（2006年）に合併した4町（家島町、夢前町、香寺町、安富町）の人口は含まない
 資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

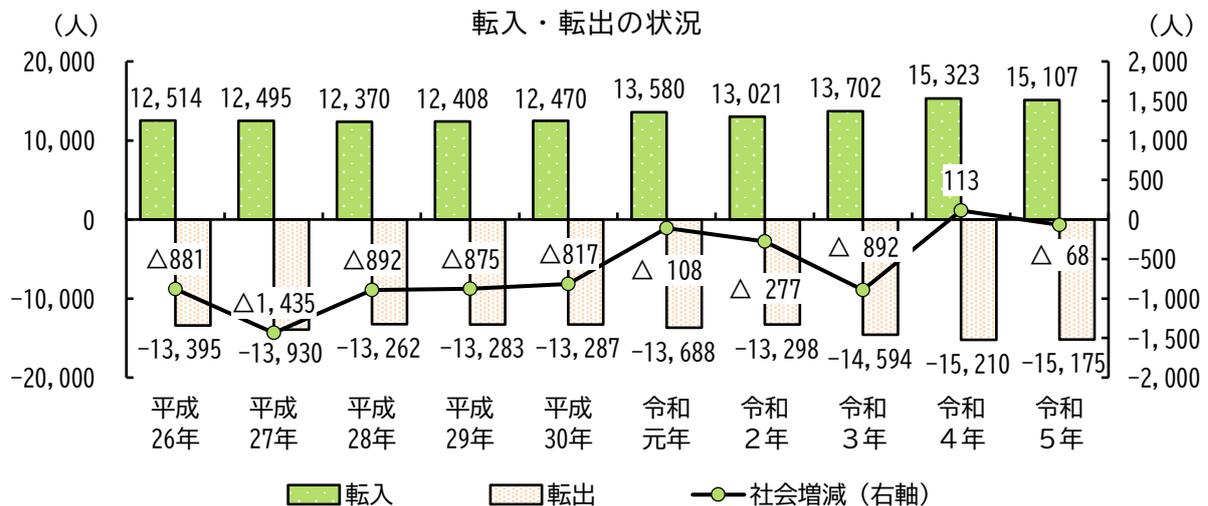
② 人口構造（姫路市）

本市の人口を年齢別で見ると、「団塊の世代」（昭和 22 年（1947 年）～昭和 24 年（1949 年）生まれ）周辺と、その子ども世代である「団塊ジュニア世代」の 2 つにピークがあるつぼ型を示しており、男女ともに少子化が進んでいます。



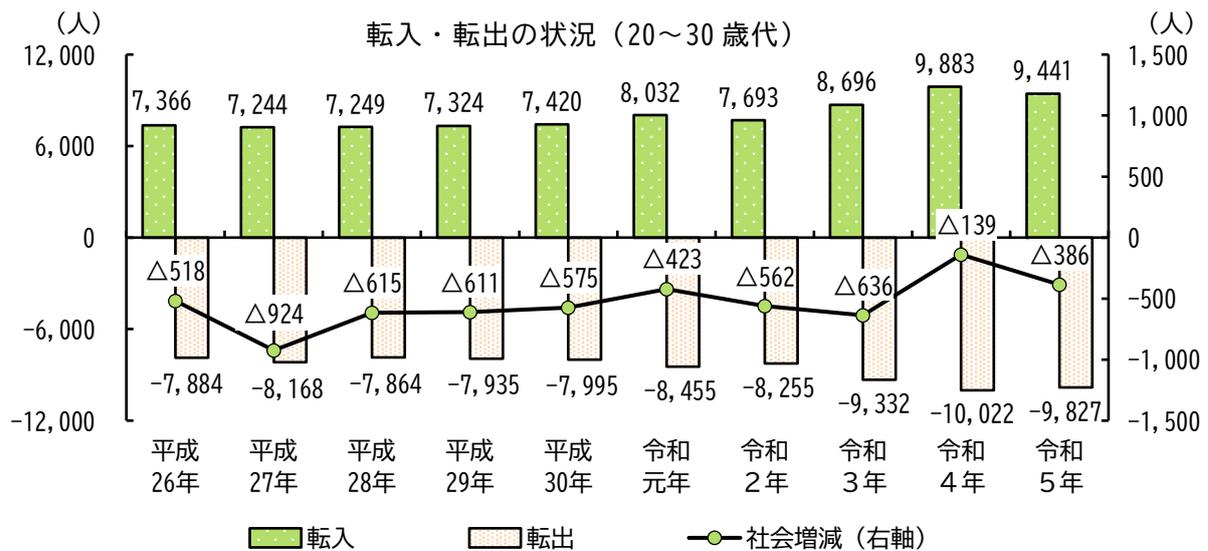
③ 社会増減（姫路市）

本市の社会増減は平成 26 年（2014 年）から令和 3 年（2021 年）まで社会減（転出超過）が続いており、令和 4 年（2022 年）に社会増（転入超過）に転じた後、令和 5 年（2023 年）は再び社会減となっています。



※ 各年 9 月 30 日現在
資料：姫路市人口統計

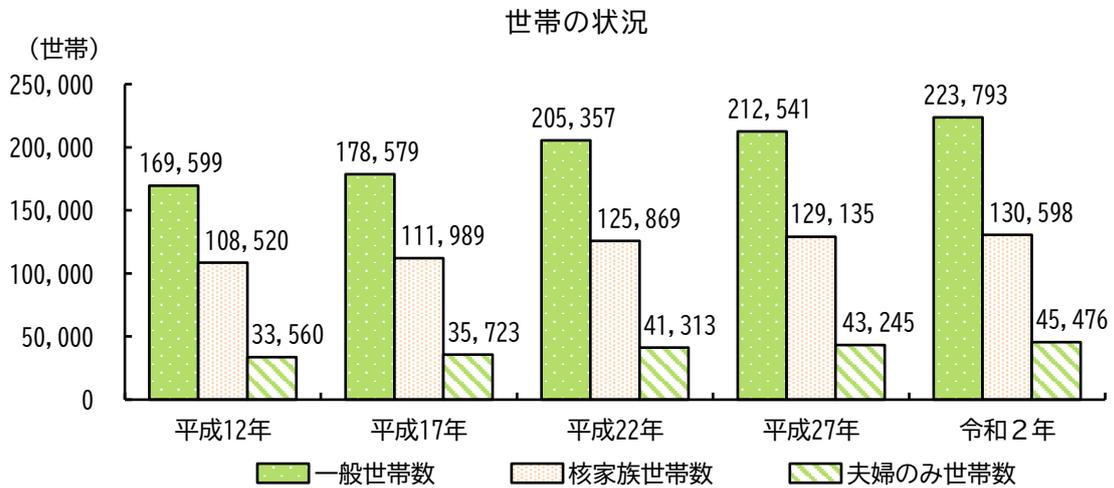
本市の 20～30 歳代の社会増減をみると、平成 26 年（2014 年）以降、常に転出超過となっています。



※ 各年 9 月 30 日現在
※ 平成 26 年（2014 年）～令和 2 年（2020 年）は日本人人口のみ
資料：姫路市人口統計

④ 一般世帯・核家族世帯の状況（姫路市）

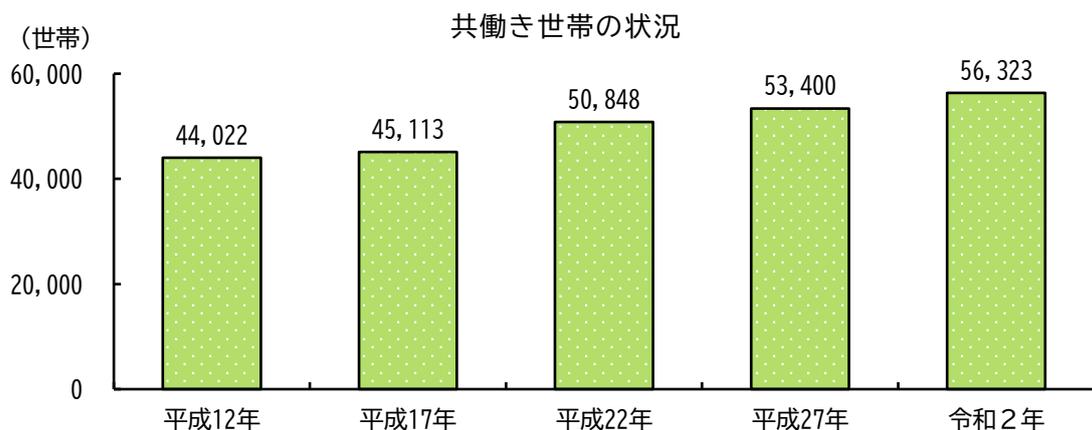
本市の核家族世帯数、夫婦のみ世帯数ともに年々増加しており、令和2年（2020年）でそれぞれ130,598世帯、45,476世帯となっています。



※ 平成17年（2005年）以前は、平成18年（2006年）に合併した4町（家島町、夢前町、香寺町、安富町）の世帯は含まない
資料：国勢調査

⑤ 共働き世帯の状況（姫路市）

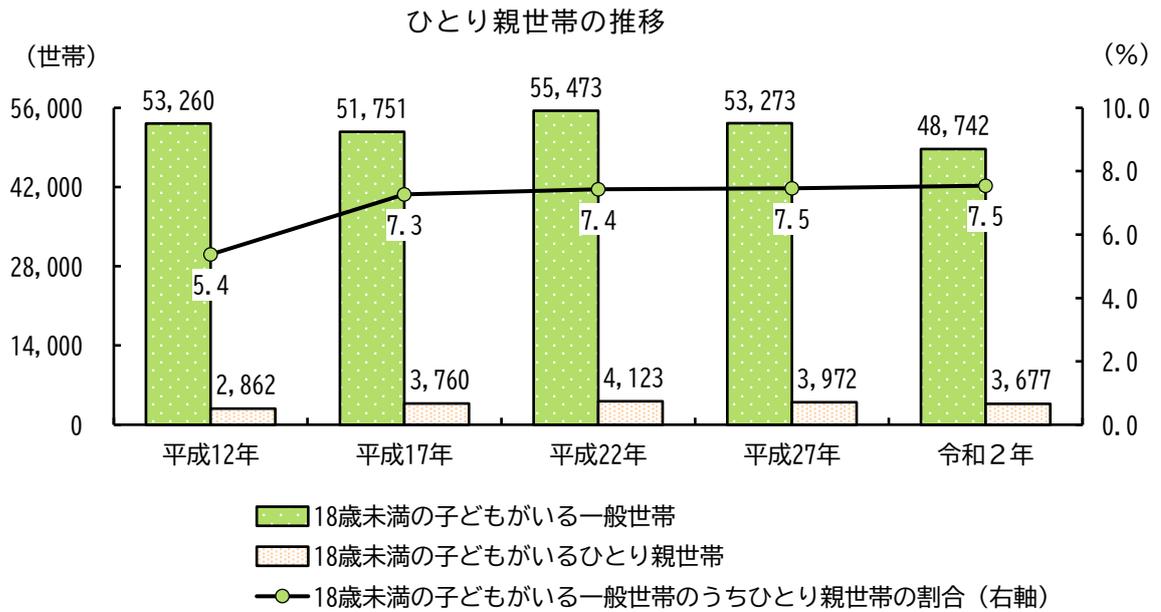
本市の共働き世帯は年々増加しており、令和2年（2020年）で56,323世帯となっています。



※ 平成17年（2005年）以前は、平成18年（2006年）に合併した4町（家島町、夢前町、香寺町、安富町）の世帯は含まない
資料：国勢調査

⑥ ひとり親世帯の推移（姫路市）

本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯については、世帯数は平成22年（2010年）以降減少傾向にあります。18歳未満の子どもがいる一般世帯のうち占める割合を見ると、平成17年（2005年）以降ほぼ横ばいで推移しています。



※ 平成17年（2005年）以前は、平成18年（2006年）に合併した4町（家島町、夢前町、香寺町、安富町）の世帯は含まない
資料：国勢調査

⑦ 出生数の推移（姫路市）

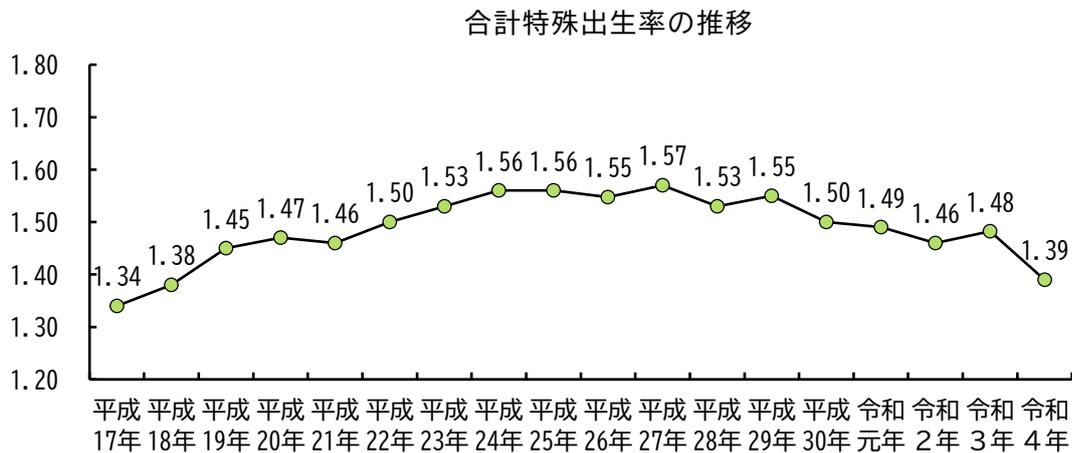
本市の出生数は年々減少しています。令和2年（2020年）に初めて4,000人を下回り、令和4年（2022年）で3,564人となっています。



資料：姫路市保健衛生年報

⑧ 合計特殊出生率の推移（姫路市）

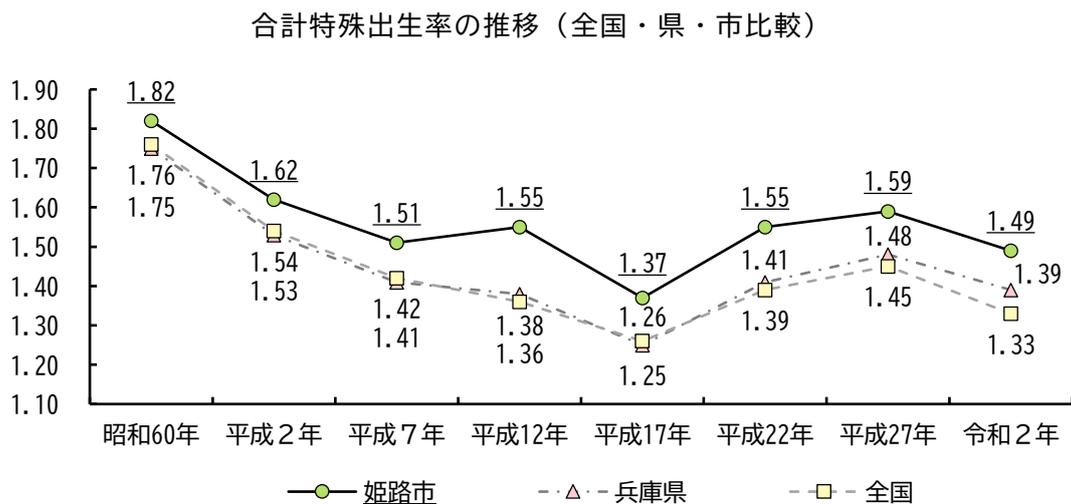
本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら増加していましたが、平成 27 年（2015 年）の 1.57 をピークに減少傾向となっており、令和 4 年（2022 年）で 1.39 となっています。



※ 9 月 30 日現在の市の年齢別女子登録人口を用いて、合計特殊出生率の推移を計上しており、厚生労働省より 5 年に 1 度公表される市の合計特殊出生率とは異なる。

資料：姫路市保健衛生年報

本市の合計特殊出生率を全国・県と比較すると、昭和 60 年（1985 年）以降は常に全国・県より高い値で推移しています。



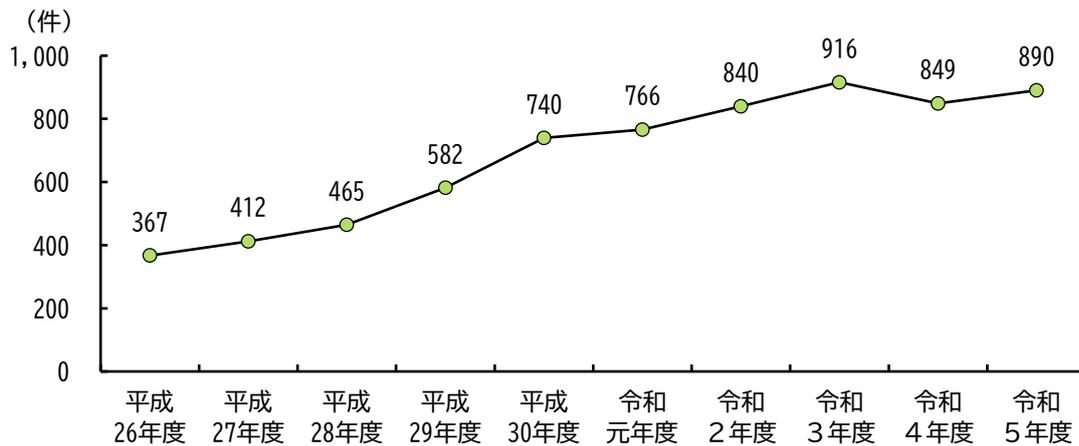
※ 国勢調査の年を中心とした 5 年間の出生数及び調査年の国勢調査人口を基に算出したもの。

資料：兵庫県保健統計年報

⑨ 児童虐待相談件数の推移（姫路市）

兵庫県姫路こども家庭センター（児童相談所）における姫路市の児童虐待相談受付件数の推移をみると、年々増加しており、令和5年度（2023年度）で890件となっています。

兵庫県姫路こども家庭センター（児童相談所）における
姫路市の児童虐待相談受付件数の推移



資料：兵庫県姫路こども家庭センター（児童相談所）資料

姫路市の子育て支援室における児童虐待相談対応件数についても、年々増加しており、令和5年度（2023年度）で2,413件となっています。

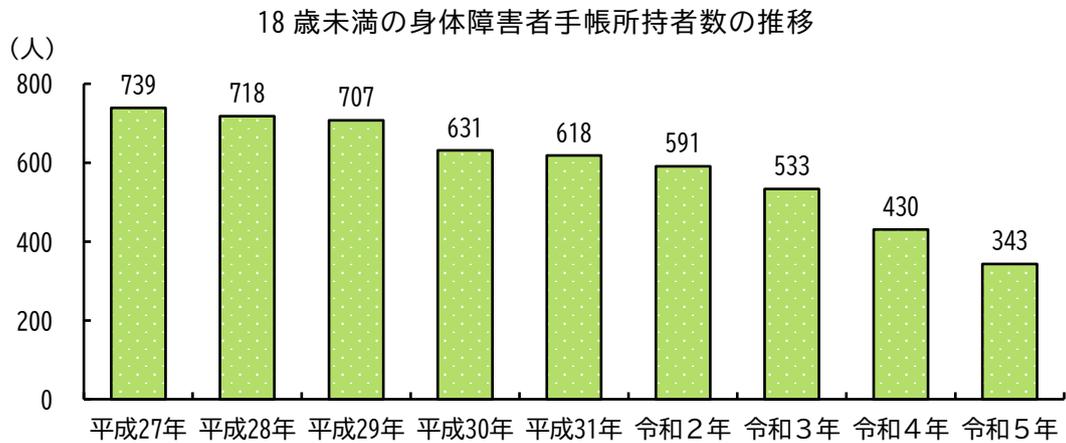
姫路市子育て支援室における児童虐待相談対応件数の推移



資料：庁内資料

⑩ 18歳未満の身体障害者手帳所持者数の推移（姫路市）

本市の18歳未満の身体障害者手帳所持者数は年々減少しており、令和5年（2023年）で343人となっています。



※ 各年4月1日現在
資料：姫路市の健康福祉

⑪ 18歳未満の療育手帳所持者数の推移（姫路市）

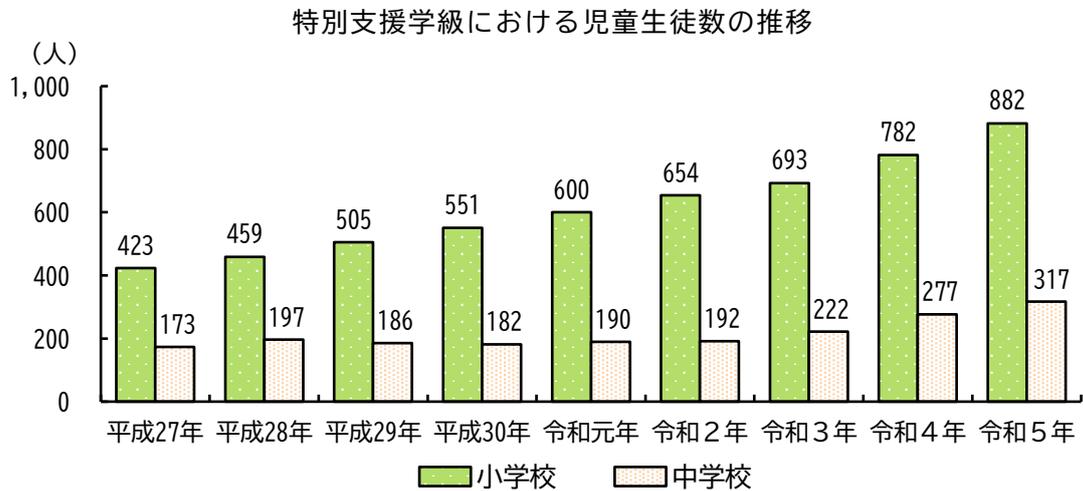
本市の18歳未満の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年（2023年）で2,237人となっています。



※ 各年4月1日現在
資料：姫路市の健康福祉

⑫ 特別支援学級における児童生徒数の推移（姫路市）

本市の特別支援学級における児童生徒数は増加傾向にあり、令和5年（2023年）で小学校は882人、中学校は317人となっています。



※ 各年5月1日現在
 ※ 小学校は義務教育学校前期課程を含む。中学校は義務教育学校後期課程を含む。
 （令和2、3年の中学校は義務教育学校前期課程）
 資料：姫路市の教育

⑬ 18歳未満の外国人人口の推移（姫路市）

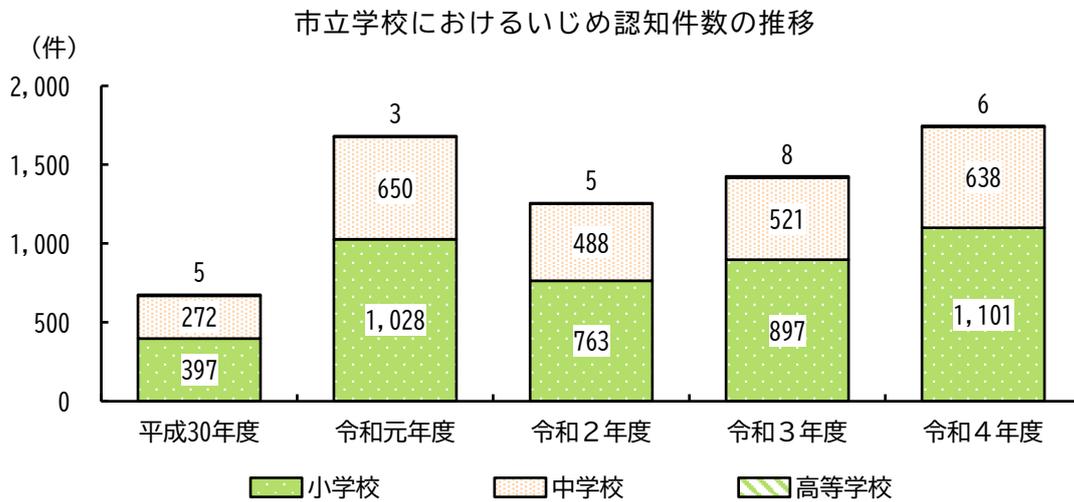
本市の18歳未満の外国人人口はほぼ横ばいで推移していますが、令和3年（2021年）以降は増加傾向にあり、令和6年（2024年）で1,310人となっています。



※ 各年4月1日現在
 資料：住民基本台帳

⑭ 市立学校におけるいじめ認知件数の推移（姫路市）

本市の市立学校におけるいじめ認知件数の推移をみると、小学校、中学校、高等学校ともに増減を繰り返しながら推移しており、令和4年度（2022年度）でそれぞれ1,101件、638件、6件となっています。

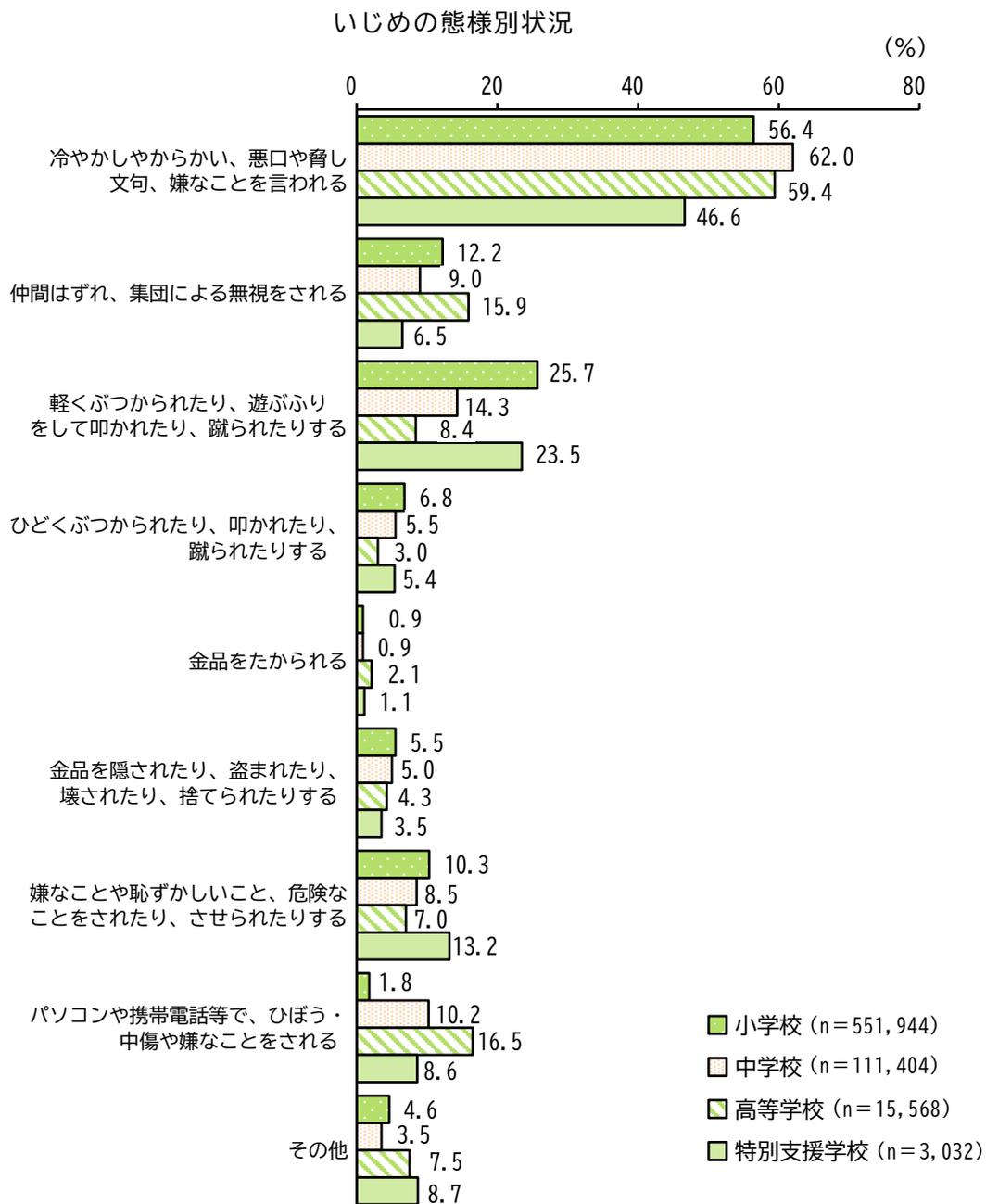


資料：姫路市学校園教育指針

⑮ いじめの態様別状況（全国）

全国の令和4年度（2022年度）におけるいじめの態様別状況をみると、小・中学校及び特別支援学校においては、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多くなっています。

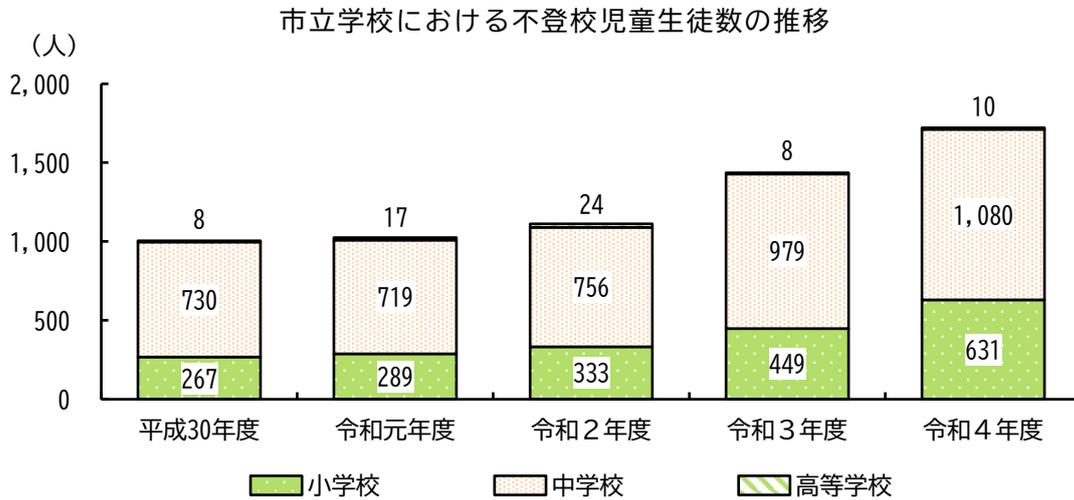
高等学校においては、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が多くなっています。



資料：文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

⑯ 市立学校における不登校児童生徒数の推移（姫路市）

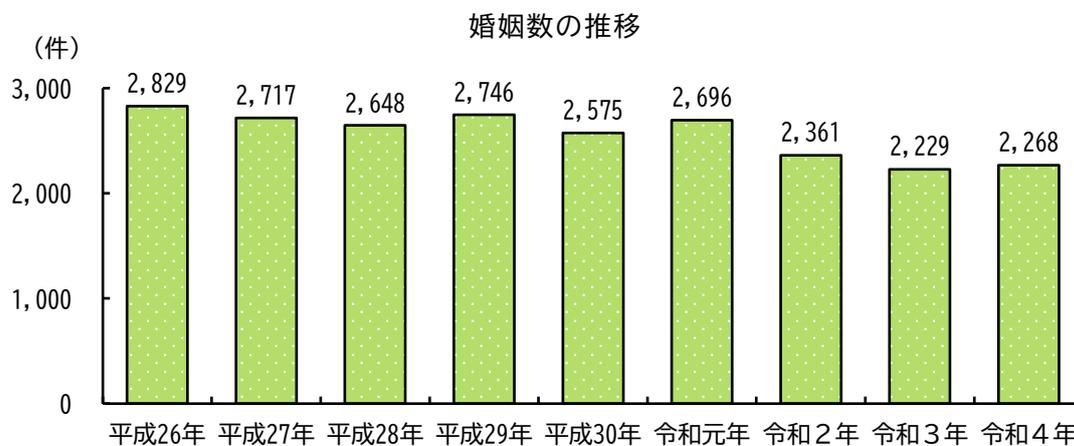
本市の市立学校における不登校児童生徒数の推移をみると、小学校、中学校では増加傾向にあり、令和4年度（2022年度）における人数は、小学校で631人、中学校で1,080人、高等学校で10人となっています。



※ 不登校児童生徒数は年間に30日以上登校しなかった者
資料：姫路市学校園教育指針

⑰ 婚姻数の推移（姫路市）

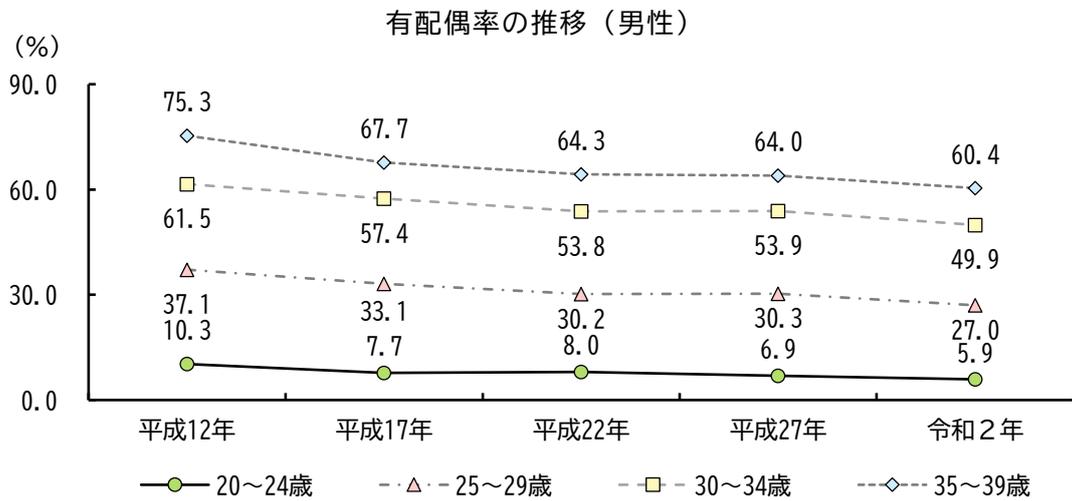
本市の婚姻数は増減を繰り返しながら推移していますが減少傾向にあり、令和4年（2022年）で2,268件となっています。



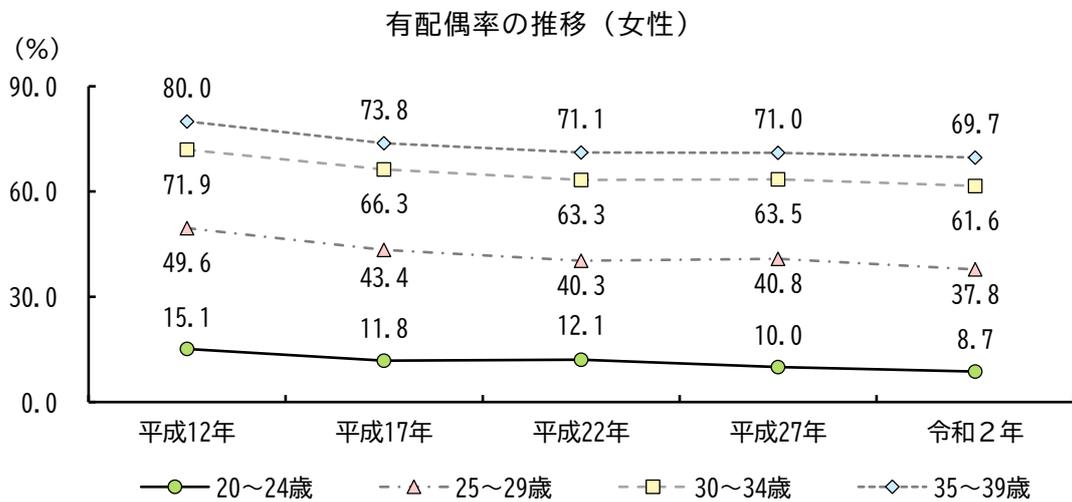
資料：姫路市保健衛生年報

⑱ 有配偶率の推移（姫路市）

本市の有配偶率の推移をみると、各年代の男性、女性ともに減少傾向にあります。また、男性、女性ともに20歳代に比べ30歳代の有配偶率が高くなっています。



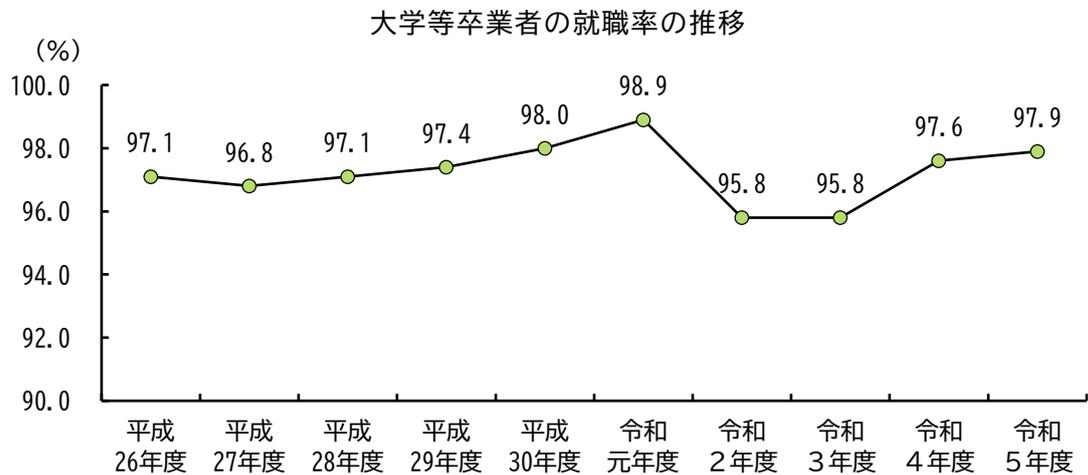
資料：国勢調査



資料：国勢調査

⑱ 大学等卒業者の就職率の推移（近畿地区）

近畿地区の大学等卒業者の就職率は、コロナ禍の影響もあり令和2年度（2020年度）、令和3年度（2021年度）は若干低下しましたが、その後は高い水準で推移しており、令和5年度（2023年度）は97.9%となっています。



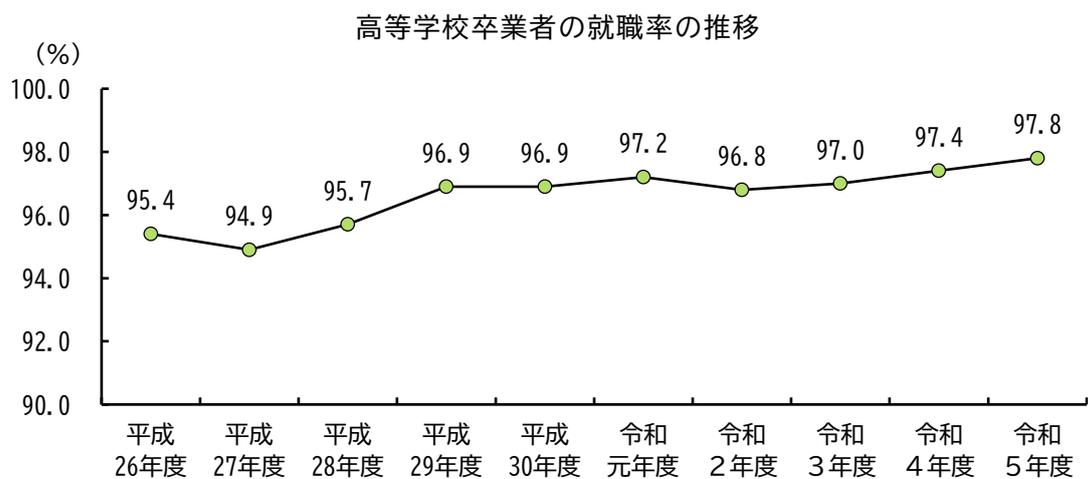
※ 大学のみ

※ 次年度の4月1日現在の就職率

資料：文部科学省「大学等卒業（予定）者の就職内定状況等調査」

⑳ 高等学校卒業者の就職率の推移（兵庫県）

兵庫県の高齢学校卒業者の就職率は高い水準で推移しており、令和5年度（2023年度）は97.8%となっています。

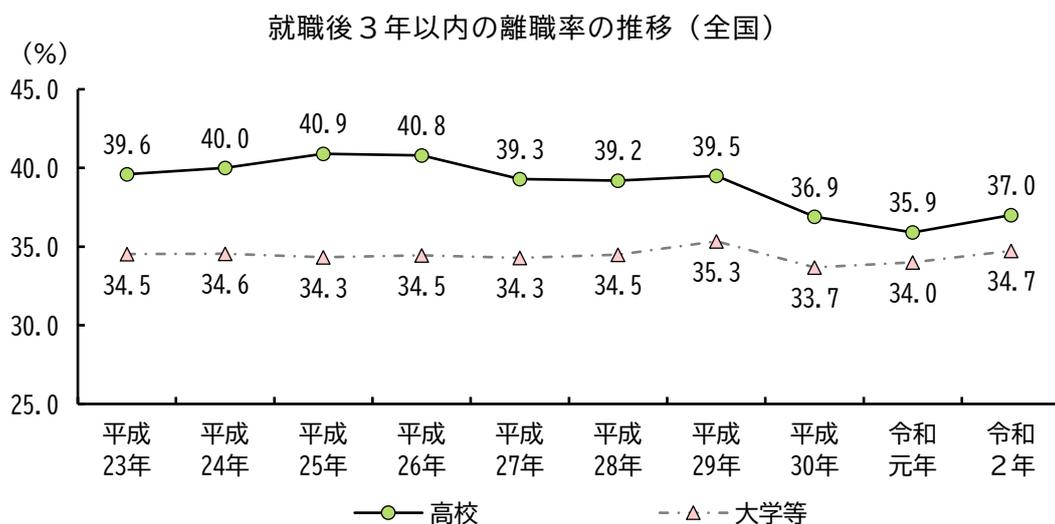


※ 各年度3月末現在

資料：文部科学省「高等学校卒業（予定）者の就職内定状況等調査」

② 就職後3年以内の離職率の推移（全国）

全国の就職後3年以内の離職率の推移をみると、高校卒業者については35～40%程度の範囲で推移しており、令和2年（2020年）は37.0%となっています。また、大学等卒業者についてはおおむね横ばいで推移しており、令和2年（2020年）は34.7%となっています。



※ 大学等の離職率は短大等と大学の合計値
資料：厚生労働省「新規学卒者の離職状況調査」

② 雇用形態の推移（全国）

全国の雇用形態の推移をみると、正規雇用、非正規雇用ともほぼ横ばいで推移しており、令和4年（2022年）で正規雇用は1,088万人、非正規雇用は500万人となっています。

雇用形態の推移（15～34歳）

単位：万人

項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
正規	1,045	1,031	1,027	1,045	1,056	1,075	1,076	1,087	1,099	1,088
非正規	533	534	521	521	515	537	546	515	499	500

資料：総務省「労働力調査」

㉓ 若年無業者数の推移（全国）

全国の若年無業者数は 50～60 万人台で推移しています。

全国の若年無業者数及び人口に対する割合（15 歳～34 歳）

単位：万人、%

項目	平成 25 年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
若年無業者	60	56	56	56	54	53	56	69	58	57
15～34 歳 無業者の割合	2.2	2.1	2.1	2.2	2.1	2.1	2.2	2.7	2.3	2.3

※ 若年無業者とは、就業者、完全失業者以外の者のうち、家事も通学もしていない者。

資料：総務省「労働力調査」

㉔ 外出や家族以外との交流に困難を抱えている可能性のある人（姫路市）

本市が令和 5 年度（2023 年度）に実施したアンケート調査において、外出や家族以外との交流に困難を抱えている可能性のある人の割合（推計）は 2.35%となっています。単純に比較はできませんが、国の調査における「ひきこもり状態にある人の割合」とほぼ同程度となっています。

外出や家族以外との交流に困難を抱えている可能性のある人の割合（推計）

姫路市	外出や家族以外との交流に困難を抱えている可能性のある人の割合 （15～64 歳）	2.35%
全 国	ひきこもり状態にある人の割合（15～39 歳）	2.05%
	ひきこもり状態にある人の割合（40～64 歳）	2.02%

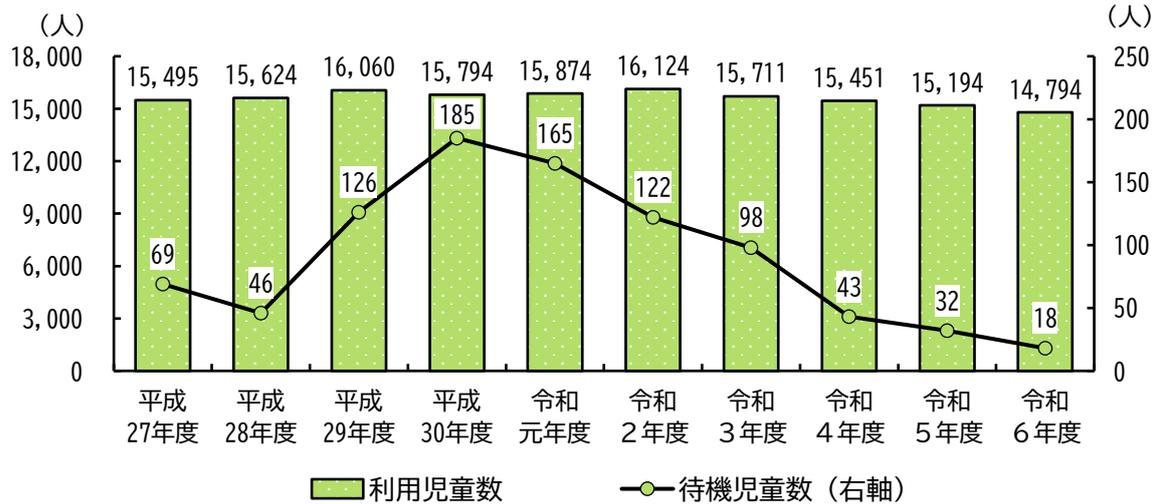
資料：（姫路市）姫路市「人々のつながりに関する市民アンケート」（令和 5 年度（2023 年度））

（全国）内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和 4 年度（2022 年度））

⑤ 保育所等、放課後児童クラブの利用児童数と待機児童数の推移（姫路市）

本市における保育所等の利用児童数は令和2年度（2020年度）をピークに減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）で14,794人となっています。また、待機児童数は平成30年度（2018年度）をピークに年々減少しており、令和6年度（2024年度）で18人となっています。

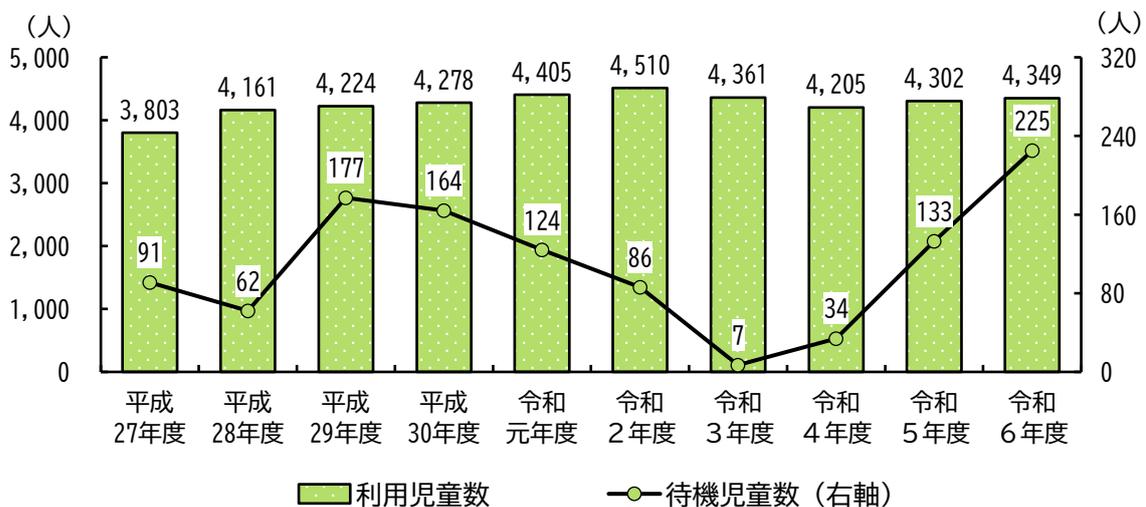
利用児童数と待機児童数の推移（保育所等）



※ 各年4月1日現在
資料：庁内資料

本市における放課後児童クラブの利用児童数は令和2年度（2020年度）をピークに一旦減少しましたが、令和5年度（2023年度）から増加に転じ、令和6年度（2024年度）で4,349人となっています。また、待機児童数は平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）にかけて減少しましたが、その後年々増加し、令和6年度（2024年度）で225人と、平成27年度（2015年度）以降で最も多くなっています。

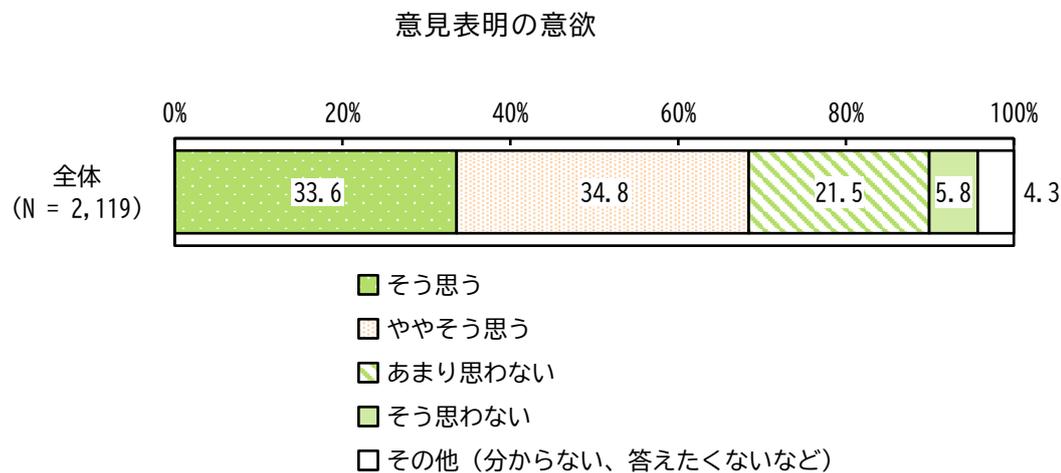
利用児童数と待機児童数の推移（放課後児童クラブ）



※ 各年5月1日現在
資料：庁内資料

⑳ こども・若者の意見表明の意欲（小学4年生世代～概ね20代）（全国）

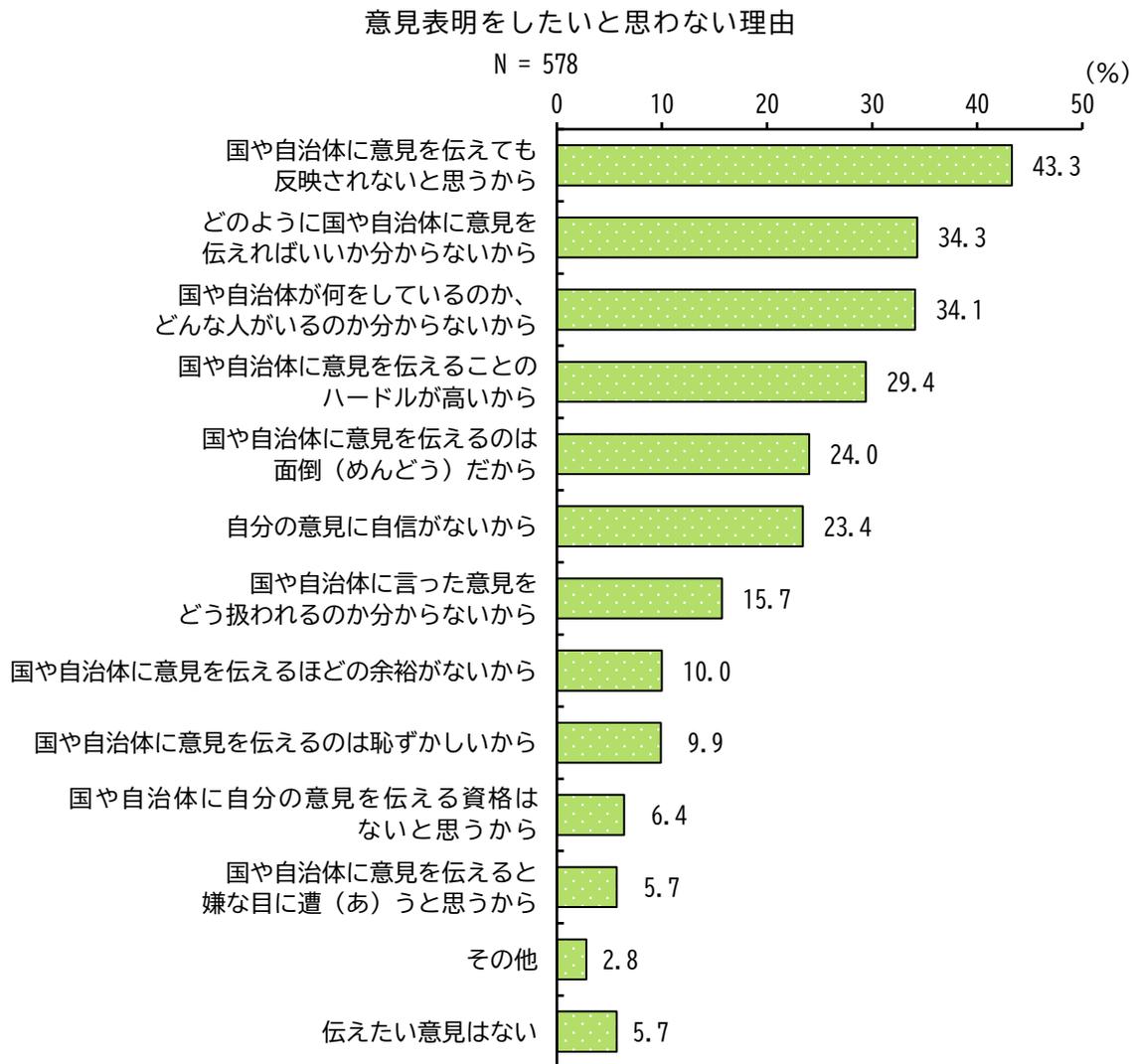
国が令和4年度（2022年度）に行った調査では、国や自治体の制度や政策について思ったことを伝えたいと思うかについて、「そう思う」が33.6%、「ややそう思う」が34.8%となっており、両者を合わせた割合は7割近くとなっています。



資料：内閣府「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」（令和4年度（2022年度））

⑳ 意見表明をしたいと思わない理由（小学4年生世代～概ね20代）（全国）

国が令和4年度（2022年度）に行った調査では、意見表明をしたいと思わない理由について、「国や自治体に意見を伝えても反映されないと思うから」が43.3%と最も高く、次いで「どのように国や自治体に意見を伝えればいいのか分からないから」が34.3%、「国や自治体が何をしているのか、どんな人がいるのか分からないから」が34.1%となっています。



資料：内閣府「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」（令和4年度（2022年度））

(2) 市民アンケート調査の結果

本計画の策定に当たり、本市のこども・若者及び子育て中の保護者の状況やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和5年度（2023年度）に「姫路市子育て支援に関するアンケート調査」、「姫路市子ども・若者意識調査」、「姫路市子どもの生活実態調査」の3種類のアンケート調査を実施しました。各調査の詳細な結果は、それぞれの報告書（本計画の別冊3～5）に掲載しています。

ここでは、本市における現状・課題の分析において特に関係の深い調査結果を掲載しています。

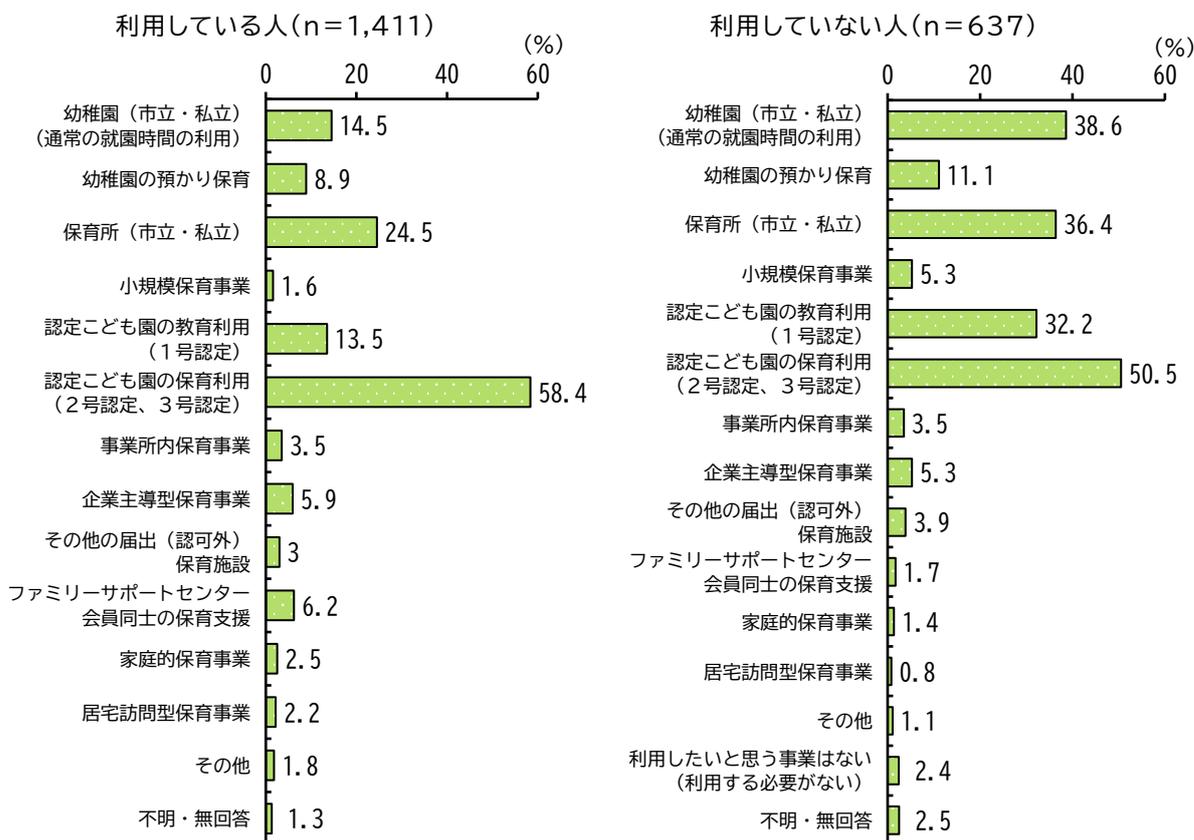
① 子育て支援に関するアンケート調査

①-ア 今後、利用したいと思う平日の定期的な教育・保育事業【就学前児童保護者】

平日の定期的な教育・保育事業を利用している人に、今後、利用したいと思う事業について聞いたところ、「認定こども園の保育利用（2号認定、3号認定）」が最も多く58.4%、次いで「保育所（市立・私立）」が24.5%、「幼稚園（市立・私立）（通常の就園時間の利用）」が14.5%となっています。

平日の定期的な教育・保育事業を利用していない人においては、「認定こども園の保育利用（2号認定、3号認定）」が最も多く50.5%、次いで「幼稚園（市立・私立）（通常の就園時間の利用）」が38.6%、「保育所（市立・私立）」が36.4%となっています。

【今後、利用したいと思う平日の定期的な教育・保育事業】

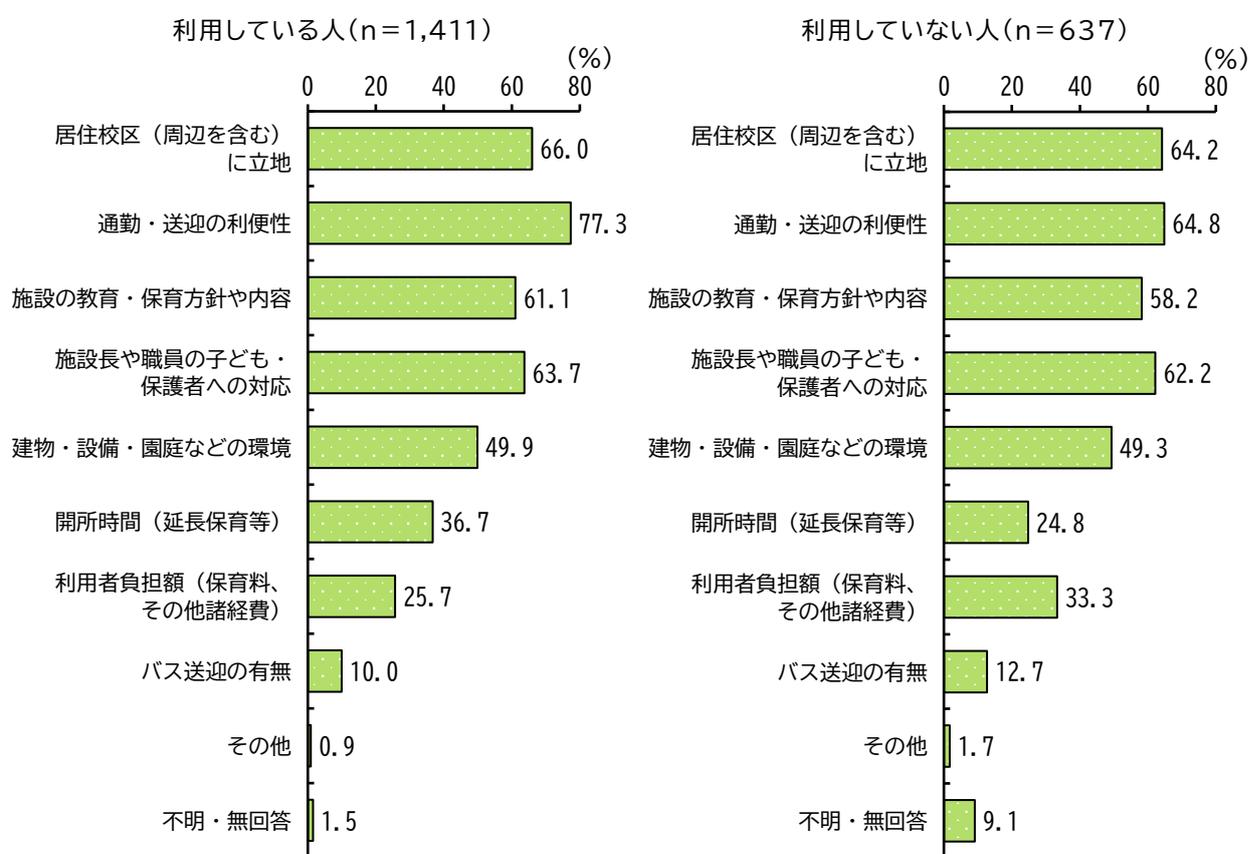


①-イ 平日の定期的な教育・保育事業を選ぶ際に重視する項目【就学前児童保護者】

平日の定期的な教育・保育事業を利用している人に、事業を選ぶ際に重視する項目について聞いたところ、「通勤・送迎の利便性」が最も多く 77.3%、次いで「居住校区（周辺を含む）に立地」が 66.0%、「施設長や職員の子ども・保護者への対応」が 63.7%となっています。

平日の定期的な教育・保育事業を利用していない人においては、「通勤・送迎の利便性」が最も多く 64.8%、次いで「居住校区（周辺を含む）に立地」が 64.2%、「施設長や職員の子ども・保護者への対応」が 62.2%となっています。

【平日の定期的な教育・保育事業を選ぶ際に重視する項目】



①-ウ 子育て相談窓口の利用状況【就学前児童保護者・小学生保護者】

市が実施する子育て相談窓口の利用状況について聞いたところ、子育て世代包括支援センター（中央保健センター・南保健センター・西保健センター・中央保健センター北分室・こどもの未来健康支援センター「みらいえ」内）については、「知っているが利用したことがない」が最も多く、42.3%となっています。

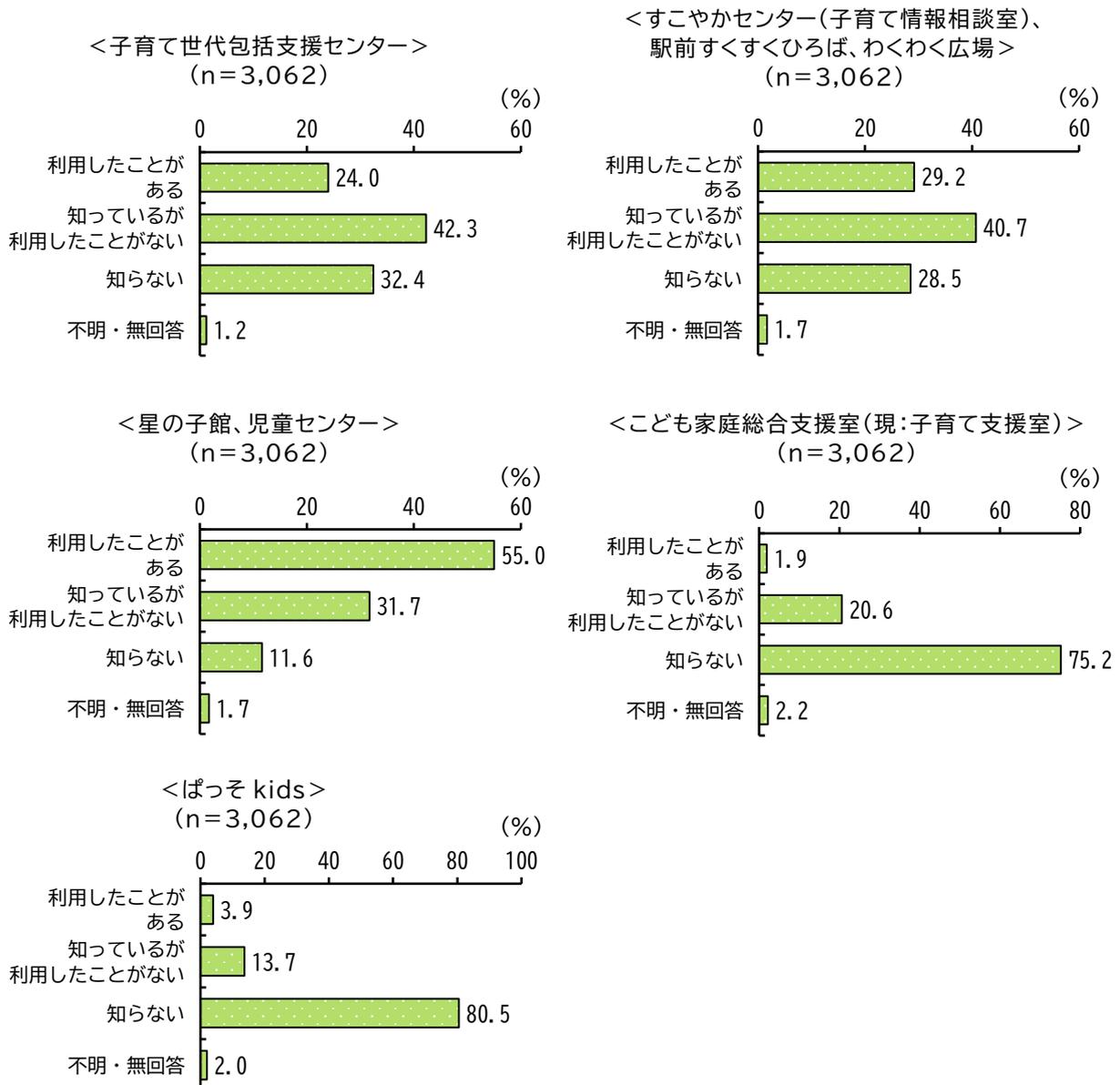
すこやかセンター（子育て情報相談室）、駅前すくすくひろば、わくわく広場については「知っているが利用したことがない」が最も多く、40.7%となっています。

星の子館、児童センターについては、「利用したことがある」が最も多く、55.0%となっています。

こども家庭総合支援室（現：子育て支援室）については、「知らない」が最も多く、75.2%となっています。

ぱっそ kids については、「知らない」が最も多く、80.5%となっています。

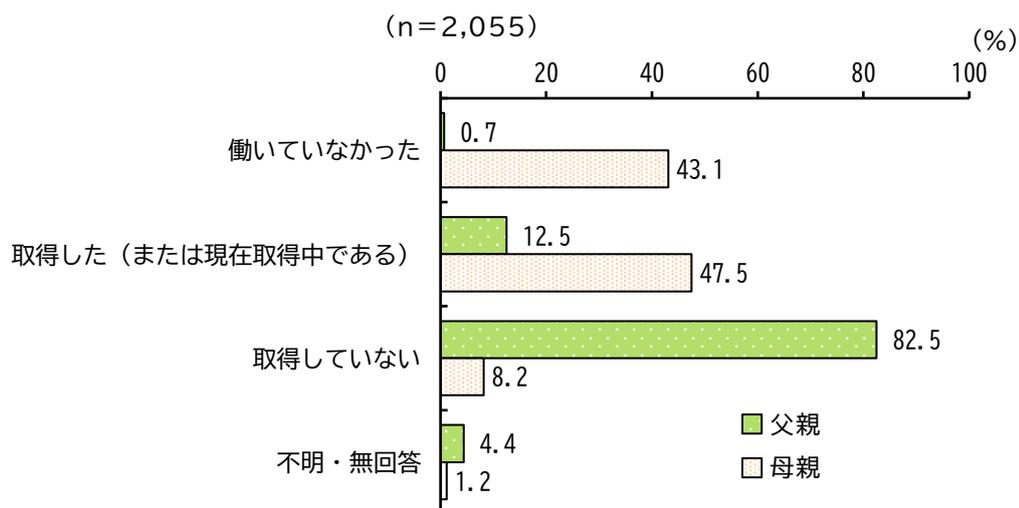
【子育て相談窓口の利用状況】



①-工 育児休業の取得状況【就学前児童保護者】

子どもが生まれたとき、育児休業を取得したか聞いたところ、父親では「取得した（または現在取得中である）」が12.5%、「取得していない」が82.5%、母親では「取得した（または現在取得中である）」が47.5%、「取得していない」が8.2%となっています。

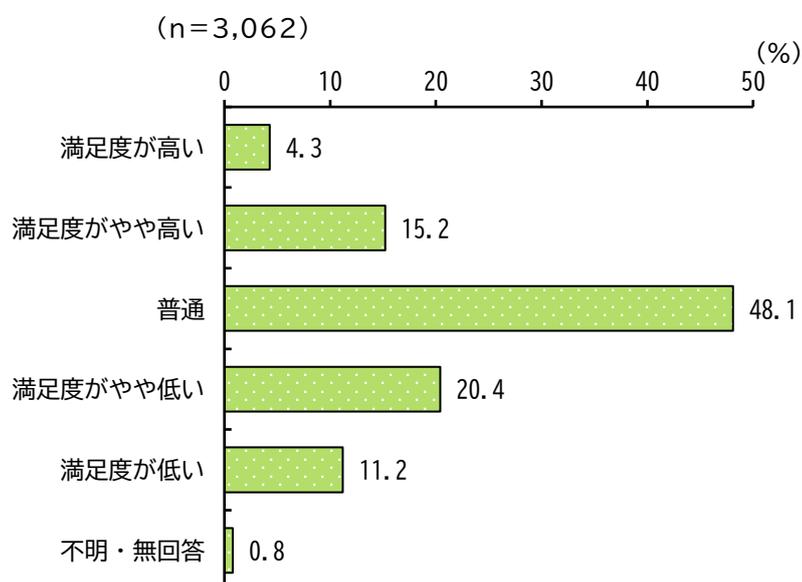
【育児休業の取得状況】



①-オ 子育て環境や支援の満足度【就学前児童保護者・小学生保護者】

子育ての環境や支援の満足度について聞いたところ、「満足」（「満足度が高い」と「満足度がやや高い」の合計）と答えた人の割合は19.5%、「満足していない」（「満足度が低い」と「満足度がやや低い」の合計）と答えた人の割合は31.6%となっています。

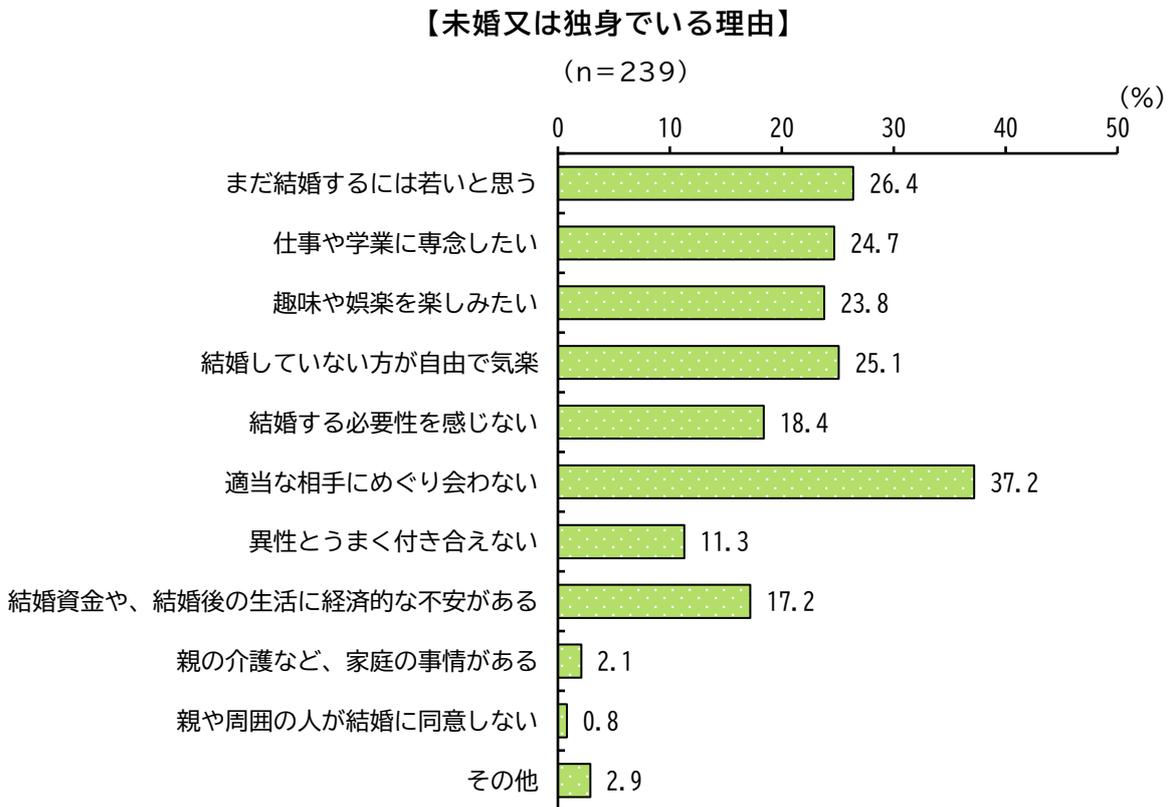
【子育て環境や支援の満足度】



② 子ども・若者意識調査

②-ア 未婚又は独身でいる理由【18～39歳のうち、現在結婚していない方】

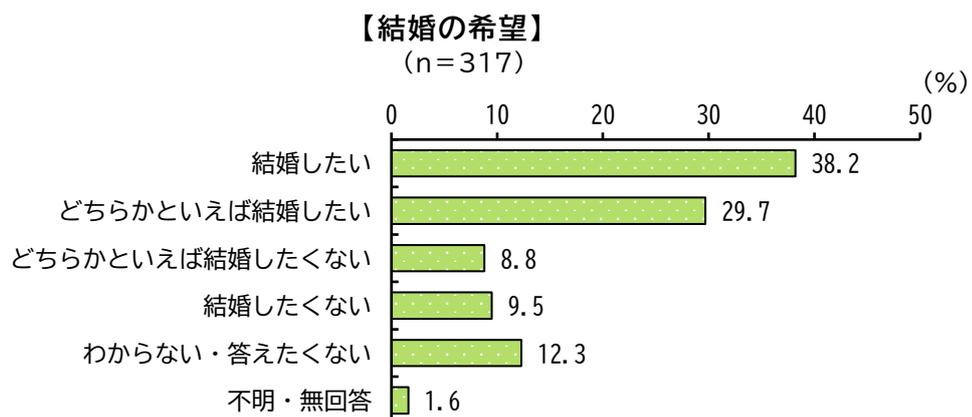
「適当な相手にめぐり会わない」が最も高く37.2%、次いで「まだ結婚するには若いと思う」が26.4%、「結婚していない方が自由で気楽」が25.1%となっています。



②-イ 結婚の希望【15～39歳のうち、現在結婚していない方】

「結婚したい」が38.2%と最も高くなっています。

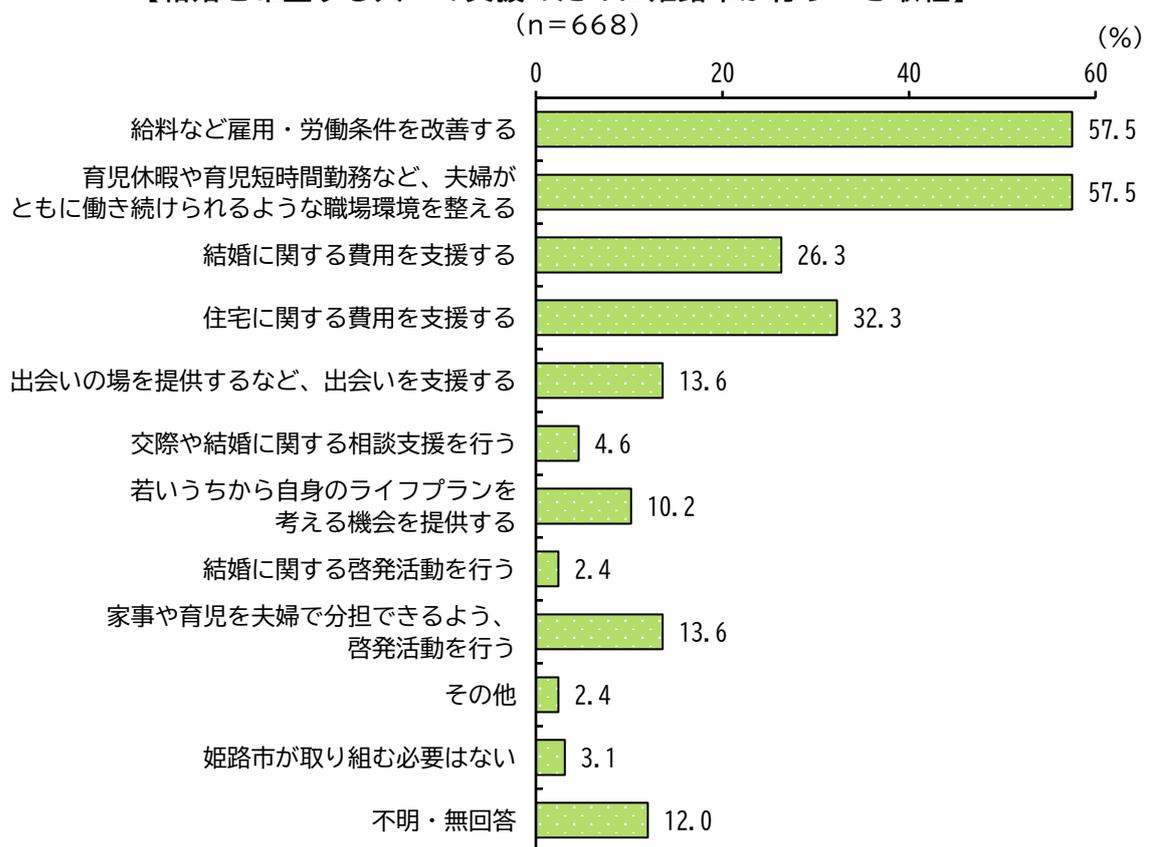
「結婚したい」と「どちらかといえば結婚したい」を合わせた割合は67.9%、「結婚したくない」と「どちらかといえば結婚したくない」を合わせた割合は18.3%となっています。



②-ウ 結婚を希望する人への支援のために姫路市が行うべき取組【15～39歳】

「給料など雇用・労働条件を改善する」と「育児休暇や育児短時間勤務など、夫婦がともに働き続けられるような職場環境を整える」が最も高く 57.5%、次いで「住宅に関する費用を支援する」が 32.3%、「結婚に関する費用を支援する」が 26.3%となっています。

【結婚を希望する人への支援のために姫路市が行うべき取組】

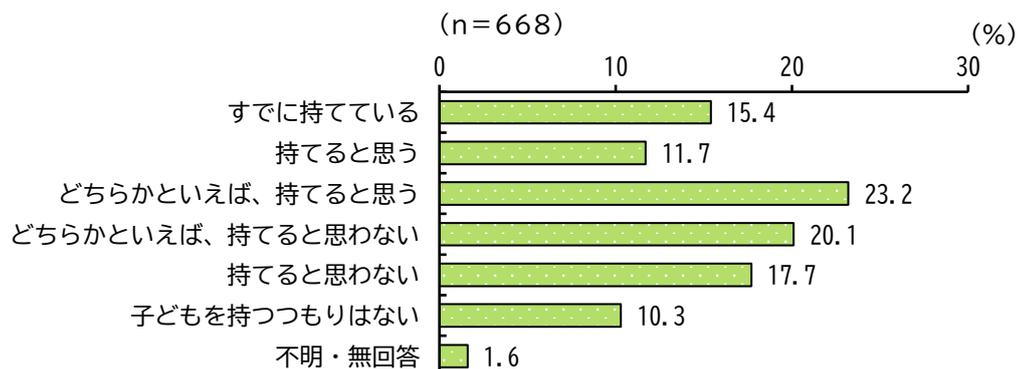


②-エ 理想とする数の子どもを持てると思うか【15～39歳】

「どちらかといえば、持てると思う」が 23.2%と最も高くなっています。

「すでに持っている」、「持てると思う」及び「どちらかといえば、持てると思う」を合わせた割合は 50.3%、「持てると思わない」と「どちらかといえば、持てると思わない」を合わせた割合は 37.8%となっています。

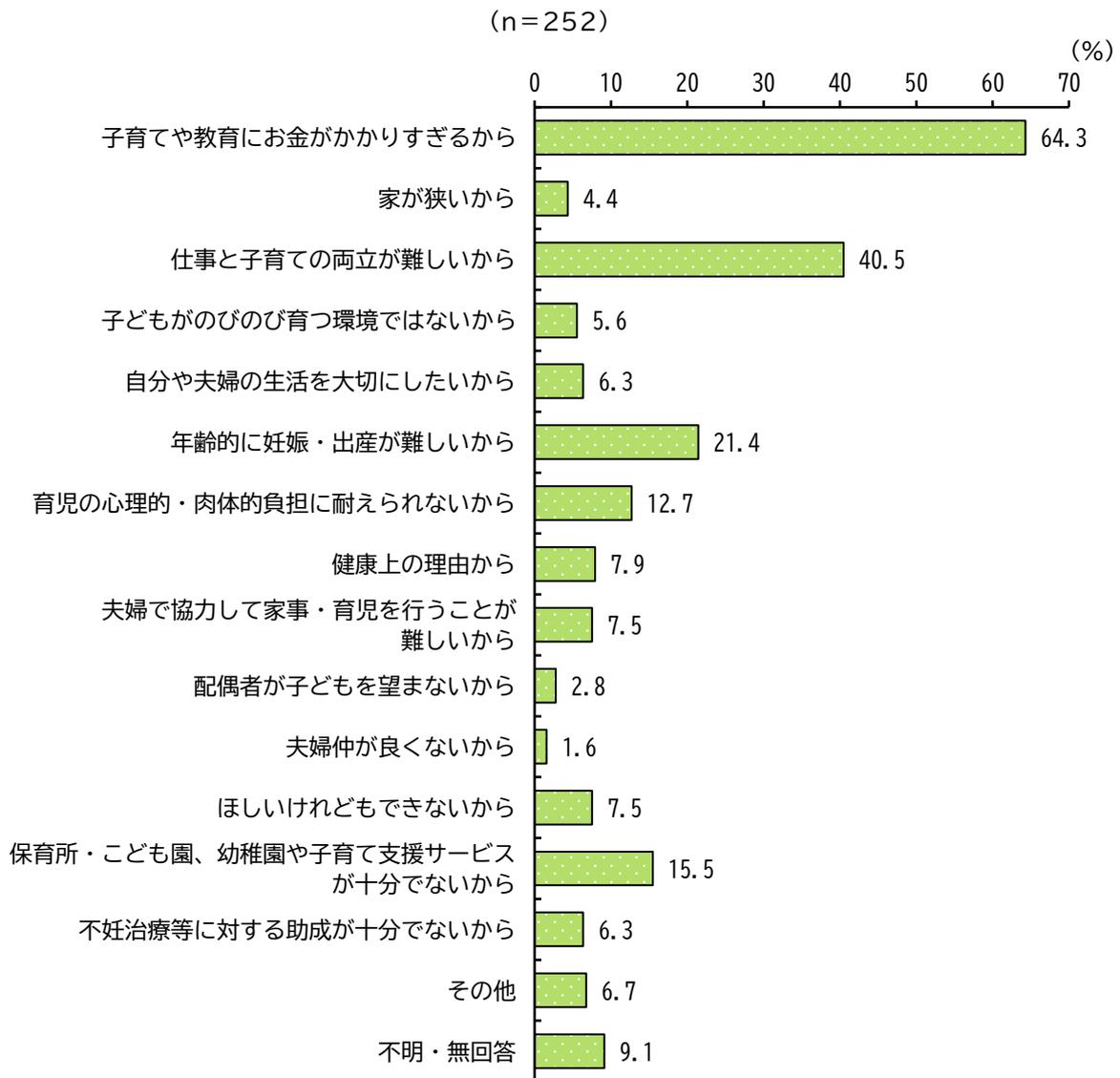
【理想とする数の子どもを持てると思うか】



②-オ 理想とする数の子どもを持てそうにないと思う理由【15～39歳のうち、理想とする数の子どもを「持てると思わない」又は「どちらかといえば、持てると思わない」と回答した方】

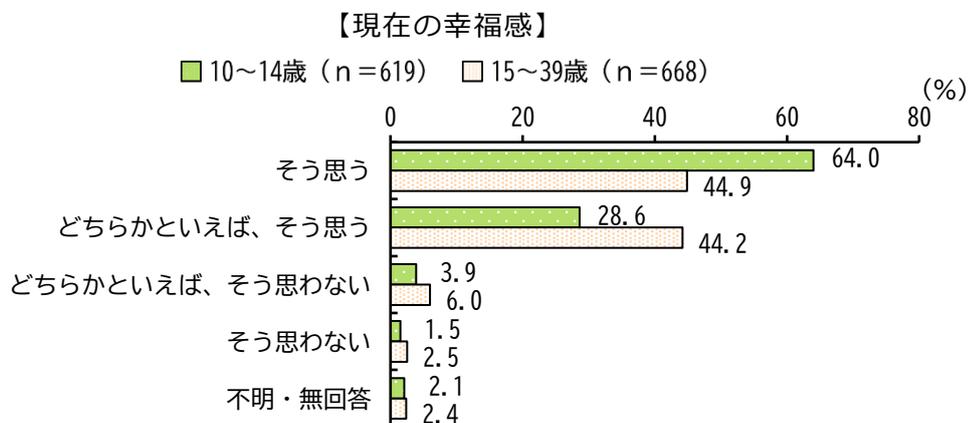
「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も高く64.3%、次いで「仕事と子育ての両立が難しいから」が40.5%、「年齢的に妊娠・出産が難しいから」が21.4%となっています。

【理想とする数の子どもを持てそうにないと思う理由】



②-カ 現在の幸福感【10～39 歳】

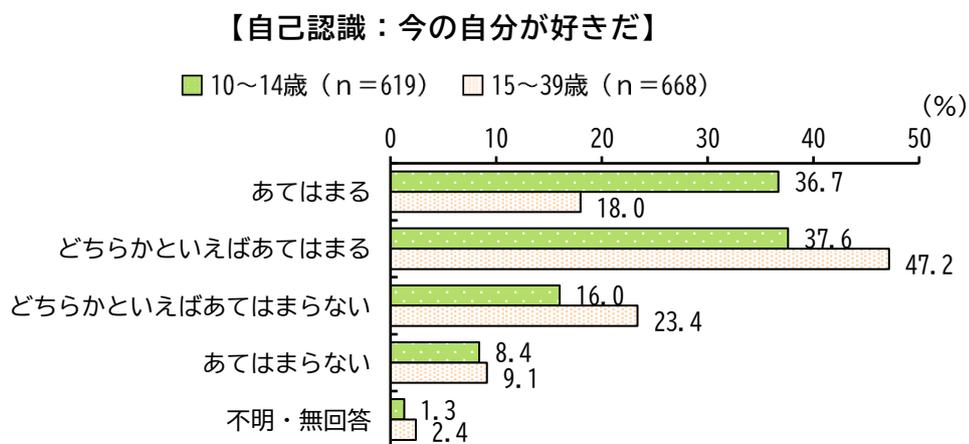
「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた割合は、10～14 歳では 92.6%、15～39 歳では 89.1%となっています。



②-キ 自己認識（今の自分が好きだ）【10～39 歳】

10～14 歳では、「どちらかといえばあてはまる」が最も高く、次いで「あてはまる」となっており、両者を合わせた割合は 74.3%となっています。また、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は、24.4%となっています。

15～39 歳では、「どちらかといえばあてはまる」が最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまらない」となっています。「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合は 65.2%で、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は 32.5%となっています。

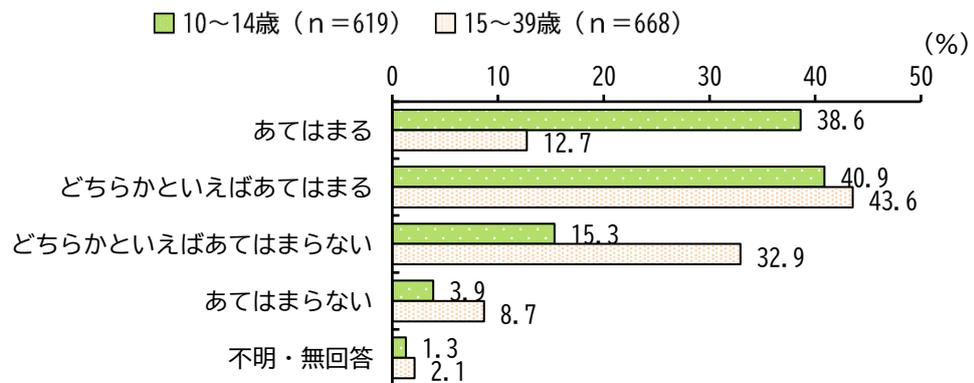


②-ク 自己認識（うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む）【10～39 歳】

10～14 歳では、「どちらかといえばあてはまる」が最も高く、次いで「あてはまる」となっており、両者を合わせた割合は 79.5%となっています。また、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は 19.2%となっています。

15～39 歳では、「どちらかといえばあてはまる」が最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまらない」となっています。「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合は 56.3%で、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は 41.6%となっています。

【自己認識：うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む】

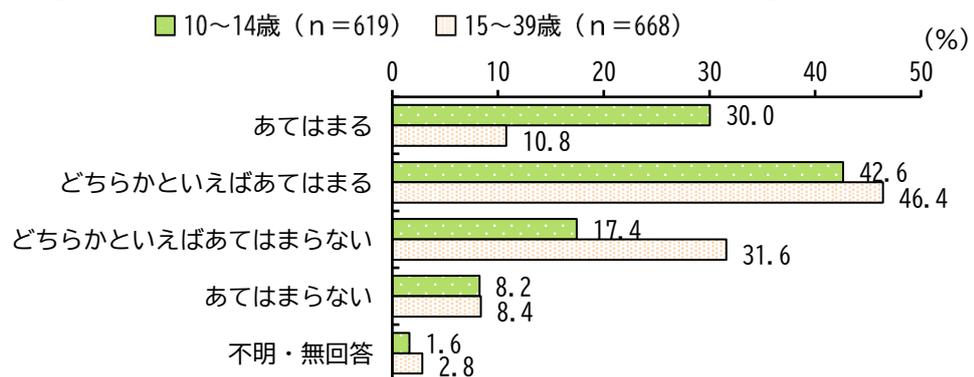


②-ケ 自己認識（自分は周りの人の役に立っていると思う）【10～39 歳】

10～14 歳では、「どちらかといえばあてはまる」が最も高く、次いで「あてはまる」となっており、両者を合わせた割合は 72.6%となっています。また、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は 25.6%となっています。

15～39 歳では、「どちらかといえばあてはまる」が最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまらない」となっています。「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合は 57.2%で、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は 40.0%となっています。

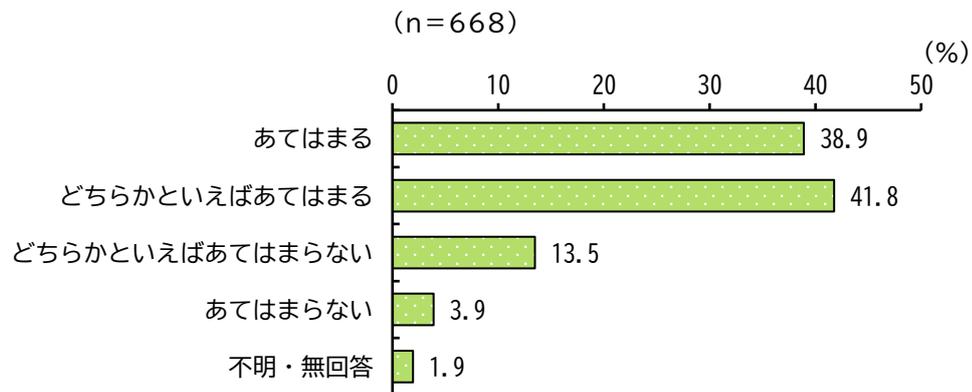
【自己認識：自分は周りの人の役に立っていると思う】



②-コ 自己認識（自分には自分らしさというものがあると思う）【15～39 歳】

「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合は 80.7%、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は 17.4%となっています。

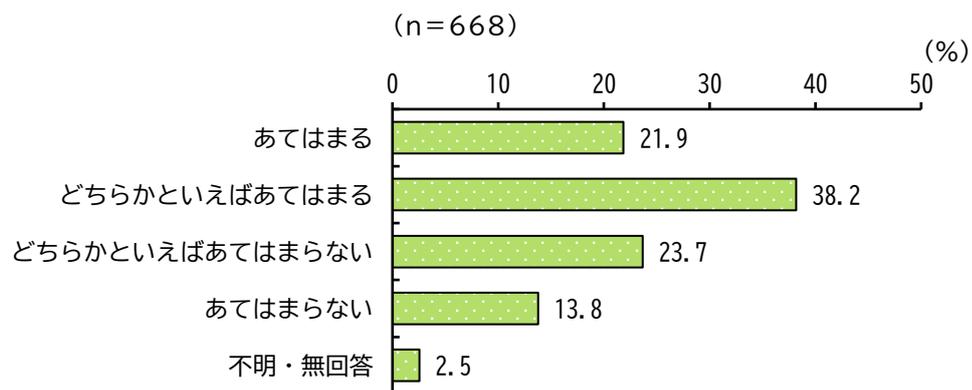
【自己認識：自分には自分らしさというものがあると思う】



②-サ 自己認識（努力すれば希望する職業につくことができる）【15～39 歳】

「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合は 60.1%、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は 37.5%となっています。

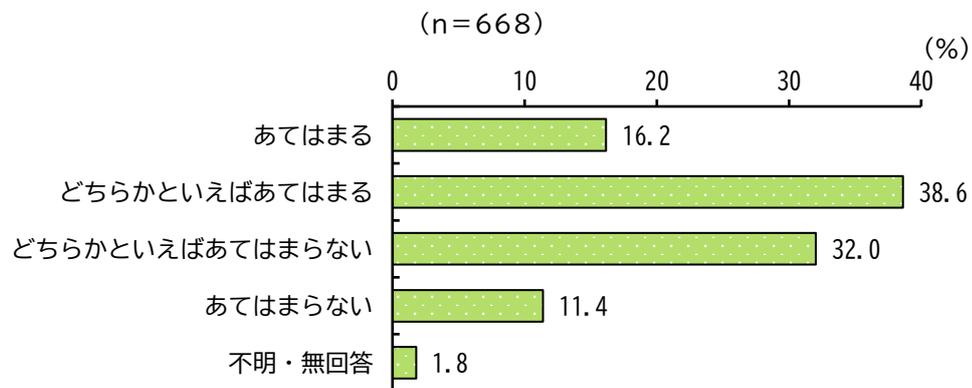
【自己認識：努力すれば希望する職業につくことができる】



②-シ 自己認識（自分の考えをはっきり相手に伝えることができる）【15～39 歳】

「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合は 54.8%、「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」を合わせた割合は 43.4%となっています。

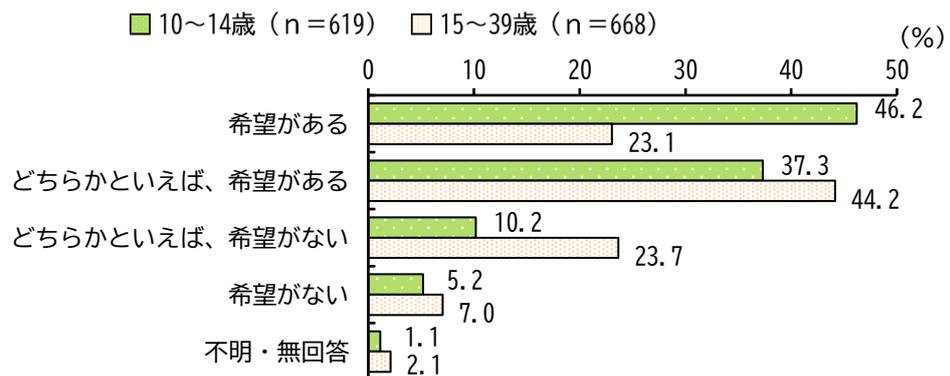
【自己認識：自分の考えをはっきり相手に伝えることができる】



②-ス 将来への希望【10～39 歳】

「希望がある」と「どちらかといえば、希望がある」を合わせた割合は、10～14 歳では 83.5%、15～39 歳では 67.3%となっています。また、「希望がない」と「どちらかといえば、希望がない」を合わせた割合は、10～14 歳では 15.4%、15～39 歳では 30.7%となっています。

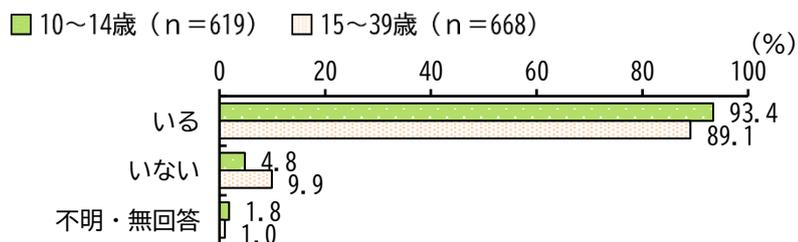
【将来への希望】



②-セ 悩みごとや困りごとを相談できる人の有無【10～39歳】

いずれの年齢層でも「いる」が最も高く、10～14歳では93.4%、15～39歳では89.1%となっています。

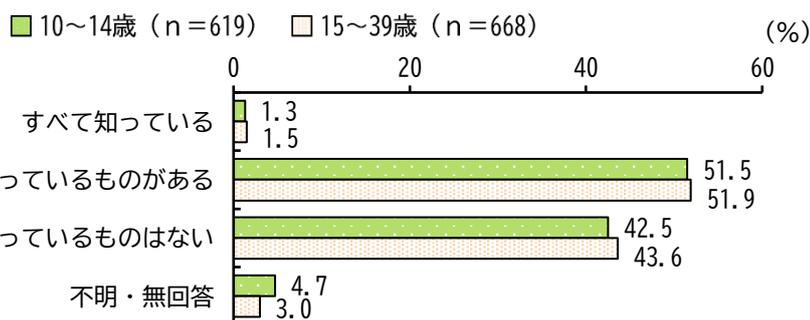
【悩みごとや困りごとを相談できる人の有無】



②-ソ 子ども・若者の相談窓口の認知度【10～39歳】

いずれの年齢層でも「知っているものがある」が最も高く、10～14歳で51.5%、15～39歳で51.9%となっています。次いで「知っているものはない」が高くなっており、10～14歳で42.5%、15～39歳で43.6%となっています。

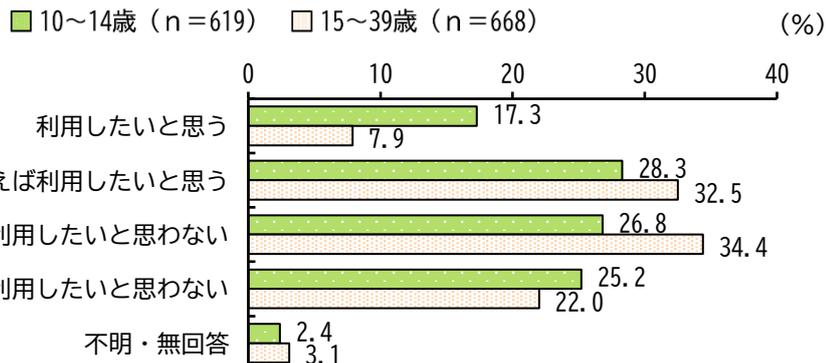
【子ども・若者の相談窓口の認知度】



②-タ 子ども・若者の相談窓口の利用希望【10～39歳】

「利用したいと思う」と「どちらかといえば利用したいと思う」を合わせた割合は、10～14歳で45.6%、15～39歳で40.4%となっています。また、「利用したいと思わない」と「どちらかといえば利用したいと思わない」を合わせた割合は、10～14歳で52.0%、15～39歳で56.4%となっています。

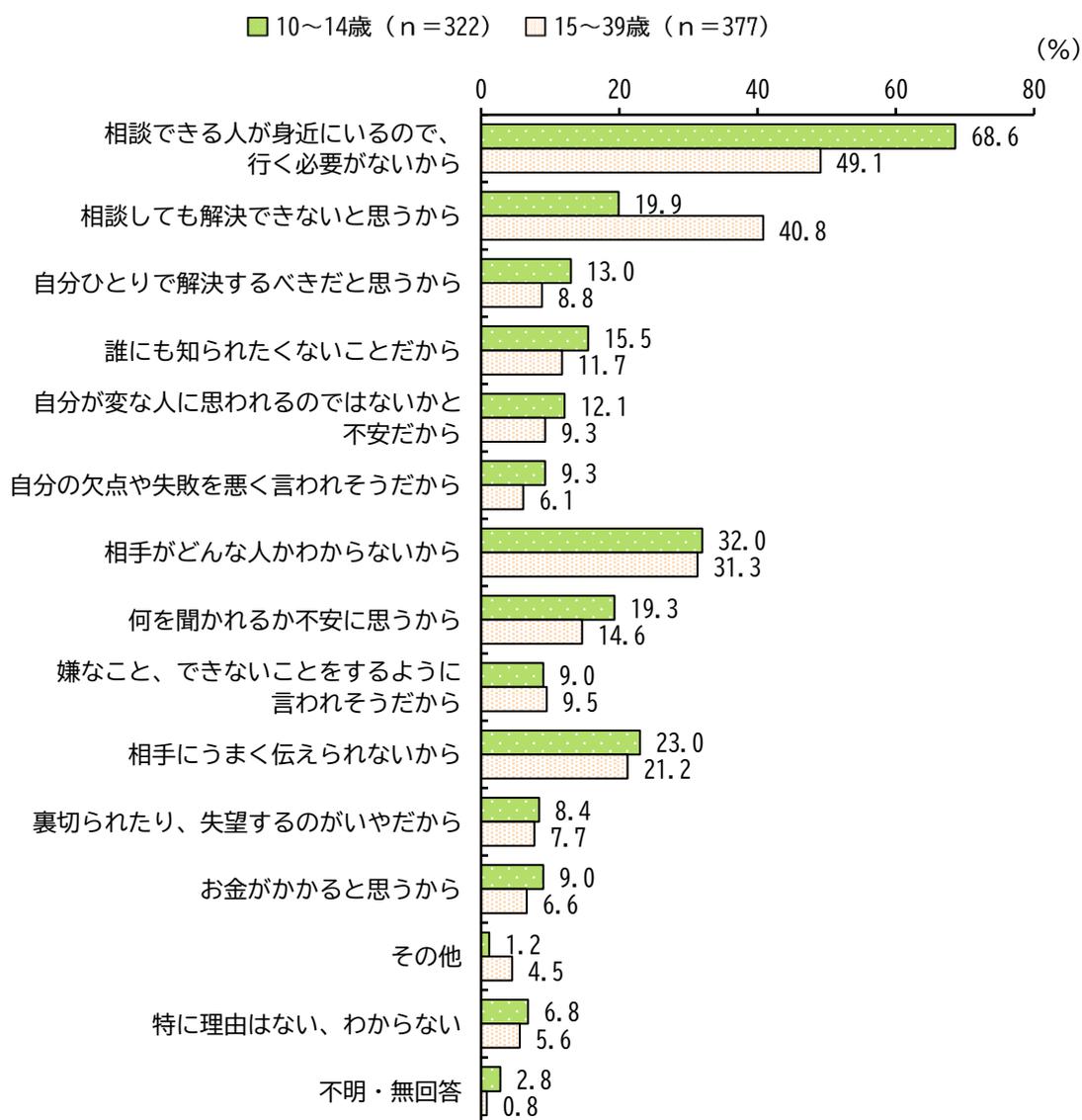
【子ども・若者の相談窓口の利用希望】



②-チ 子ども・若者の相談窓口の利用を希望しない理由【10～39歳のうち、子ども・若者の相談窓口を「利用したいと思わない」又は「どちらかといえば利用したいと思わない」と回答した方】

いずれの年齢層でも「相談できる人が身近にいるので、行く必要がないから」が最も高く、10～14歳で68.6%、15～39歳で49.1%となっています。次いで、10～14歳では「相手がどんな人かわからないから」が32.0%、「相手にうまく伝えられないから」が23.0%となっており、15～39歳では「相談しても解決できないと思うから」が40.8%、「相手がどんな人かわからないから」が31.3%となっています。

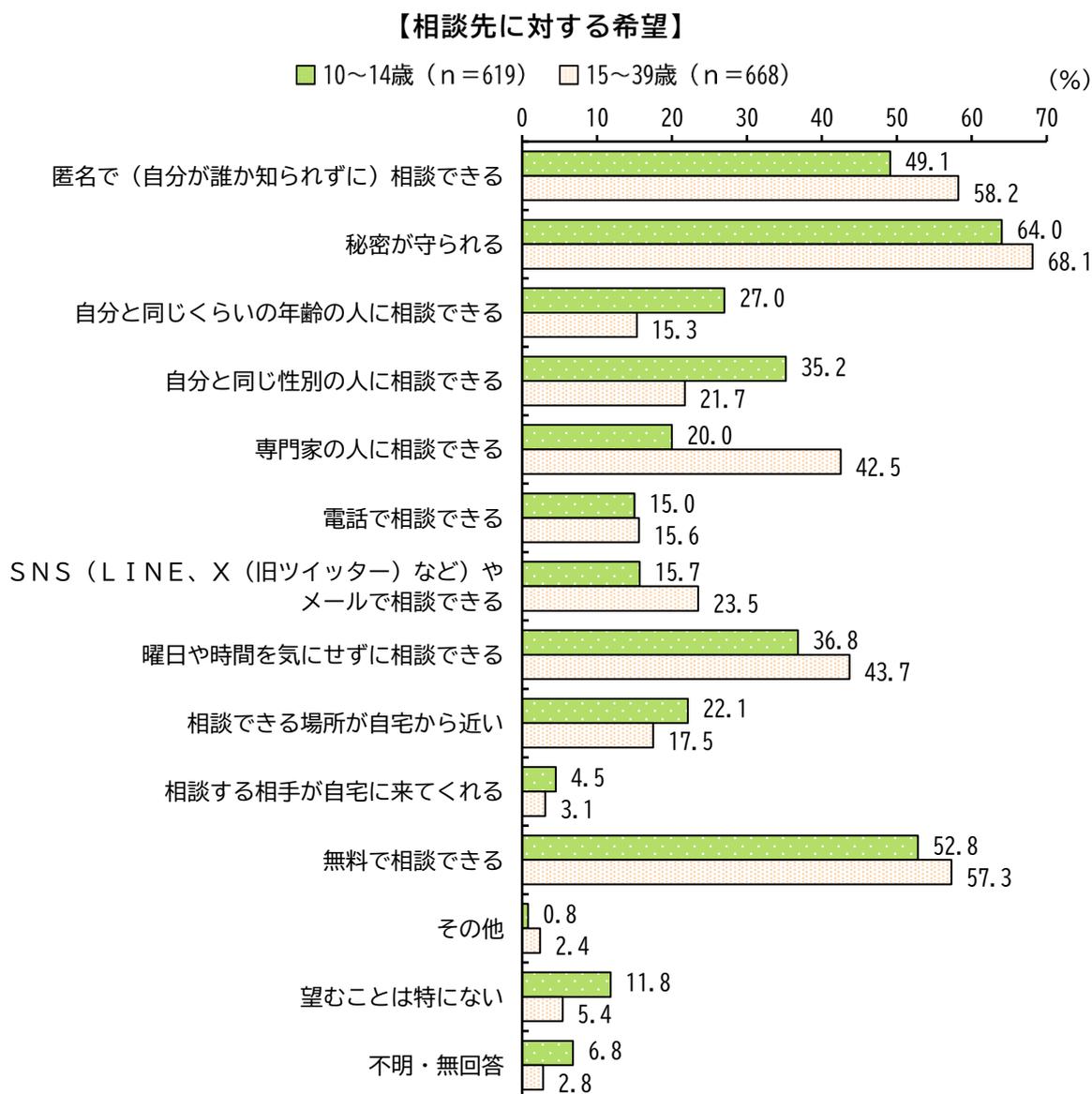
【子ども・若者の相談窓口の利用を希望しない理由】



②-ツ 相談先に対する希望【10～39歳】

10～14歳では、「秘密が守られる」が最も高く64.0%、次いで「無料で相談できる」が52.8%、「匿名で（自分が誰か知られずに）相談できる」が49.1%となっています。

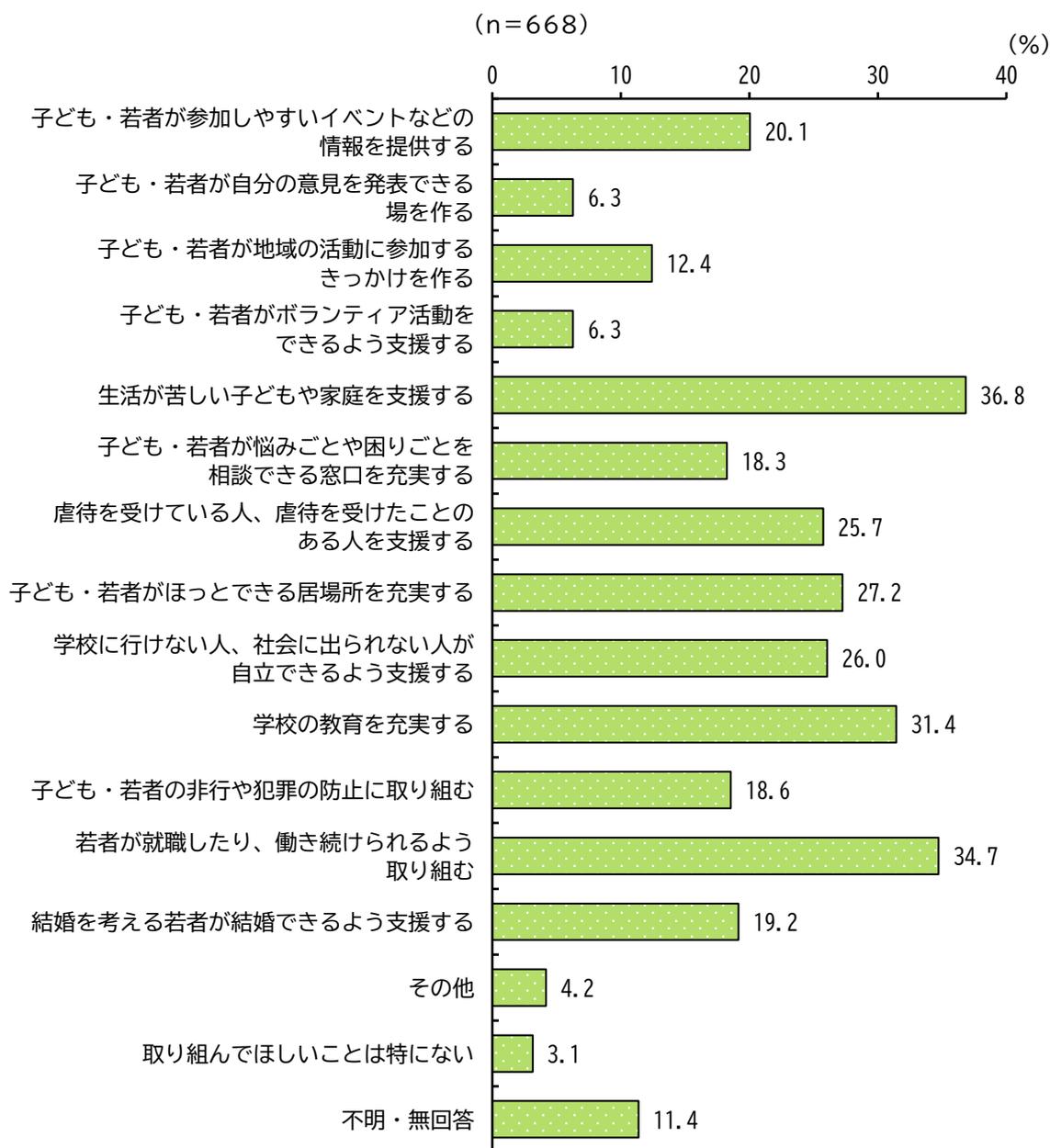
15～39歳では、「秘密が守られる」が最も高く68.1%、次いで「匿名で（自分が誰か知られずに）相談できる」が58.2%、「無料で相談できる」が57.3%となっています。



②-テ 姫路市が取り組むべき子ども・若者への支援【15～39歳】

「生活が苦しい子どもや家庭を支援する」が最も高く 36.8%となっています。その他では、「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」、「学校の教育を充実する」、「子ども・若者がほっとできる居場所を充実する」が高くなっています。

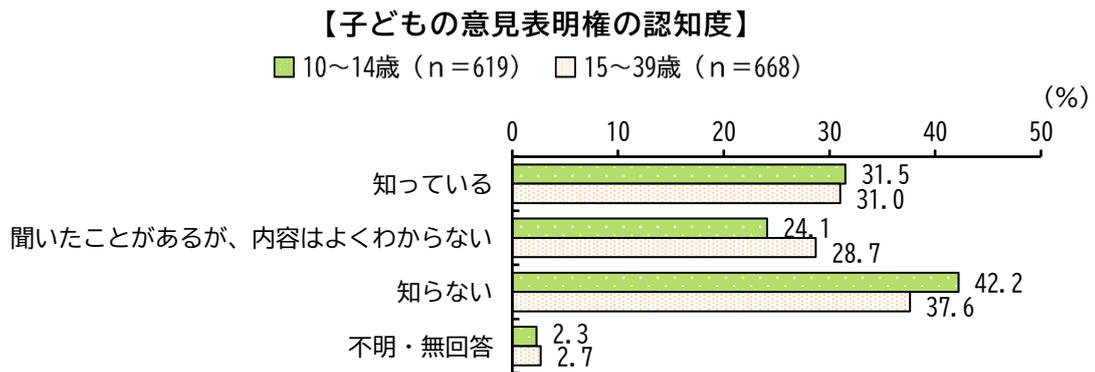
【姫路市が取り組むべき子ども・若者への支援】



②-ト 子どもの意見表明権の認知度【10～39歳】

いずれの年齢層でも「知らない」が最も高く、10～14歳で42.2%、15～39歳で37.6%となっています。また、「知っている」は、10～14歳で31.5%、15～39歳で31.0%となっています。

「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」と「知らない」を合わせた割合は、10～14歳で66.3%、15～39歳でも66.3%となっています。

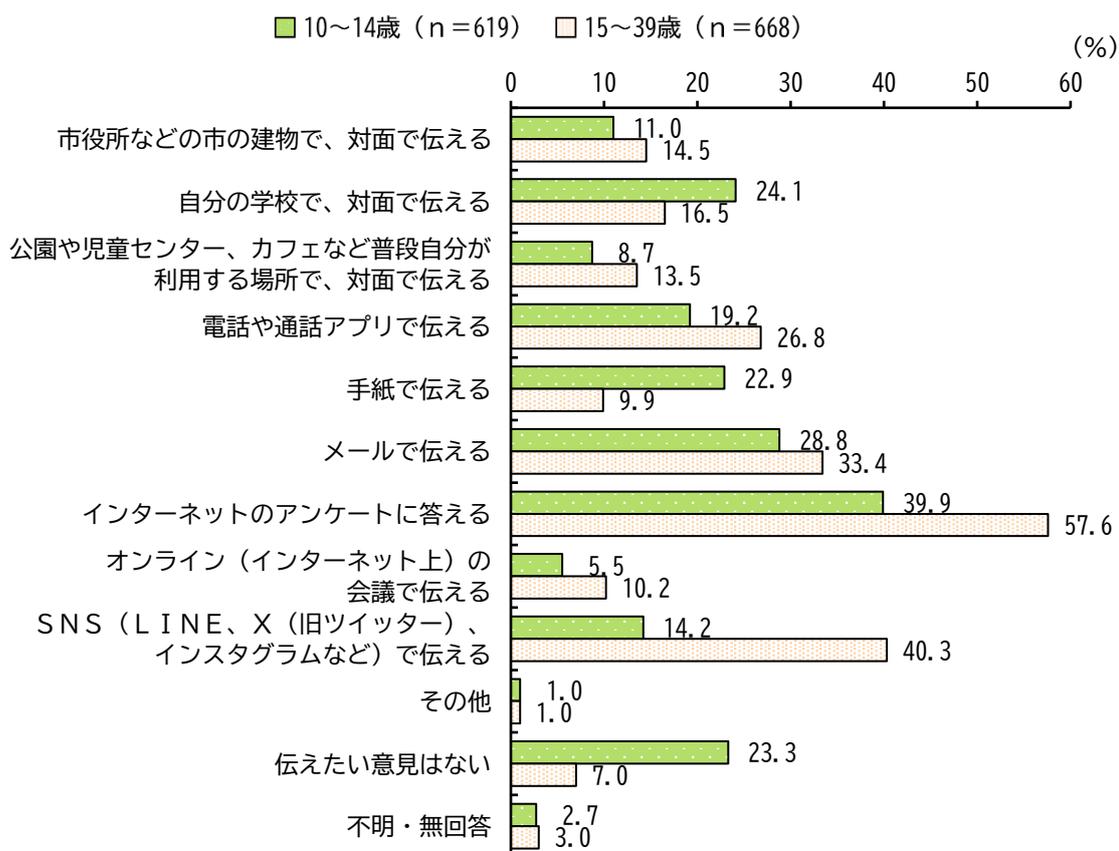


②-ナ 市に対して意見を伝えやすくなるような方法・手段【10～39歳】

10～14歳では、「インターネットのアンケートに答える」が最も高く 39.9%、次いで、「メールで伝える」が 28.8%、「自分の学校で、対面で伝える」が 24.1%となっています。

15～39歳では、「インターネットのアンケートに答える」が最も高く 57.6%、次いで「SNS(LINE、X(旧ツイッター)、インスタグラムなど)で伝える」が 40.3%、「メールで伝える」が 33.4%となっています。

【市に対して意見を伝えやすくなるような方法・手段】

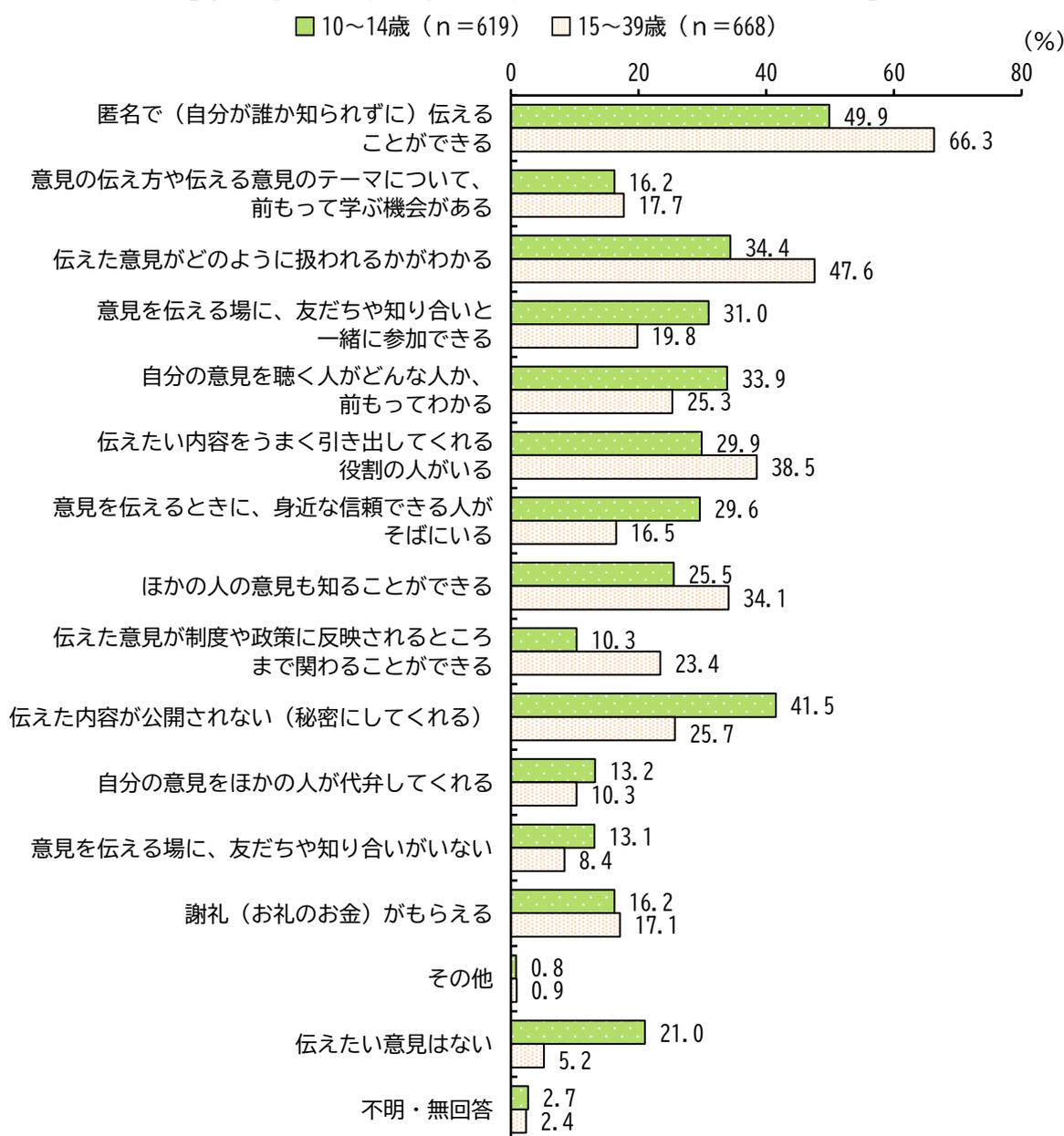


②-二 市に対して意見を伝えやすくなるような工夫・ルール【10～39歳】

10～14歳では、「匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる」が最も高く49.9%、次いで「伝えた内容が公開されない（秘密にしてくれる）」が41.5%、「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が34.4%となっています。

15～39歳では、「匿名で（自分が誰か知られずに）伝えることができる」が最も高く66.3%、次いで「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」が47.6%、「伝えたい内容をうまく引き出してくれる役割の人がいる」が38.5%となっています。

【市に対して意見を伝えやすくなるような工夫・ルール】



③ 子どもの生活実態調査

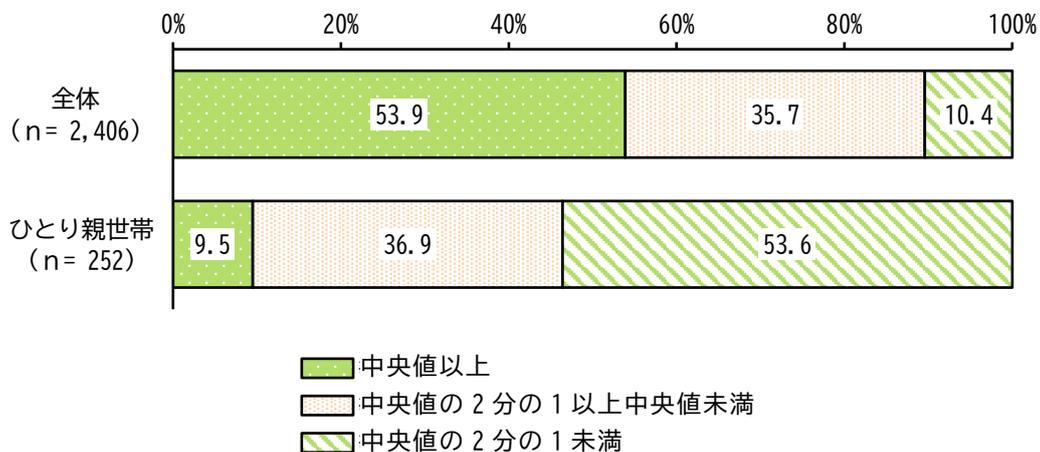
③-ア 収入の水準区分

調査結果を元に、回答のあった世帯を『等価世帯収入』の「中央値以上」、「中央値の2分の1以上中央値未満」、「中央値の2分の1未満」に分類しました。

その結果をみると、貧困の課題を抱えていると思われる「中央値の2分の1未満」の世帯の割合は10.4%（2,406世帯中250世帯）、ひとり親世帯では53.6%（252世帯中135世帯）となっています。

<全体>

分類	全体	ひとり親世帯
等価世帯収入の算出が可能な世帯数	2,406世帯	252世帯
等価世帯収入の中央値以上の世帯数	1,298世帯	24世帯
等価世帯収入の中央値の2分の1以上中央値未満の世帯数	858世帯	93世帯
等価世帯収入の中央値の2分の1未満の世帯数	250世帯	135世帯
等価世帯収入の中央値の2分の1未満の世帯の割合	10.4%	53.6%

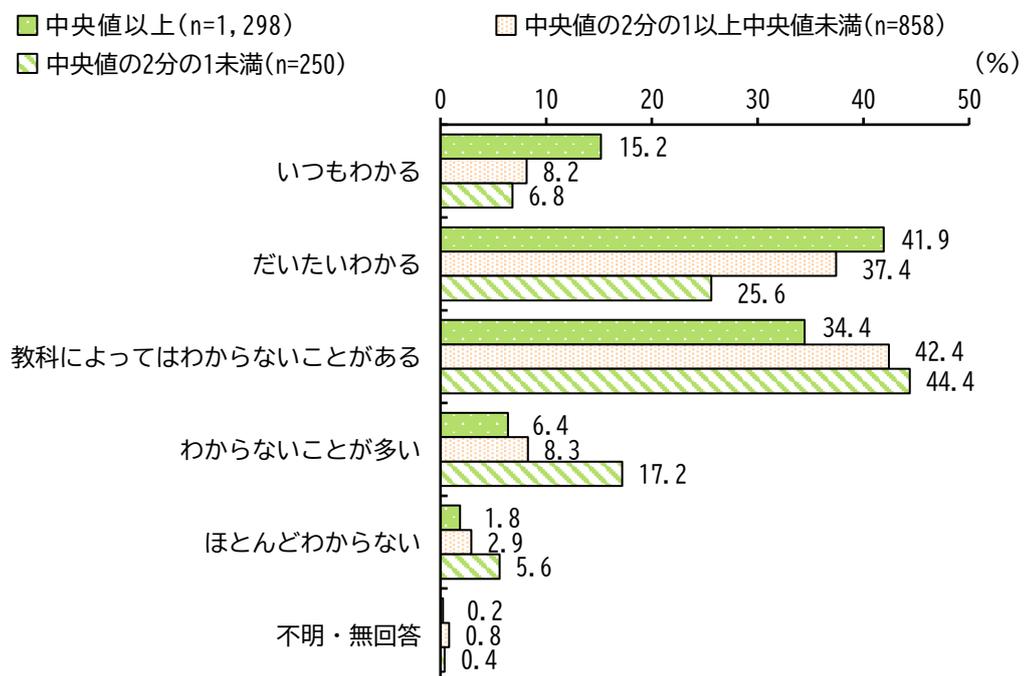


③-イ 学校の勉強の理解度【小学5年生・中学2年生のこども】

「中央値以上」の世帯では「だいたいわかる」、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯及び「中央値の2分の1未満」の世帯では「教科によってはわからないことがある」が最も高くなっています。

「教科によってはわからないことがある」、「わからないことが多い」及び「ほとんどわからない」を合わせた割合は、「中央値以上」の世帯では42.6%、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では53.6%、「中央値の2分の1未満」の世帯では67.2%と、収入の水準が低い層ほど高くなる傾向がみられます。

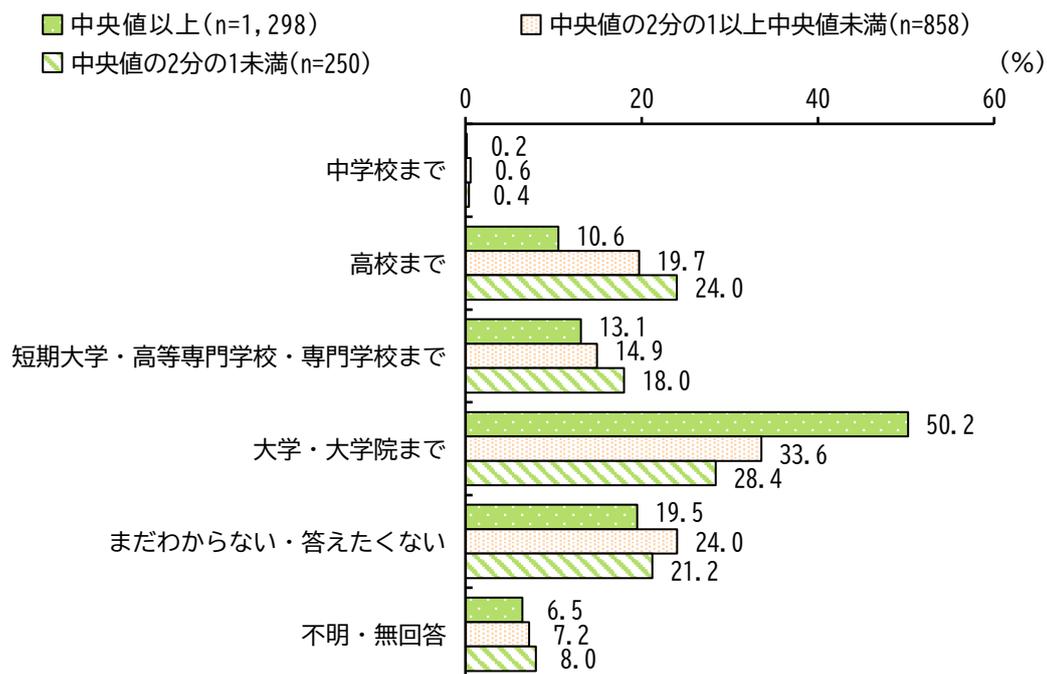
【学校の勉強の理解度】



③-ウ 進学を希望する教育段階【小学5年生・中学2年生の子ども】

「中央値以上」の世帯では「大学・大学院まで」が最も高く5割以上となっています。「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯及び「中央値の2分の1未満」の世帯でも「大学・大学院まで」が最も高くなっていますが、「中央値以上」の世帯に比べて低くなっており、その一方で、「高校まで」の割合が「中央値以上」の世帯に比べて高くなっています。

【進学を希望する教育段階】

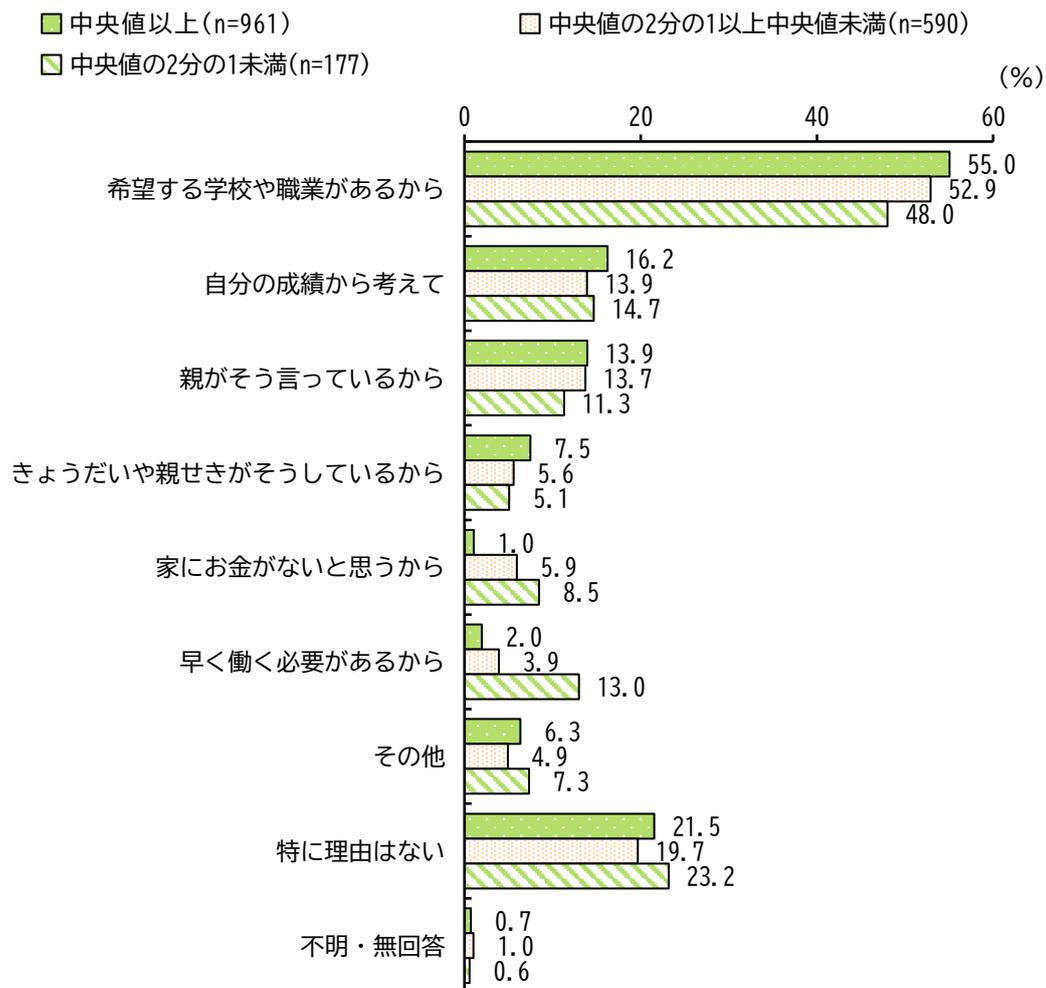


③-工 進学段階に関する希望の理由【小学5年生・中学2年生のこども】

いずれの世帯でも「希望する学校や職業があるから」が最も高く、次いで「特に理由はない」となっています。

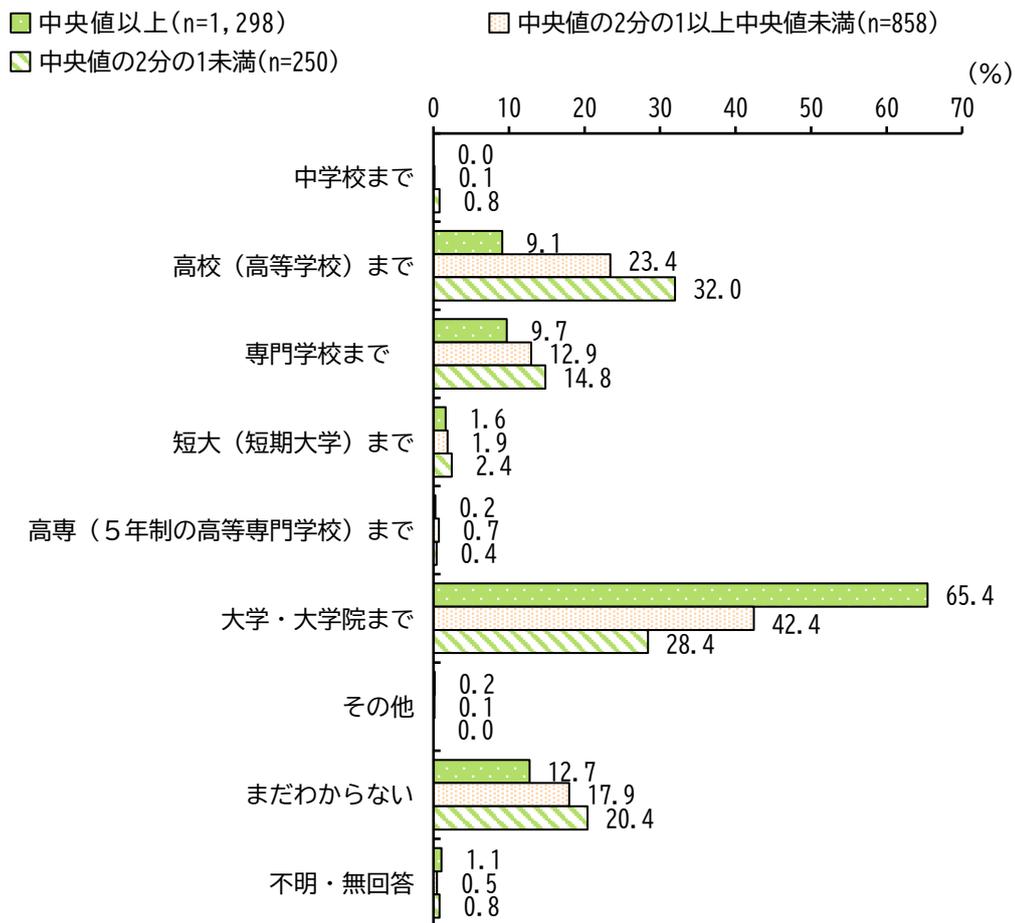
また、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「家にお金がないと思うから」、「早く働く必要があるから」が、他の世帯に比べてやや高くなっています。

【進学段階に関する希望の理由】



③-オ 子どもの進学段階に関する希望【小学5年生・中学2年生のこどもの保護者】
「中央値以上」の世帯及び「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では「大学・大学院まで」、「中央値の2分の1未満」の世帯では「高校（高等学校）まで」が最も高くなっています。

【子どもの進学段階に関する希望】

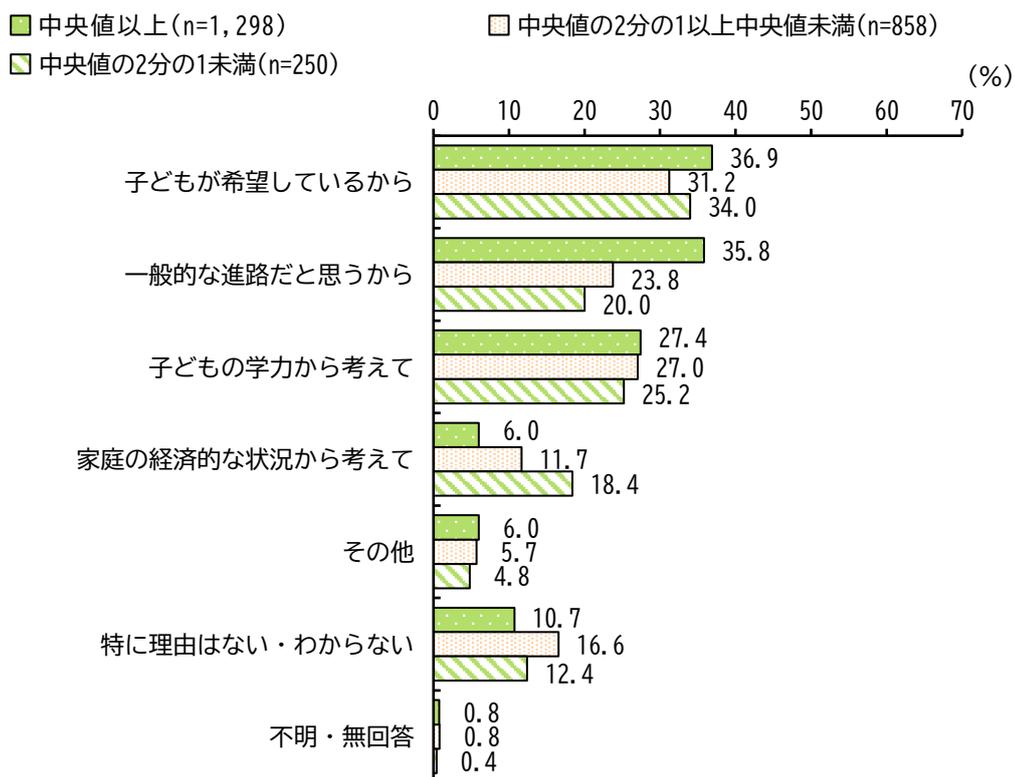


③-カ 子どもの進学段階に関する希望の理由【小学5年生・中学2年生のこどもの保護者】

いずれの世帯でも「子どもが希望しているから」が最も高くなっています。

「中央値以上」の世帯では「一般的な進路だと思うから」が他の世帯に比べて高くなっています。また、「中央値の2分の1未満」の世帯では「家庭の経済的な状況から考えて」が他の世帯に比べて高くなっています。

【子どもの進学段階に関する希望の理由】

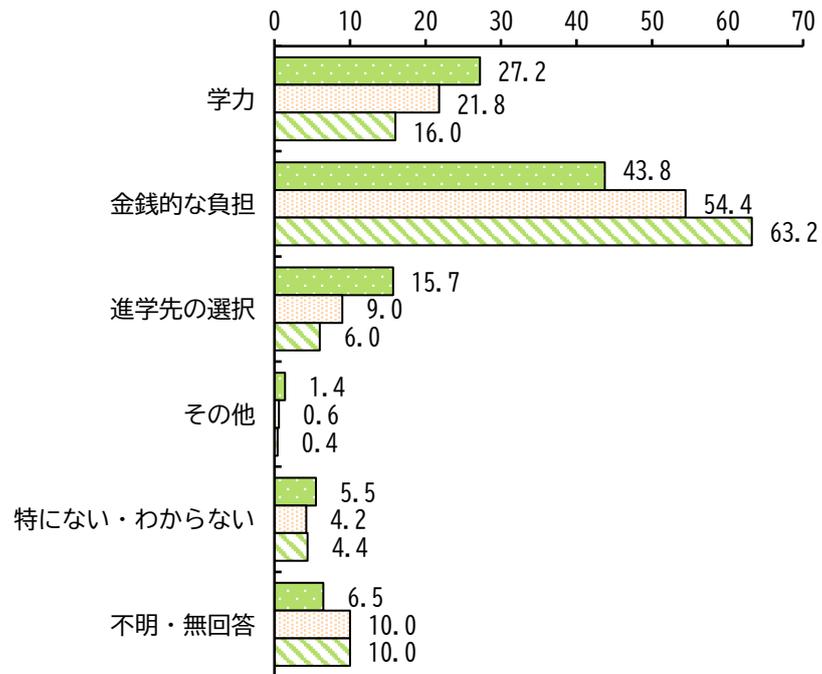


③-キ 子どもの進学に関する不安【小学5年生・中学2年生のこどもの保護者】

いずれの世帯でも「金銭的な負担」が最も高くなっており、「中央値の2分の1未満」の世帯では63.2%と、他の世帯に比べて高くなっています。

【子どもの進学に関する不安】

■ 中央値以上(n=1,298) □ 中央値の2分の1以上中央値未満(n=858)
 ▨ 中央値の2分の1未満(n=250) (%)

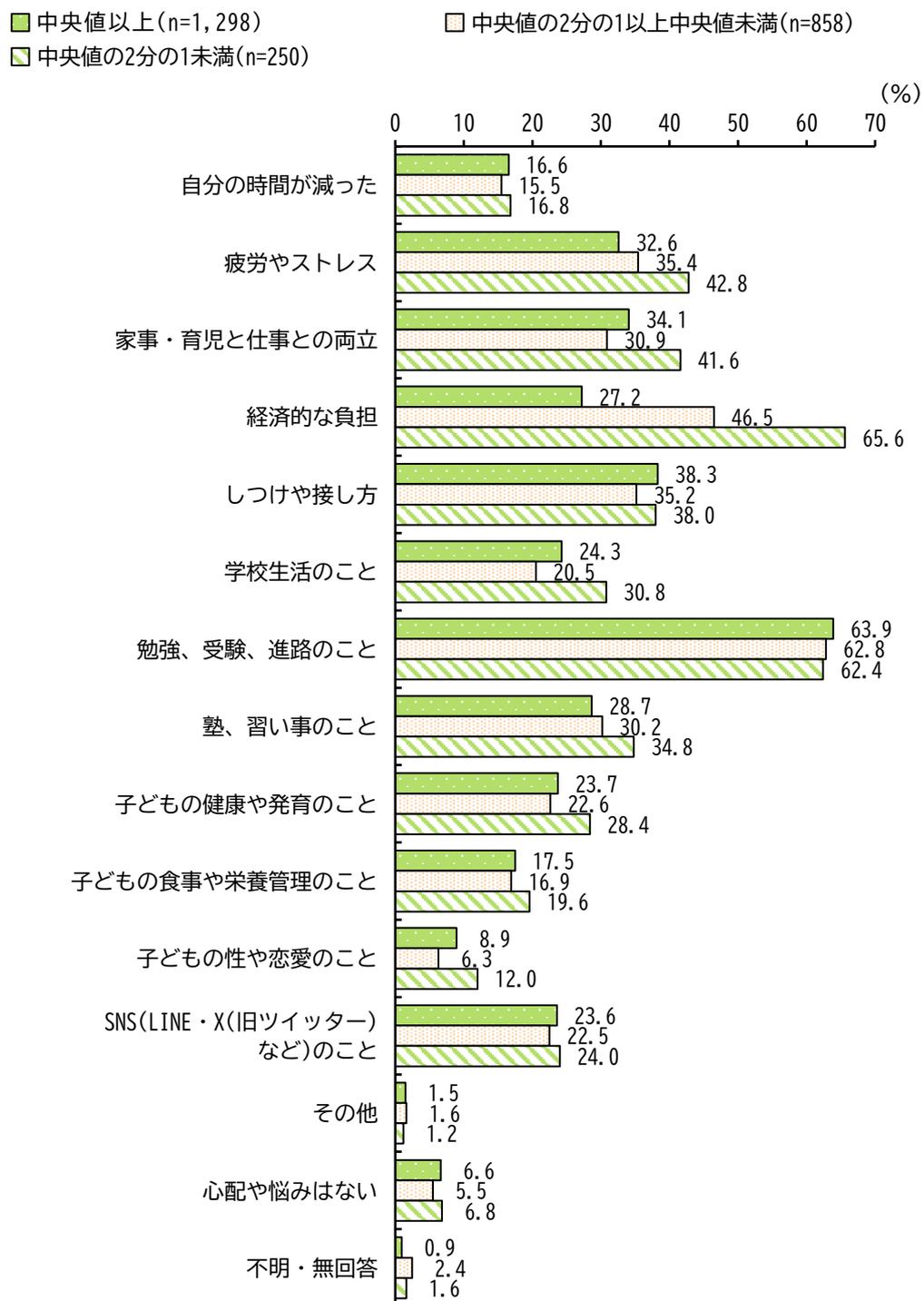


③-ク 子育てについての心配や悩み【小学5年生・中学2年生のこどもの保護者】

「中央値以上」の世帯及び「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では「勉強、受験、進路のこと」、「中央値の2分の1未満」の世帯では「経済的な負担」が最も高くなっています。

また、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「疲労やストレス」、「家事・育児と仕事との両立」、「学校生活のこと」等多くの項目において、他の世帯より割合が高くなっています。

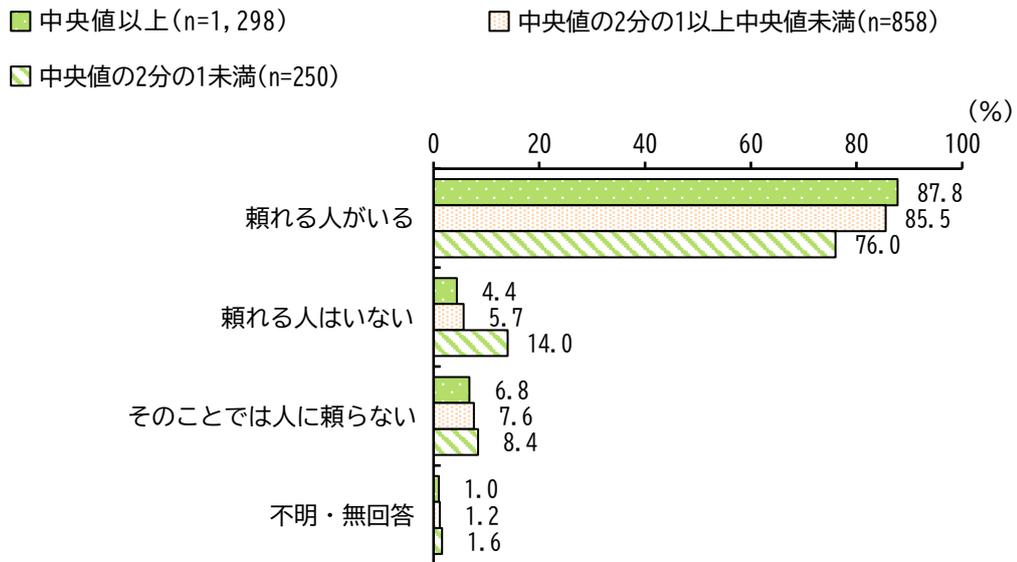
【子育てについての心配や悩み】



③-ケ 頼れる人の有無（子育てに関する相談）【小学5年生・中学2年生のこどもの保護者】

いずれの世帯でも「頼れる人がいる」が最も高くなっています。
 「中央値の2分の1未満」の世帯では、他の世帯に比べて「頼れる人がいる」の割合が低くなっている一方で、「頼れる人はいない」の割合が高くなっています。

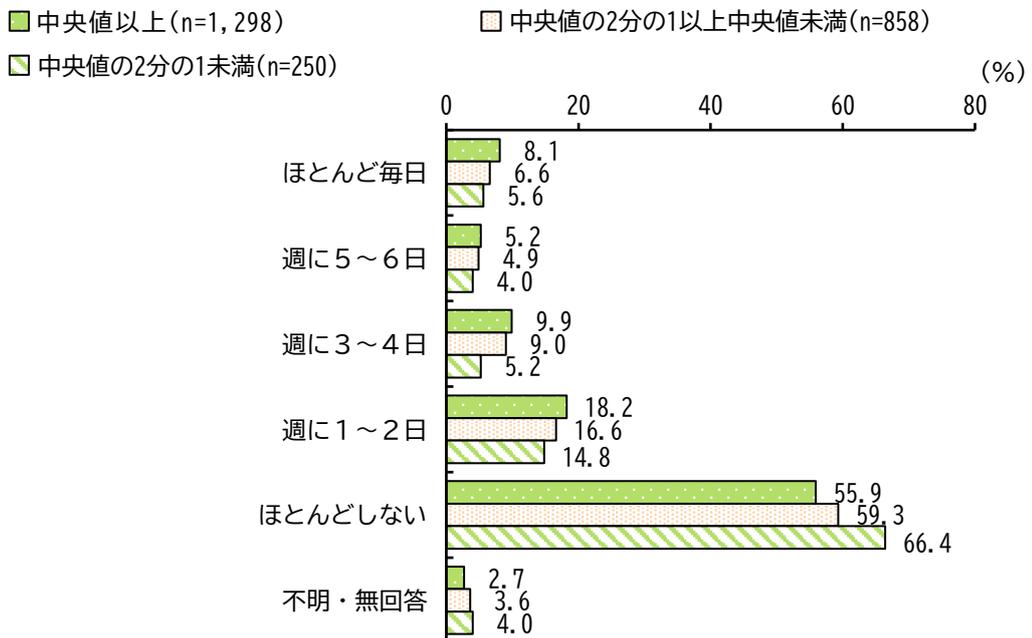
【頼れる人の有無（子育てに関する相談）】



③-コ 家族とのかかわり（一緒に勉強や宿題をする）【小学5年生・中学2年生のこども】

いずれの世帯でも「ほとんどしない」が最も高くなっており、「中央値の2分の1未満」の世帯では66.4%と、他の世帯に比べて高くなっています。

【家族とのかかわり（一緒に勉強や宿題をする）】



(3) 本市におけるこども・若者の主な課題

こども・若者に関するデータ及び市民アンケート調査の結果等から、本市におけるこども・若者の主な課題を抽出しました。

○ 少子化対策

本市の出生数は、近年減少の一途をたどっており、令和2年（2020年）には4,000人を下回りました。合計特殊出生率は、国や兵庫県より高いものの、令和4年（2022年）で1.39となっており、このままでは今後も少子化は進行すると予想されます。また、令和5年度（2023年度）の市民アンケート調査では、「理想とする数の子どもを持てると思うか」という設問に対して、37.8%の人が「持てると思わない」又は「どちらかといえば、持てると思わない」と回答しています。

少子化の背景には、未婚・晩婚化、経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が女性に偏っている状況、出会いの機会の減少、若者の人口流出など、様々な要因が複雑に絡み合っています。対策は容易ではありませんが、結婚や出産、子育てに関する一人ひとりの希望がかなえられるよう取り組む必要があります。

○ 子育ての環境や支援の満足度の向上

令和5年度（2023年度）の市民アンケート調査では、本市の子育ての環境や支援に「満足」と答えた人の割合は19.5%なのに対して、「満足していない」と答えた人の割合は31.6%でした。満足度の向上を目指して、こども・若者や子育て世帯への支援を総合的に充実させていく必要があります。

○ 相談支援体制の充実

令和5年度（2023年度）の市民アンケート調査では、悩みごとや困りごとを相談できる人が「いる」と回答した人は、10～14歳で93.4%、15～39歳で89.1%でした。その一方で、比較的少ない割合ながら、相談できる人が「いない」と回答した人もまた存在しており、こうしたこども・若者を、公的な相談支援に確実につなげていく必要があります。また、身近に相談できる人がいる場合でも、その人たちとのつながりが絶たれた場合を考慮し、公的な相談窓口の受皿を準備しておくことは重要です。

一方で、子ども・若者の主だった相談窓口に関する認知度は、10～14歳で52.8%、15～39歳で53.4%であり、「知っているものはない」と回答した人の割合は、10～14歳で42.5%、15～39歳で43.6%でした。また、相談窓口を「利用したいと思う」又は「どちらかといえば利用したいと思う」と回答した人の割合は、10～14歳で45.6%、15～39歳で40.4%で、「利用したいと思わない」又は「どちらかといえば利用したいと思わない」と回答した人の割合は、10～14歳で52.0%、15～39歳で56.4%でした。

こうした状況を踏まえ、相談支援体制の充実に努める必要があります。

○ 幼児期までのこどもの育ちの支援

国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」にあるとおり、乳幼児期は、こどもの生涯にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期です。すべてのこどもが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう取り組む必要があります。

○ 待機児童対策

保育所・認定子ども園における待機児童は、様々な取組により減少傾向にありますが、いまだ解消されていません。放課後児童クラブの待機児童については、より困難な状況にあります。

保護者の仕事と子育ての両立を支援するとともに、こどものすこやかな成長を支えるため、待機児童ゼロを目標として提供体制を計画的に確保する必要があります。また、それを支える人材を確保するとともに、質の維持・向上も図る必要があります。

○ 妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。

保健所、保健センターや、令和5年（2023年）4月に開設したこどもの未来健康支援センター「みらいえ」を中心として、関係機関の連携のもと、妊娠前から子育て期まで切れ目なく相談支援を行い、すべての人が安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組む必要があります。

○ 仕事と子育ての両立支援

核家族世帯、共働き世帯が増加し、仕事等の理由で、こどもを自宅でみることのできない場面が増えています。家事・育児の負担が、依然として女性に偏っている現状も踏まえ、保育所等の待機児童対策はもちろん、一時保育事業や病児・病後児保育など、保護者の実態とニーズに合わせた一時的保育等関連サービスの充実に取り組む必要があります。

○ ひとり親家庭への支援

令和5年度（2023年度）の市民アンケート調査によれば、貧困の課題を抱えていると思われる「（等価世帯収入の）中央値の2分の1未満の世帯」の割合は、ひとり親家庭においては実に53.6%と、半数を超えている状況です。また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われています。

それぞれの世帯に寄り添った相談支援を行い、生活支援や就労支援等、最適な支援につなげていく必要があります。

○ 出会い・結婚への支援

本市の若者における結婚願望は比較的高いにもかかわらず、有配偶率は減少傾向にあります。

雇用・労働条件の改善、仕事と子育ての両立支援、結婚や住宅に関する経済的支援、出会いの支援など、令和5年度（2023年度）の市民アンケート調査にみられるニーズを踏まえつつ、若者が自らの結婚に関する希望をかなえることができるよう取り組む必要があります。

○ 児童虐待防止対策

本市の児童虐待相談対応件数は年々増加しています。児童虐待は、こどもの生命に関わるだけでなく、こどもの心身に深刻な傷跡を残し、身体面・知的面での発達の遅れや情緒面の不安定さ、自己肯定感の低下等、様々な悪影響を及ぼします。

本市では、令和6年（2024年）4月より「こども家庭センター」としての運営を開始した「子育て支援室」において、母子保健と児童福祉が一体となって、すべてのこどもとその家庭を対象に総合的な相談・支援を行っていますが、引き続き、兵庫県姫路こども家庭センター（児童相談所）や警察、学校、保育所、こども園等の関係機関と連携しながら、児童虐待の防止に取り組む必要があります。

○ こども・若者の貧困対策

本市においては、貧困の課題を抱えていると思われる「（等価世帯収入の）中央値の2分の1未満の世帯」の割合は10.4%、ひとり親世帯では実に53.6%となっています。今この瞬間にも、すこやかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されず、権利が侵害された状況で生きているこども・若者がいます。また、家庭の経済状況は、こども・若者の進路選択にも影響を及ぼしている可能性があります。令和5年度（2023年度）の市民アンケート調査では、世帯の収入の水準が低くなると、大学・大学院までの進学を希望する割合も低くなる傾向がみられました。

貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るため、教育の支援や生活の安定のための支援に取り組む必要があります。

○ 障害児等への支援

平成26年（2014年）に批准した「障害者の権利に関する条約」やこども基本法の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者や発達に特性のあるこども・若者等について、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要するこどもと他のこどもが一緒に教育・保育を受けることができる、インクルーシブな教育・保育の体制づくりを推進していく必要があります。

○ こども・若者や子育て世帯の意見反映

こどもの権利条約は、基本的な考え方の一つとして、こどもが自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮することを掲げています。こども基本法においても、こども・若者の意見表明権と意見の尊重は基本理念とされており、地方公共団体は、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることが義務付けられています。

一方で、令和5年度（2023年度）の市民アンケート調査において、子どもの意見表明権について知っているか聞いたところ、10～14歳では「知っている」が31.5%、「聞いたことがあるが、内容はよく分からない」が24.1%、「知らない」が42.2%、15～39歳では「知っている」が31.0%、「聞いたことがあるが、内容はよく分からない」が28.7%、「知らない」が37.6%でした。

こうした状況を踏まえ、こども・若者の意見表明権について、広く周知・啓発に努めていく必要があります。また、施策に関するこども・若者の意見聴取と反映については、こども・若者に直接関係する部局だけでなく、全市的に取り組む必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

**こども・若者が希望を持ってすこやかに育ち、
未来へつながるまち 姫路**
～「だれひとり取り残さない」社会をめざして～

本計画の基本理念（姫路市の目指す姿）は、『こども・若者が希望を持ってすこやかに育ち、未来へつながるまち 姫路～「だれひとり取り残さない」社会をめざして～』です。
この理念には、以下のような思いが込められています。

すべてのこども・若者が、その心身の状況や置かれている環境にかかわらず、自立した個人として尊重され、権利が守られるまちをめざします。

すべてのこども・若者が、未来への希望を持ってひとしくすこやかに成長することができ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちをめざします。

すべての子育て世帯が、こども・若者の未来を憂うことなく、安心してこどもを産み、育てることのできるまちをめざします。

「SDGs 未来都市」として、多様性と包摂性に溢れた「だれひとり取り残さない」社会の実現に向けて、すべてのこども・若者の生命・権利・未来を守るまちをめざします。

こども・若者のより良い未来を実現することにより、姫路というまちをよりよい未来へつなげます。

この基本理念は、第2期姫路市子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「安心して子どもを産み育て、子どもと地域に笑顔があふれるまち 姫路」を引き継ぐとともに、こども・若者の権利の尊重やウェルビーイングの向上、若者に関する施策の充実、SDGsの多様性・包摂性といった要素を加えたものとなっています。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を設定します。

基本目標1 こども・若者の権利を守り、すこやかな成長を支える

すべてのこども・若者が、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、生まれながらの権利の主体として尊重され、その権利が守られるよう、取組を進めます。

また、すべてのこども・若者の学び、遊び、体験する機会を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた支援や居場所を切れ目なく提供し、すこやかな成長を支えます。

基本目標2 安心してこどもを産み育てられる環境をととのえる

すべての人がそれぞれの希望に応じて、正しい知識を持ち、経済的な不安や孤立感を抱いたり仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康に、自己肯定感とゆとりを持って妊娠・出産・子育てに向き合い、安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目なく支援していきます。

基本目標3 若者の生活を支え、未来への希望の実現を支援する

すべての若者が、夢や希望を持って未来への歩みを進められるよう、その社会的・職業的な自立を支援するとともに、一人ひとりの価値観や希望を尊重しながら、出会い・結婚に関する支援や、移住・定住の促進に取り組めます。

また、自らの価値観や生き方を確立しようとする中で悩みや不安を感じる若者やその家族を支援し、希望を持って未来へ歩めるよう取り組めます。

基本目標4 支援が必要なこども・若者や家庭を支援する

児童虐待、ヤングケアラー、貧困、障害等、本人たちだけでは対処が困難な課題を抱え、支援を必要としているこども・若者や家庭に対して、それぞれの状況やニーズに応じた支援を切れ目なく提供し、すべてのこども・若者が、置かれた環境にかかわらず、希望を持ってすこやかに育つことができるよう取り組めます。

基本目標5 こども・若者や子育て世帯の声を聴き、みんなで一緒に取り組む

こども基本法やこどもの権利条約の精神にのっとり、こども・若者や子育て世帯に関する施策の策定や実施等について当事者の意見を聴き、その意見を反映させる取組を進めるとともに、こども・若者の意見表明権を市全体で保障する環境をととのえます。

3 施策の体系

計画の基本理念、基本目標の実現に向けて、17の施策区分、55の施策を体系化し、展開します。また、計画期間において特に重点的に取り組む施策を、6つの「重点施策」として位置付けます。

基本目標1 こども・若者の権利を守り、すこやかな成長を支える		
施策区分1	こども・若者が権利の主体であることの周知・啓発	(P.70)
	施策1 こども・若者の権利に関する周知・啓発や教育	
	施策2 こども・若者の周りのおとなに対する情報提供や研修等	
施策区分2	教育・保育の充実とすこやかな育ちの支援	(P.71)
	施策1 就学前教育・保育の質の向上	
	施策2 保育人材確保の取組 【重点施策1】	
	施策3 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくり	
	施策4 将来のための知識に関する教育や啓発	
	施策5 健康・性に関する教育や普及啓発、相談支援	
	施策6 ジェンダー平等の実現と性の多様性の理解増進	
	施策7 いじめ防止・いじめ対応	
	施策8 不登校のこどもへの支援	
	施策9 非行防止と自立支援	
施策区分3	多様な遊びや体験の充実、居場所づくり	(P.74)
	施策1 遊びや体験の場の充実	
	施策2 こども・若者の居場所づくり	
	施策3 放課後児童クラブの充実 【重点施策2】	
基本目標2 安心してこどもを産み育てられる環境をととのえる		
施策区分1	妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援	(P.76)
	施策1 母子保健と小児・周産期医療体制の確保	
	施策2 産前産後の家事・育児等への支援	
	施策3 地域子育て支援、家庭教育支援	
	施策4 子育て支援情報の発信	
	施策5 デジタル技術を活用した子育て支援・教育サービスの提供	
	施策6 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	
施策区分2	仕事と子育ての両立支援	(P.78)
	施策1 待機児童対策	
	施策2 一時的な保育等関連サービスの提供 【重点施策3】	
	施策3 ワーク・ライフ・バランス、共働き・共育ての推進	
施策区分3	安全・安心に暮らせる環境の整備	(P.80)
	施策1 こども・若者、子育て世帯にやさしいまちづくり	
	施策2 犯罪、事故、災害等からこども・若者を守る取組	
施策区分4	ひとり親世帯への支援	(P.81)
	施策1 相談支援と情報提供	
	施策2 生活支援	
	施策3 経済的支援	
	施策4 自立支援、就労支援	

基本目標 3 若者の生活を支え、未来への希望の実現を支援する		
施策区分 1	若者の社会的・職業的自立への支援	(P.82)
	施策 1 高等教育の修学支援	
	施策 2 若者の就労支援	
施策区分 2	出会い・結婚への支援と移住・定住の促進	(P.83)
	施策 1 ライフデザイン・出会い・結婚への支援 【重点施策 4】	
	施策 2 移住・定住の促進	
施策区分 3	悩みや不安を抱える若者やその家族への支援	(P.84)
	施策 1 ひきこもりの若者へのサポート	
	施策 2 気軽に相談できる体制の整備	
基本目標 4 支援が必要な子ども・若者や家庭を支援する		
施策区分 1	児童虐待防止対策の推進	(P.85)
	施策 1 関係機関の連携による支援	
	施策 2 養育のサポート	
	施策 3 児童虐待防止に関する普及・啓発	
施策区分 2	ヤングケアラーへの支援	(P.86)
	施策 1 多機関連携による支援	
	施策 2 家事・育児の支援	
	施策 3 ヤングケアラーに関する周知・啓発	
施策区分 3	子ども・若者の貧困対策	(P.87)
	施策 1 教育の支援	
	施策 2 生活の安定のための支援	
	施策 3 保護者の就労の支援	
施策区分 4	障害や発達に特性のある子ども・若者、医療的ケア児等への支援	(P.89)
	施策 1 それぞれの特性や状況に応じた支援 【重点施策 5】	
	施策 2 インクルーシブな育成支援	
	施策 3 就労に向けた支援	
	施策 4 小児慢性特定疾病・難病患者への支援	
施策区分 5	在留外国人の子ども・若者や海外から帰国した子どもへの支援	(P.91)
	施策 1 子育て・教育に関する支援	
	施策 2 就労に関する支援	
施策区分 6	子ども・若者の自殺対策	(P.92)
	施策 1 相談支援体制の充実	
	施策 2 自殺予防に関する教育や周知・啓発	
基本目標 5 子ども・若者や子育て世帯の声を聴き、みんなで一緒に取り組む		
施策区分 1	子ども・若者や子育て世帯の意見反映	(P.93)
	施策 1 子ども・若者や子育て世帯の意見を聴く取組 【重点施策 6】	
	施策 2 子ども・若者の意見形成・表明に関する支援	
	施策 3 子ども・若者の意見表明権に関する周知・啓発	

4 進捗を測る指標

(1) 成果指標

本計画の計画期間である令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間に、基本理念・基本目標をどれだけ達成できたかを評価するため、令和5年度（2023年度）に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、13の成果指標と、5年後に達成すべき目標値を設定します。

○基本目標1 こども・若者の権利を守り、すこやかな成長を支える

成果指標		現状(R5)	目標
①「今、自分が幸せだ」と思う	こどもの割合	92.6%	現状維持
	若者の割合	89.1%	90%
②「今の自分が好きだ」と思う	こどもの割合	74.3%	90%
	若者の割合	65.2%	80%
③「自分には自分らしさがある」と思う若者の割合		80.7%	90%
④「うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む」と思う	こどもの割合	79.5%	90%
	若者の割合	56.3%	70%
⑤「自分は周りの人の役に立っている」と思う	こどもの割合	72.6%	80%
	若者の割合	57.2%	70%

○基本目標2 安心してこどもを産み育てられる環境をととのえる

成果指標	現状(R5)	目標
⑥子育て環境や支援について「満足していない」と思う保護者の割合	31.6%	20%

○基本目標3 若者の生活を支え、未来への希望の実現を支援する

成果指標		現状(R5)	目標
⑦「努力すれば希望する職業につくことができる」と思う若者の割合		60.1%	70%
⑧「自分の将来について明るい希望を持っている」と思う	こどもの割合	83.5%	90%
	若者の割合	67.3%	80%
⑨「理想とする数のこどもを持てる」と思う若者の割合		50.3%	60%

○基本目標 4 支援が必要な子ども・若者や家庭を支援する

成果指標		現状(R5)	目標
⑩「困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいる」と思う	こどもの割合	93.4%	現状維持
	若者の割合	89.1%	90%
⑪貧困の状態にある保護者のうち、子育てに関する相談について「頼れる人がいる」と思う人の割合		76.0%	85%

○基本目標 5 子ども・若者や子育て世帯の声を聴き、みんなで一緒に取り組む

成果指標		現状(R5)	目標
⑫「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」と思う若者の割合		54.8%	70%
⑬ 子ども・若者の意見表明権の認知度	子ども	31.5%	70%
	若者	31.0%	70%

※ 上記の①～⑬において「子ども」は 10 歳から 14 歳までの人、「若者」は 15 歳から 39 歳までの人を指します。

(2) 参考指標

計画期間中において、本市におけるこども・若者や子育て世帯の置かれた現状等を把握するため、30の参考指標を設定します。

計画期間中は、参考指標と各施策の実施状況により、計画の進捗状況を確認します。

参考指標		現状
1	こども・若者の権利に関する周知・啓発の実施状況	未実施（R6年度）
2	出生数	3,564人（R4年）
3	合計特殊出生率	1.39（R4年）
4	資質向上研修の延べ参加人数	保育士等：810人 幼稚園教諭：326人（R5年度）
5	指導監査・立入調査を行った私立教育・保育施設数	保育所：13か所 保育所型認定こども園：23か所 母子生活支援施設：1か所 幼保連携型認定こども園：27か所 幼稚園型認定こども園：4か所 新制度幼稚園：0か所 届出保育施設：34か所 （R5年度）
6	保育士・保育所支援センターの実績	求人登録施設数：81施設 求人数：229人 求職登録者数：55人 求職相談者数：280人 （R5年度）
7	保育士等住居借り上げ支援事業の助成施設数	25施設（48人）（R5年度）
8	保育士等奨学金返済支援事業の助成施設数	52施設（142人）（R5年度）
9	私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業の助成施設数	経験年数3年未満：78施設（257人） 経験年数3年以上：83施設（1,086人） （R5年度）
10	全妊婦面接相談支援事業の面接率	97.2%（R5年度）
11	乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	96.3%（R5年度）
12	ライフステージに応じた健康・性に関する健康教育の実施回数、参加人数	親と子の性教育：2回、42人 思春期出前授業：89回、10,208人 その他：5回、176人 （R5年度）
13	保育所・認定こども園の待機児童数	18人（R6年度）
14	放課後児童クラブの待機児童数	225人（R6年度）

参考指標		現状
15	ファミリーサポートセンター会員数、援助活動件数	依頼会員数：1,751人 提供会員数：688人 両方会員数：123人（R5年度末） 援助活動件数：3,102件（R5年度）
16	ひとり親家庭等相談件数	1,313件（R5年度）
17	養育費確保事業の利用件数	公正証書作成費等助成：18件 養育費保証契約費用助成：0件 （R5年度）
18	弁護士による養育費等専門相談の相談件数	37件（R5年度）
19	婚姻数	2,268件（R4年）
20	結婚新生活支援事業の助成件数	新規申請 298件（R5年度）
21	恋活・婚活サポート事業で行っているマッチングアプリ等の利用料金への助成件数	29件（R5年度）
22	子育て支援室の相談支援件数	3,164件 うち児童虐待相談：2,413件 （R5年度）
23	要保護児童対策地域協議会で検討するケース数	延べ 7,741件（R5年度）
24	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの任用者数、配置校数等（小学校、中学校、市立高校）	○スクールカウンセラー（県費） 配置校数：全 36 中学校及び 17 小学校 （R6年度） 配置時間数：1校当たり年間 227 時間 （R5年度） 相談件数：13,631件（R5年度） ○学校カウンセラー（市費） 任用者数：3人（R6年度） 配置校数：市立 3 高校（R6年度） 配置時間数：1校当たり年間 280 時間 （R6年度） 相談件数：727件（R5年度） ○スクールソーシャルワーカー（市費、 国 1 / 3 補助） 任用者数：16人 配置校数：全 36 中学校 配置時間数：市トータル 5,818 時間 （R5年度） 相談件数：6,589件（R5年度）
25	生活困窮世帯の中学生等及び高校生への学習支援事業の利用者数及び延べ利用回数	学習教室型：52人、1,500回 個別訪問型：15人、467回 （R5年度）

参考指標		現状
26	ひとり親家庭学習支援事業の参加者数	28人（R5年度）
27	保育所・認定こども園における障害児等や医療的ケア児の受入れ状況	障害児 965人 医療的ケア児 1人（R5年度）
28	放課後児童クラブにおける要支援児童や医療的ケア児の受入れ状況	0人（R5年度）
29	特別支援学級の児童・生徒数	1,199人（R5年度）
30	市立小・中学校における医療的ケア児の受入れ状況	11人（R5年度）

第3章 施策の展開

第2章で示した施策の体系について、それぞれの施策区分、施策の概要を説明します。
なお、ここに挙げる施策に係る具体的な取組（事業）は、本計画の別冊1「施策の体系における具体的な取組」にまとめています。

基本目標1 こども・若者の権利を守り、すこやかな成長を支える

施策区分1 こども・若者が権利の主体であることの周知・啓発

○ 概要

こども基本法やこどもの権利条約が示しているように、すべてのこども・若者は生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持った自立した個人として、自分に関することを選択し、決定し、実現していく権利を持っています。

すべてのこども・若者が希望を持ってすこやかに育つことができるよう、こども・若者自身や周りのおとなに対する周知・啓発等を推進します。

○ 関連する計画

- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ 姫路市人権教育及び啓発実施計画

○ 施策の内容

◆ 施策1：こども・若者の権利に関する周知・啓発や教育

こども・若者自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、本計画や、その基となるこども基本法、こどもの権利条約の内容等、こどもの権利について、パンフレットの作成・配布等による周知・啓発及び教育を推進します。

◆ 施策2：こども・若者の周りのおとなに対する情報提供や研修等

保護者や保育士、教職員等、こども・若者の周りのおとなが、こども・若者の権利やその尊重の必要性を理解し、実践できるよう、様々な機会・媒体を活用して周知・啓発を推進します。

教職員に対して人権等に関する研修を継続的に実施する等、学校におけるこども・若者の権利侵害の未然防止に努めるとともに、人権教育の充実を図ります。

施策区分2 教育・保育の充実とすこやかな育ちの支援

○ 概要

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期と、それぞれの成長段階における様々な学び、遊び、体験を通じて成長し、若者になり、そしておとなになっていきます。こども・若者を取り巻く環境が劇的な変化を続けている中、それぞれのライフステージで様々な成長するこども・若者を、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等において、関係機関や地域との連携のもと、切れ目なく支援します。

また、いじめや不登校等の課題について適切に対応し、こども・若者の人権と命を守ります。

○ 関連する計画

- ・ 姫路市 SDGs 未来都市計画
- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン
- ・ 姫路市消費者教育推進計画
- ・ ひめじ食育推進プラン
- ・ 姫路市人権教育及び啓発実施計画
- ・ 姫路市男女共同参画プラン

○ 施策の内容

◆ 施策1：就学前教育・保育の質の向上

保育士・保育教諭・幼稚園教諭に対する、事故防止・人権擁護（虐待予防）・マネジメント等の資質向上研修の実施や、教育・保育施設に対する指導監査・立入調査の実施等により、就学前教育・保育の質の向上を図ります。

また、「姫路市幼児教育共通カリキュラム」や「ひめじ保幼小連携教育カリキュラム」の活用促進、合同研修、交流活動の実施等により、就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

◆ 施策2：保育人材確保の取組 【重点施策1】

保育所・認定こども園の待機児童を解消し、就学前教育・保育の質を向上させるためには、保育士等の安定的な確保が不可欠です。そのため、市役所内に設置した「保育士・保育所支援センター」において、就職・再就職研修や就職相談、私立教育・保育施設へのあっせん等を行います。また、私立保育所等に勤務する保育士が長く働き続けられるよう、私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業や住居借り上げ支援事業、奨学金返済支援事業等を実施し、支援します。

中学生や高校生等に対して保育士の魅力を発信する「未来の保育士応援プロジェクト」を実施し、保育を担う次世代の人材の育成に努めます。

<重点施策 1 の内容>

保育所・認定こども園の待機児童を解消し、就学前教育・保育の質を向上させるため、保育士等の安定的な確保に向けた取組を推進します。

◆ 施策 3：こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくり

学校において、令和 2 年度（2020 年度）に実現した「1 人 1 台端末」やデジタルコンテンツ等を活用した「個別最適な学び及び協働的な学び」の推進等、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた教育を推進するとともに、情報通信技術や外部人材を活用した校務・業務の効率化・適正化、メンタルヘルス対策など、教職員の働き方改革を進めることにより、教職員がこどもとじっくり向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図ります。

また、学校評議員制度や学校運営協議会制度を活用し、保護者や地域住民の学校運営への参画を推進するとともに、地域ボランティアと連携し、補充学習や安全巡回等を行う等、こどもを地域全体で育む「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を推進します。

◆ 施策 4：将来のための知識に関する教育や啓発

こども・若者が、社会の中で自立して生活していくために必要な知識を身に付けられるよう、消費者教育やキャリア教育等の充実を図ります。

◆ 施策 5：健康・性に関する教育や普及啓発、相談支援

こども・若者が健康で安全な生活を送ることができるよう、学校体育・学校保健の充実や、食育の取組の推進を図ります。

すべてのこども・若者が、健康や性に関する正しい知識と適切な意思決定や行動選択を得られるよう、学校園における性教育指導に加え、こどもの未来健康支援センター「みらいえ」における「親と子の性教育」や中学校での「思春期出前授業」等、ライフステージに応じた健康教育・性教育を実施します。

また、「みらいえ」における思春期保健相談等、相談支援の充実を図ります。

◆ 施策 6：ジェンダー平等の実現と性の多様性の理解増進

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、男女共同参画社会を目指す教育や啓発活動を推進するとともに、性的指向やジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解の促進を図ります。

◆ 施策 7：いじめ防止・いじめ対応

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼすものであり、決して許されるものではありません。いじめ防止教育を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、総合教育センターによる相談支援体制を整えます。

また、学校サポート・スクラムチーム（いじめ問題等支援チーム）の活用等により、個別の事案に適切に対応し、速やかで誠実な解決に努めます。

◆ 施策 8：不登校のこどもへの支援

不登校の原因は様々であり、「不登校＝問題行動」ではないという認識を持った上で支援を行うことが重要です。

すべてのこどもの教育を受ける機会を確保するため、不登校児童生徒支援員を配置し、校内サポートルームにおける学習支援や生活支援を行うとともに、適応教室等、学校以外の居場所の充実を図ります。また、こどもやその保護者への相談支援や、保護者同士の支え合いを支援します。

◆ 施策 9：非行防止と自立支援

こども・若者の発達段階に応じた適切な生徒指導を行い、自主性や自立性、主体性を培うとともに、学校と警察が相互に連携し、こどもの非行防止と健全育成に努めます。また、関係機関や地域の連携のもと、地域住民による啓発活動等を通して、こども・若者の健全育成と非行防止の意識の高揚を図ります。

施策区分3 多様な遊びや体験の充実、居場所づくり

○ 概要

多様な遊びや体験は、こども・若者のすこやかな成長の原点であり、言語や数量等の感覚、創造力や好奇心、自尊心、やり抜く力、折り合いをつける力など様々な能力を養うとともに、多様な動きを身に付け、健康を維持することにもつながります。

こども・若者が気軽に遊べる場所を確保するとともに、野外活動、文化活動、読書活動、ボランティア体験等、多様な体験の充実を図ります。

児童センター・児童館や青少年センターなど、こども・若者の居場所づくりに取り組みます。また、保護者が仕事等で家庭にいない小学生のこどもが、放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブの充実に取り組みます。

○ 関連する計画

- ・ 姫路市一般廃棄物処理基本計画
- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ 姫路市子ども読書活動推進計画
- ・ 姫路市市民活動・協働推進事業計画
- ・ 姫路市スポーツ推進計画
- ・ 姫路市都市計画マスタープラン

○ 施策の内容

◆ 施策1：遊びや体験の場の充実

身近で気軽な遊び・集い・交流の場である公園やスポーツ広場、児童館・児童センター等において、こども・若者の自由な遊びの機会を確保します。

自然学校等の多様な野外活動、地域の伝統文化に関する調べ学習や文化的体験活動の充実を図ります。また、野外活動センター、青少年キャンプ場における野外活動のほか、姉妹都市でのホームステイ体験、スポーツ体験、ボランティア体験、体験型環境学習など、こども・若者に多様な体験活動の機会を提供し、すこやかな育ちを支援します。

図書館と公民館、学校等の関係施設が連携し、こども・若者の読書環境の整備を進めます。また、学校司書を各校に配置する等、学校図書館の充実を図るとともに、図書館と学校の協力体制を強化し、図書館司書やボランティアの学校訪問、団体貸出等を実施します。

◆ 施策2：こども・若者の居場所づくり

市内の児童館・児童センターにおいて、18歳未満のこどもたちに楽しい遊びと交流の場を提供するとともに、子育て親子の交流や育児相談等を行います。宿泊型児童館

「星の子館」では、施設の特徴である「宿泊」「天体観測」「周辺の豊かな自然」を活かした遊びや体験の充実を図るとともに、近隣の姫路科学館や姫路市自然観察の森、そして兵庫県の施設である兵庫県立こどもの館とも連携し、合同イベントの実施等を通して施設利用の拡大を図ります。児童館・児童センターのない校区については、児童厚生員が巡回する移動児童センター事業を実施し、こどもと保護者に遊びと交流の場を提供します。

市内のこども食堂について、事業費の一部補助や市ホームページでの紹介など、運営に関する支援を行います。

若者が自主的に多様な活動に取り組むとともに、活動を通じて交流を深める場として、青少年センターの活用を図ります。

◆ 施策3：放課後児童クラブの充実 【重点施策2】

こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブを運営します。また、クラブ運営の安定と質の向上を図るため、支援員等への研修の実施や、支援員の配置拡充・処遇改善等に取り組むとともに、民間活力の効果的な活用について検討を進めます。

<重点施策2の内容>

市立放課後児童クラブのサービスの質の向上及び支援員等の安定的な確保等を実現するため、令和6年度（2024年度）に実施したサウンディング調査の結果を踏まえ、民間活力の活用に向けた具体的な検討を進めます。

基本目標 2 安心してこどもを産み育てられる環境をととのえる

施策区分 1 妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援

○ 概要

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。令和 5 年（2023 年）4 月に開設したこどもの未来健康支援センター「みらいえ」を中心に、こども・若者が、性と生殖に関する正しい知識を身に付け、将来こどもを産み育てる準備として栄養管理を含めた健康管理を行えるよう、プレコンセプションケアの取組を進めるとともに、妊娠前から子育て期まで切れ目なく、不妊・不育症に悩む人への支援、健康管理、情報提供、伴走型相談支援、子育て支援サービスの提供等を行うことにより、保護者が不安や孤立感を抱くことなく、健康に、ゆとりを持って、楽しく妊娠・出産・子育てができるよう取り組みます。また、小児・周産期医療体制の確保に努めます。

令和 6 年（2024 年）7 月より開始した 0 歳から 18 歳までのこどもの医療費の無償化をはじめとして、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組みます。また、経済的負担の重い多子世帯に対する支援を行います。

○ 関連する計画

- ・ 姫路市一般廃棄物処理基本計画
- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン
- ・ 姫路市住宅計画

○ 施策の内容

◆ 施策 1：母子保健と小児・周産期医療体制の確保

こどもの未来健康支援センター「みらいえ」を中心に、プレコンセプションケアに関する啓発展示や、高校生・大学生を対象としたライフプランセミナーの実施など、様々な周知・啓発活動を行います。

妊娠届出時の面接相談、妊産婦や乳幼児に対する定期的な健康診査、生後 4 か月までの家庭への全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）など、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく、保健サービスの提供と保健師等による専門的な相談支援を行います。また、不妊・不育症に悩む人に対して、専門相談や検査費用の助成を行い、こどもを持ちたいという希望の実現を支援します。また、医療と保健が連携した「養育支援ネット」のシステムを活用し、未熟児や虐待ハイリスクなど、養育上支援を必要とする妊婦や乳幼児家庭を早期に把握し、支援につなげます。

市内の小児・周産期救急医療の維持・充実を図るとともに、休日や夜間におけるこどもの急病に対応できる体制を確保します。

◆ 施策 2：産前産後の家事・育児等への支援

産科医療機関や助産所で産後ケア事業を実施し、出産後間もない母親の「からだ」と「こころ」のケアや乳児の育て方等に関する相談支援を行うことにより、母子の生活を応援します。

また、ファミリーサポートセンターによる産前産後の家事支援・育児補助や、週1回の可燃ごみ戸別収集等により、妊産婦の家事・育児負担の軽減を図ります。

◆ 施策 3：地域子育て支援、家庭教育支援

わくわく広場や駅前すくすくひろば、のびのび広場みらいえ等の地域子育て支援拠点や、幼稚園、保育所、認定こども園のふれあい行事・園庭開放等により、地域の身近な場所で乳幼児と保護者同士の交流や子育ての場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

また、すこやかセンター3階の子育て情報相談室で、子育てに関する3か月間の体験学習「子育て学習センター」を実施したり、学校・幼稚園・認定こども園における子育て教室や全市的な家庭教育講演会を実施するなど、より良い家庭教育が行われるよう支援します。

◆ 施策 4：子育て支援情報の発信

市の子育て関連情報を一元化して発信する姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」や、子育てに関する情報を分かりやすく集約した「子育てガイドブック」の内容の充実を図ります。また、市の公式 LINE アカウントや子育て応援アプリ「ひめっこ手帳」等を活用し、プッシュ型の積極的な情報発信を強化します。

◆ 施策 5：デジタル技術を活用した子育て支援・教育サービスの提供

子育て応援アプリ「ひめっこ手帳」の配信、学習プラットフォームの構築等、「姫路版スマートシティ事業」の一環として実現するサービスをはじめとして、デジタル技術を活用した切れ目のない子育て支援や教育サービスの提供に取り組むことにより、こども・子育て世代のウェルビーイングの向上を図ります。

◆ 施策 6：子育てや教育に関する経済的負担の軽減

児童手当や出産・子育て応援給付金の支給に加え、0歳から18歳までのこどもについて、医療機関を受診した際の医療費の自己負担額を所得制限なしで全額助成する等、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。また、より経済的負担の重い多子世帯について、第3子以降を出産した方への出産祝の支給や、第3子以降の学校給食費の無償化等の支援を行います。

施策区分 2 仕事と子育ての両立支援

○ 概要

男性中心の長時間労働を前提とした働き方は根強く、家事や育児の負担は依然として女性に偏りがちです。家族が協力して子育てをし、それを地域社会全体で支える環境を整備するため、保育所・認定こども園や放課後児童クラブの待機児童対策を進めるとともに、保育所等における一時保育事業等の一時的な保育等関連サービスの充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスや共働き・子育てに関する周知・啓発を推進します。

○ 関連する計画

- ・ 姫路市男女共同参画プラン

○ 施策の内容

◆ 施策 1：待機児童対策

本計画で定める量の見込みを元に、必要な教育・保育の提供体制を確保するため、市立保育所・認定こども園の改修等整備や、民間事業者への助成等を行う等、待機児童の解消に努めます。また、保護者が教育・保育施設を利用できるよう、情報提供や相談支援を行います。

放課後児童クラブにおける待機児童を解消するため、低学年の待機児童が発生しているクラブを優先して、余裕教室等の活用を進めるとともに、学校内での開設が困難な校区については民間事業者の公募を検討します。

◆ 施策 2：一時的な保育等関連サービスの提供 【重点施策 3】

保育所等における一時保育事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター等、家庭での保育等が一時的に困難となった場合等にこどもを一時的に預けられるサービスについて、利用者ニーズを踏まえて利便性の向上を図ります。

また、月一定時間までの枠内で、就労条件を問わず柔軟に保育所などを利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、保育所・認定こども園で試行的事業を実施する等、令和 8 年度（2026 年度）からの本格実施に備えるほか、日曜日における保育等、新たな取組の導入についても検討を行います。

<重点施策 3 の内容>

- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、試行的事業を拡充し、令和 8 年度（2026 年度）から本格的に事業を実施します。
- ・ 休日保育（日曜日における一時保育）の実施に向けた調整を進めます。

◆ 施策3：ワーク・ライフ・バランス、共働き・共育ての推進

ワーク・ライフ・バランス推進のため、企業等に対する普及促進活動を行います。
また、事業者や労働者に対して育児休業制度の普及啓発、家事・育児参画等に関する男性向けセミナーの開催等、夫婦がともに働き、ともに子育てをする「共働き・共育て」を推進します。

施策区分3 安全・安心に暮らせる環境の整備

○ 概要

すべての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に立って、公共施設や鉄道駅、歩道等のバリアフリー化を図り、妊婦やこども連れの人にも安全・安心に移動できるまちづくりを推進します。また、子育て世帯への住宅支援を行います。

こどもが一生に残る傷を負ったり、命を失う事件や事故が後を絶たない中、すべてのこどもがすこやかに育つことができるよう、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保し、こどもの命を守る取組を推進します。

○ 関連する計画

- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン
- ・ 姫路市交通安全計画
- ・ 姫路市人権教育及び啓発実施計画
- ・ 姫路市地域福祉計画
- ・ 姫路市地域防災計画
- ・ 姫路市通学路交通安全プログラム
- ・ 姫路市都市計画マスタープラン
- ・ 姫路市バリアフリー基本構想

○ 施策の内容

◆ 施策1：こども・若者、子育て世帯にやさしいまちづくり

公共施設や鉄道駅等の生活関連施設、歩道等のバリアフリー化や無電柱化、ノンストップバスの普及促進等、すべての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

また、妊産婦が安心して外出できるよう、マタニティマークの普及に取り組みます。

◆ 施策2：犯罪、事故、災害等からこども・若者を守る取組

こども・若者が安全・安心に外出することができるよう、自治会における防犯灯や防犯カメラの設置、「こども見守り隊」等の安全確保に関する取組への支援を行います。また、学校施設や通学路の安全点検・安全対策、スクールヘルパー・スクールガードリーダーによる安全巡回等により、学校や登下校時のこどもの安全確保に努めます。

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自分や周りの人を守るができるよう、防犯教室、交通安全教室等の安全教育や、ネットトラブル対策講座、薬物乱用防止教室等を実施します。また、乳幼児健診の機会を活用した保護者への指導やこどもの未来健康支援センターに設置の体験型「子どもの事故予防体験ひろば」の活用により、こどもの事故予防を図ります。

犯罪被害を受けた人や、交通事故・災害によって遺児となった人に対して、見舞金や手当等を支給し、生活を支援します。

施策区分4 ひとり親世帯への支援

○ 概要

令和5年度（2023年度）の市民アンケート調査によれば、本市のひとり親家庭の実に53.6%が、貧困の課題を抱えていると思われます。また、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われていいます。ひとり親世帯のこども・若者、そして保護者の生活を守るためには、それぞれの世帯が抱える様々な課題や個別のニーズをくみ取り、支援につなげていく必要があります。

そこで、母子・父子自立支援員が、それぞれのひとり親世帯に寄り添った相談支援を行い、生活支援、経済的支援、養育費確保、就労支援等の最適な支援につなげることで、ひとり親世帯の経済的自立や安定した生活の実現を図ります。

○ 関連する計画

- ・ ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン
- ・ 姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画

○ 施策の内容

◆ 施策1：相談支援と情報提供

母子・父子自立支援員が、当事者に寄り添った相談支援を行い、関係各所と連携しながら最適な支援につなげます。また、ひとり親家庭を支援する制度や相談窓口を一冊にまとめた「ひとり親家庭応援ハンドブック」や、市ホームページ「わくわくチャイルド」等、様々な媒体を活用し、支援に関する情報提供を行います。

◆ 施策2：生活支援

日常生活が困難なひとり親家庭に対して、家事や育児等の日常生活を支援します。また、ひとり親家庭のうち児童扶養手当全部受給世帯のこどもを対象に学習教室を実施し、学習習慣の習得や学習意欲の向上を図ります。

ひとり親世帯、とりわけ母子家庭が、適正な養育費を受けることができるよう、公正証書の作成など養育費の取り決めに要する費用等の助成や、養育費に関する弁護士との専門相談の実施、養育費に関する啓発等を行います。

◆ 施策3：経済的支援

低所得のひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給や、母子家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付等により、ひとり親世帯の経済的自立を支援します。

◆ 施策4：自立支援、就労支援

専門的就労相談員が、一人ひとりの自立に向けたプログラムを作成し、ハローワークと連携しながら、相談者の希望や適性に応じた就職活動を支援します。

また、就職に有利な資格取得や職業能力の開発等を支援するための給付金を支給する等、就労状況の改善に向けた支援を推進します。

基本目標 3 若者の生活を支え、未来への希望の実現を支援する

施策区分 1 若者の社会的・職業的自立への支援

○ 概要

すべての若者が、心理的・社会的に発達し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自らの可能性を広げることができるよう、大学等の高等教育機関への修学を支援するとともに、様々な就労支援を行い、若者の夢や希望の実現と社会的・職業的な自立を推進します。

○ 関連する計画

なし

○ 施策の内容

◆ 施策 1：高等教育の修学支援

若者が、その置かれた状況にかかわらず大学等に進学する機会を確保できるよう、経済的理由や家庭環境等により修学困難な若者に対して、各種奨学金の給付を行います。

◆ 施策 2：若者の就労支援

「姫路しごと支援センター」における就業相談やキャリアカウンセリング、地元企業と学生のマッチング等、様々な方法で若者の就労を支援します。また、国の委託を受けて NPO 法人が運営する「ひめじ若者サポートステーション」と連携し、働いたことのない若者や若年無業者（ニート）の人が一歩を踏み出すための支援を行う等、若者の社会的・職業的自立の支援に取り組みます。

施策区分2 出会い・結婚への支援と移住・定住の促進

○ 概要

若者のライフスタイルや価値観は多様であり、家族の在り方や家族を取り巻く環境もまた多様であることから、若者に対し、特定の価値観を押し付けたり、無用なプレッシャーを与えたりすることは、決してあってはなりません。その上で、若者が主体的に、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、その希望がかなえられるよう、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

また、地域経済の担い手を確保し、雇用と経済的基盤の安定を図るため、若者や子育て世帯の移住・定住を促進します。

○ 関連する計画

なし

○ 施策の内容

◆ 施策1：ライフデザイン・出会い・結婚への支援 【重点施策4】

若者が自らの将来について考え、必要な知識や情報を学ぶ機会をつくるため、ライフプランニングに関する講義やワークショップを開催します。

結婚を機に本市で新生活をスタートする新婚世帯に対して、住宅や引越に係る費用の補助を行います。また、結婚を希望する若者を支援するため、ひょうご出会いサポートセンターが運営する「はばタン会員」や姫路市と連携協定を締結した民間事業者のマッチングアプリの会費等に対する助成等、出会いの機会の創出に取り組みます。

<重点施策4の内容>

中学生から若い世代の社会人までライフデザイン支援の裾野を広げ、ライフプランニングに関する講義やワークショップの開催に取り組みます。

◆ 施策2：移住・定住の促進

姫路市のブランドメッセージ・ロゴを活用したPRやポータルサイト「いいね姫路」の運営等により、本市の魅力を広く発信するほか、若者等に係る補助金を支給する等、若者や子育て世帯の移住・定住を促進します。

施策区分3 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援

○ 概要

若者が、自らの価値観や生き方を確立しようとする中で、家族や友人、恋人のこと、学校や職場での生活のこと、進学や就職、将来のこと等、様々な不安や悩みを抱えることは、少なくありません。時には身動きがとれなくなり、ひきこもりの状態になることもあるでしょう。

悩みや不安を抱える若者、とりわけひきこもりの状態になった若者が、自らをいたずらに傷つけることなく、自らのペースで歩みを進められるよう、安心できる居場所を確保するとともに、若者やその家族が気軽に相談できる体制を整えます。

○ 関連する計画

- ・ 姫路市地域福祉計画

○ 施策の内容

◆ 施策1：ひきこもりの若者へのサポート

ひきこもりの若者を支援する拠点として、本人や家族が気軽に、のんびり利用できる居場所「ぶちたぶち」を設置するとともに、本人や家族、地域の支援者を対象としたフォーラムの開催や家族の学習会の実施等により、本人や家族を支援します。

◆ 施策2：気軽に相談できる体制の整備

総合福祉会館の「福祉つながる窓口」において、年齢や状況にかかわらず広く相談を受け、相談者と一緒に課題を整理し、適切な制度や支援につなげます。また、ひきこもりの問題に悩む家族を対象に「ひきこもり家族学習会」を開催し、ひきこもりについての理解を深め、家族同士の交流を図ります。

基本目標 4 支援が必要な子ども・若者や家庭を支援する

施策区分 1 児童虐待防止対策の推進

○ 概要

児童虐待は、こどもの生命に関わるだけでなく、こどもの心身に深刻な傷跡を残し、身体面・知的面での発達の遅れや情緒面の不安定さ、自己肯定感の低下等、様々な悪影響を及ぼすもので、どのような背景や思想信条があっても決して許されるものではありません。その一方で、あらゆる子育て世帯が児童虐待と無縁ではないことも認識する必要があります。

子育てに困難を感じる家庭や子ども自身の SOS を早期に把握し、支援していくため、子育て支援室において総合的な相談・支援を行うとともに、関係機関との連携のもと、児童虐待の早期発見に努めます。また、こどもの養育に困難のある家庭に対して養育のサポートを行います。

また、児童虐待防止に関する講演会や啓発キャンペーンを実施する等、周知・啓発に取り組みます。

○ 関連する計画

- ・ ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン
- ・ 姫路市 DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画

○ 施策の内容

◆ 施策 1：関係機関の連携による支援

すべての子どもとその家庭を対象とした、総合的な相談・支援の拠点である「子育て支援室」において、子育てに対する相談をはじめ、児童虐待の予防から自立支援までの継続的な支援を行うとともに、子育て支援室、兵庫県姫路こども家庭センター（児童相談所）、警察、学校、保育所、こども園等で構成される「姫路市要保護児童対策地域協議会」の活用等により、関係機関の連携による児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

◆ 施策 2：養育のサポート

こどもの養育に支援が必要な家庭に対し、ヘルパーを派遣する「子育て世帯訪問支援事業」や、相談員を派遣する「養育支援訪問事業」、家庭での養育が困難な場合等に児童養護施設等で一時的に養育を行う「子育て短期支援事業」の実施により、家庭での養育をサポートします。

◆ 施策 3：児童虐待防止に関する普及・啓発

児童虐待防止推進月間である 11 月に、児童虐待に関する講演会の開催、ポスターやのぼり旗の掲示、広報ひめじ等により、普及・啓発に努めます。

施策区分2 ヤングケアラーへの支援

○ 概要

ヤングケアラーとは、本来おとなが担うと想定されるような家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことであり、18歳未満のこどもだけでなく、30歳未満の（場合によっては40歳未満の）若者も含まれます。ケアが日常化・長時間化することにより、遊びや勉強、進学・就職の準備等の時間が失われたり、身体的・精神的に重い負担がかかる状態は、こども・若者のすこやかな成長や社会的自立の妨げとなります。

ヤングケアラーの問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげていきます。

○ 関連する計画

- ・ 姫路市地域福祉計画

○ 施策の内容

◆ 施策1：多機関連携による支援

子育て支援室、兵庫県姫路こども家庭センター（児童相談所）、警察、学校、保育所、こども園等で構成される姫路市要保護児童対策地域協議会や、重層的支援のための支援会議の活用等により、関係機関の連携のもと、ヤングケアラーを早期発見・把握するとともに、適切な支援につなげます。

◆ 施策2：家事・育児の支援

ヤングケアラーの身体的・精神的負担の軽減を図るため、ヤングケアラーのいる家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行います。

◆ 施策3：ヤングケアラーに関する周知・啓発

身近にいるおとながヤングケアラーのことを正しく知り、日常の何気ない声かけや見守り等から始めることが支援の糸口となるため、幅広く周知・啓発に取り組みます。

施策区分3 こども・若者の貧困対策

○ 概要

令和5年度（2023年度）の市民アンケート調査によれば、本市における貧困の課題を抱えると思われる世帯の割合は10.4%、ひとり親家庭においては53.6%にのぼります。今この瞬間にも、生まれ育った家庭や様々な事情から貧困の状態となり、すこやかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されず、権利が侵害された状況で生きているこども・若者がいます。こども・若者の貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を各家庭だけの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

そこで、すべてのこども・若者が、生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望を持って生きることができるよう、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労の支援など、様々な観点から、関係機関の連携のもと、こども・若者の貧困対策に取り組みます。

○ 関連する計画

- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ 姫路市住宅計画
- ・ 姫路市地域福祉計画

○ 施策の内容

◆ 施策1：教育の支援

生活が困窮しているこどもに対して就学援助費を支給する等、教育費負担の軽減を図るとともに、低学力・低学歴による貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯や低所得のひとり親世帯のこどもを対象とした学習支援を実施します。また、令和5年（2023年）4月に開校した夜間中学校「あかつき中学校」において、様々な事情により十分な教育を受けられなかった人を受け入れ、義務教育を受ける権利の保障を図ります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による学校の相談体制をととのえるとともに、要保護児童対策地域協議会の活用等により、教育・福祉等関係機関が連携し、貧困世帯の把握と困りごとの解決を図ります。

◆ 施策2：生活の安定のための支援

健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護費の給付や、住宅確保に関する支援等、経済的に困窮する世帯の生活を安定させるための支援に取り組みます。また、市内のこども食堂に対する支援やNPO法人と連携したフードドライブの実施等により、経済的に困窮する世帯のこどもや保護者の食事に関する選択肢を増やします。

◆ 施策 3：保護者の就労の支援

経済的に困窮する世帯の就労と自立を支援するため、「くらしと仕事の相談窓口」において、本人の意思を尊重した自立支援プランを作成し、解決に向けて伴走型支援を実施します。また、ハローワークやひめじ若者サポートステーションと連携した就労支援や就労先とのマッチングに加え、セミナーやしごと体験等による就労準備支援、就職のための住居確保の支援、家計改善のための支援等、生活の改善・自立に向けた様々な支援を行います。

ひとり親に対して、専門の就労相談員が、相談者の希望や適性に応じた就職活動を支援します。

施策区分4 障害や発達に特性のあるこども・若者、医療的ケア児等への支援

○ 概要

平成26年（2014年）に批准した「障害者の権利に関する条約」は、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者が社会に参加し、包容されることを促進することを目指して、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

条約やこども基本法の趣旨を踏まえ、障害のあるこども・若者や発達に特性のあるこども・若者について、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要するこどもと他のこどもと一緒に保育・教育を受けることのできるインクルーシブな保育・教育体制を推進します。また、就労に向けた支援を行います。

慢性疾病や難病を抱え、その治療が長期間にわたることにより、身体面、精神面、経済面で困難な状況に置かれているこどもやその家族を支援するため、医療費等の助成や相談支援を行います。

○ 関連する計画

- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ 姫路市障害福祉推進計画
- ・ ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支えあいプラン

○ 施策の内容

◆ 施策1：それぞれの特性や状況に応じた支援 【重点施策5】

障害のあるこども・若者や医療的ケア児を支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、居宅介護、放課後等デイサービス等の通所支援、療養生活の支援を行います。

「総合福祉通園センター・ルネス花北」において、適切な発達支援と子育て支援の充実を図るとともに、発達においてサポートの必要なこどもや家庭の相談対応等、教育・福祉・医療が連携して支援を行います。また、気付きの段階から適切な支援につなぐ体制を新たにこどもの未来健康支援センター内に整えます。

市立特別支援学校「書写養護学校」において、安全・安心な学校生活を送れるよう支援するとともに、社会的自立につながる教育の充実を図ります。

<重点施策5の内容>

就学前のこどもの発達に関するワンストップ相談窓口をこどもの未来健康支援センター内に整備し、総合福祉通園センター・ルネス花北、総合教育センター等と連携し、分かりやすく利用しやすい発達相談支援の体制づくりを進めます。

◆ 施策 2：インクルーシブな育成支援

保育所・認定こども園や放課後児童クラブにおいて、障害のあるこどもを受け入れるため、職員の加配や研修の充実を図ります。また、インクルーシブ教育を推進するため、市立学校園に特別支援教育支援員等を配置し、一人ひとりのこどもの実態に応じた学習支援や生活介助を行います。

保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、市立学校園において、看護師を配置する等、医療的ケア児が安心して過ごし、学べる体制を整えます。

◆ 施策 3：就労に向けた支援

「職業自立センターひめじ」を中心に、関係機関の連携のもと、就職の準備段階から職場定着までの支援を行います。また、障害のある若者一人ひとりに応じた進路選択を支援します。

◆ 施策 4：小児慢性特定疾病・難病患者への支援

小児慢性特定疾病や難病のこどもとその家族に対して、医療費の助成や療養生活の支援を行います。また、訪問、電話、来所など様々な方法で療養生活に関する相談を行うとともに、療養生活における相談窓口や支援制度をまとめたガイドブックを作成・配布する等、悩みや不安に寄り添った支援に努めます。

施策区分5 在留外国人の子ども・若者や海外から帰国した子どもへの支援

○ 概要

こども基本法が対象とする「こども・若者」には、日本で生まれ育った日本国籍のこども・若者だけではなく、在留外国人のこども・若者や、海外から帰国したこどもも含まれていることは、言うまでもありません。

そこで、在留外国人のこども・若者等、特に日本語の使用に支障のあるこども・若者について、学校や保育所、認定こども園、放課後児童クラブでの受入れの促進を図るとともに、若者への就労支援を行います。

○ 関連する計画

- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ 姫路市国際化推進プラン
- ・ 姫路市人権教育及び啓発実施計画

○ 施策の内容

◆ 施策1：子育て・教育に関する支援

保育所・認定こども園、放課後児童クラブにおいて、必要に応じて配布文書の多言語化を行うとともに、保育所・認定こども園に通訳を派遣する等、日本語の不自由な保護者も安心して施設を利用できるよう努めます。

学校園については、日本語指導の充実、バイリンガル支援員等の派遣など、受入れ体制の整備を進めます。また、市立夜間中学校「あかつき中学校」において、義務教育を受ける機会を保障するとともに、教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図ります。

◆ 施策2：就労に関する支援

市役所内の「外国人相談センター」において、在留外国人の若者や保護者等に対して、ハローワーク求人情報等就労に必要な情報を提供するとともに、相談員がそれぞれの母語に応じたサポートを行います。

施策区分6 こども・若者の自殺対策

○ 概要

小中高生における自殺者数は全国的に増加傾向にあります。まだ人生の入口にいるこども・若者が命を自ら断つことほど痛ましいことはなく、誰も自殺に追い込まれることのないよう取り組む必要があります。

そこで、相談支援体制の充実や自殺予防に関する教育や周知・啓発の推進等、こども・若者の自殺対策を推進します。

○ 関連する計画

- ・ 姫路市教育振興基本計画
- ・ ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン
- ・ 姫路市地域福祉計画

○ 施策の内容

◆ 施策1：相談支援体制の充実

学校におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、総合福祉会館の「福祉つながる窓口」等の相談窓口の体制強化や周知の推進により、問題や悩みを抱えたこども・若者やその家族が相談しやすい体制づくりを進めます。

また、関係機関のネットワークを強化し、地域における相談支援や見守り、地域づくり等を推進します。

◆ 施策2：自殺予防に関する教育や周知・啓発

SOSの出し方や受け止め方に関する自殺予防教育を推進するとともに、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業など、こころの健康づくりや自殺予防に関する周知・啓発を行います。

また、問題や悩みを抱えたこども・若者が孤立しないよう、身近な人の悩みやSOSに気付き、見守ることのできるゲートキーパーの育成に努めます。

基本目標 5 こども・若者や子育て世帯の声を聴き、みんなで一緒に取り組む

施策区分 1 こども・若者や子育て世帯の意見反映

○ 概要

こどもの権利条約は、基本的な考え方の一つとして、こどもが自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮することを掲げています。こども基本法においても、こどもが意見を表明する権利（意見表明権）と意見の尊重は基本理念とされており、また、こども施策を策定したり実施したりする際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることが、地方公共団体に義務付けられています。

「自分の意見がきちんと受け止められた」、「自分の意見が社会を変えた」という経験は、こども・若者にとって大きな成長の糧となるでしょう。そして何より、こども・若者や子育て世帯の声を聴くことは、ニーズを的確にとらえ、施策の実効性を高めるために不可欠です。

そこで、こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めるとともに、こども・若者の意見形成・表明に関する支援を行います。また、こども・若者の意見表明権を市全体で保障するため、周知・啓発を推進します。

○ 関連する計画

なし

○ 施策の内容

◆ 施策 1：こども・若者や子育て世帯の意見を聴く取組 【重点施策 6】

市議会議員との意見交換を通して市政や議会活動への関心と理解を深める「高校生と姫路市議会との座談会」や、市政に関して高校生の意見・提案を聴く「高校生モニター制度」等、こども・若者の声を聴く現行の取組を継続するとともに、こども・若者の意見を聴き、施策に反映させるための新たな場として、「姫路市こども・若者会議（仮称）」を実施します。

また、より多くのこども・若者や子育て世帯の声を聴く方策について検討するとともに、声をあげにくいこども・若者から意見を聴く手法についても検討を進めます。

<重点施策 6 の内容>

こども・若者の意見を聴き、施策に反映させるための新たな場として、「姫路市こども・若者会議（仮称）」を実施します。

◆ 施策 2：こども・若者の意見形成・表明に関する支援

市の特設ウェブサイト「ひめじキッズページ」をはじめとして、こども・若者の意見形成・表明のきっかけとなるような情報を分かりやすく提供します。また、こども・若者の意見表明を支援するファシリテーターの育成に努めます。

◆ 施策 3：こども・若者の意見表明権に関する周知・啓発

本計画やこども基本法、こどもの権利条約に関する周知・啓発と併せて、こどもの意見表明権の意義について、様々な媒体を活用して周知・啓発を行います。

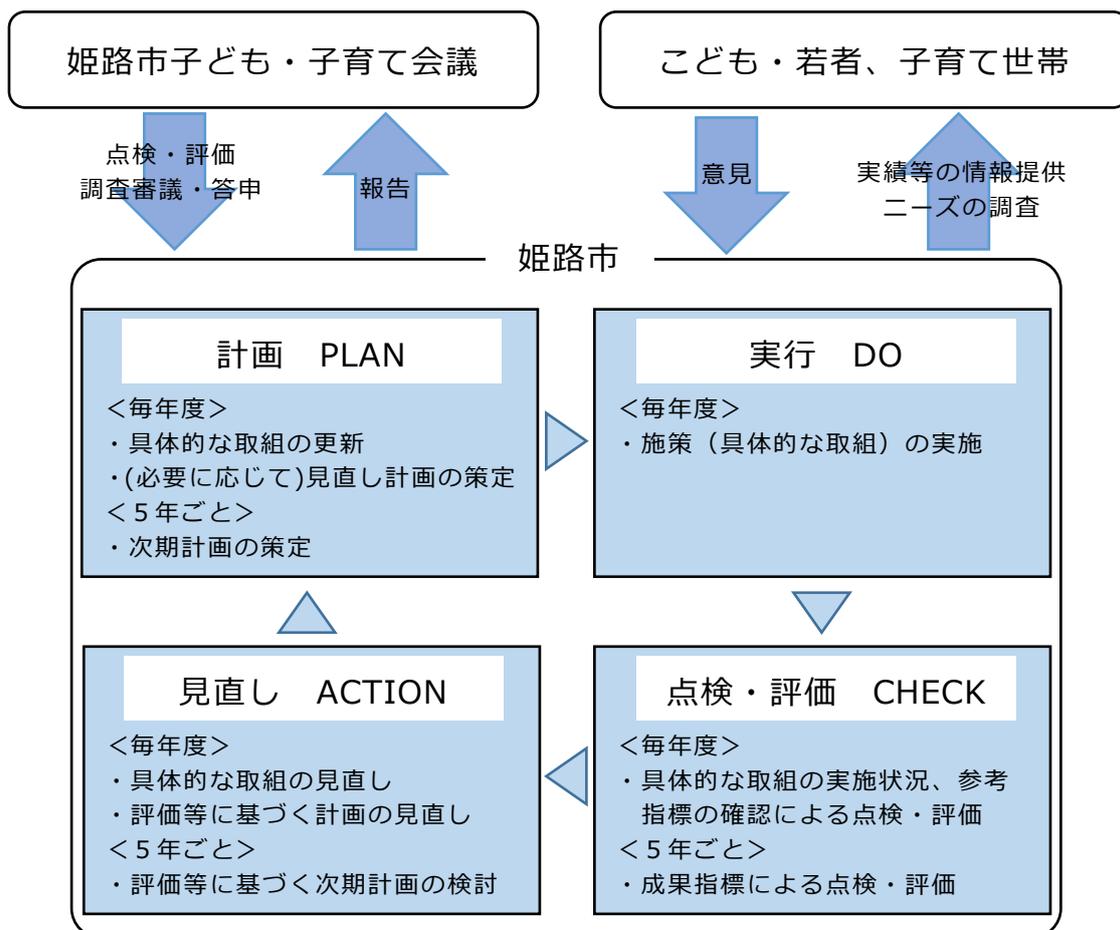
第4章 計画の推進体制

本計画に基づく施策を推進するために、毎年度、別冊1「施策の体系における具体的な取組」に掲載された各取組の実施状況と、第2章「4 進捗を測る指標」で定める参考指標の推移を確認することにより、進捗状況の評価を行います。なお、各年度における取組状況を適切に反映させるため、別冊1の掲載内容は、毎年度更新することとします。

評価に当たっては、市長の附属機関である姫路市子ども・子育て会議に毎年度報告を行います。また、その結果を市ホームページ等で公開する等、当事者である子ども・若者及び子育て世帯への情報提供を行うとともに、その意見を聴くよう努めます。

こうした意見等にみられる市民ニーズや、社会情勢、国における制度改正等を踏まえ、必要に応じて取組の充実や見直しを行っていきます。特に、別冊2「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策」については、当初の量の見込みと実際の利用状況等に乖離が生じた場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年度において必要な見直しを行います。

計画期間の終期には、第2章「4 進捗を測る指標」で定める成果指標に基づき、計画の達成度を評価します。



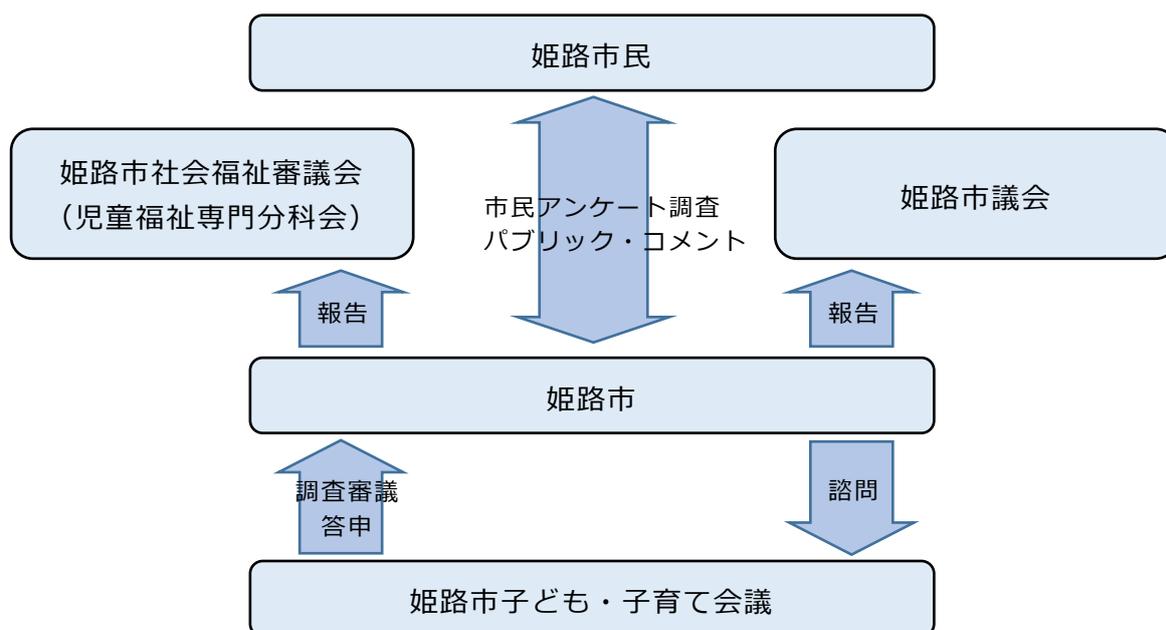
第 5 章 資料

1 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、令和5年度（2023年度）に「子育て支援に関する市民アンケート調査」など3種類の市民アンケートを実施し、こども・若者及び子育て世帯の意見を聴き、計画に反映させるよう努めました。

また、こどもの保護者や公募の市民委員等から構成される「姫路市子ども・子育て会議」に計画策定に係る調査審議を諮問し、計画の基本理念や基本目標、施策の体系、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策など、計画案について答申をいただきました。

答申を基にした計画案についてパブリック・コメントを実施し、姫路市民、とりわけ計画の当事者であるこども・若者及び子育て世帯から寄せられた意見を踏まえて計画の最終案を作成し、姫路市議会及び姫路市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告を行った上で、計画を策定しました。



2 計画策定のあゆみ

年月日	項目	内容
令和5年(2023年)12月20日～令和6年(2024年)2月5日	計画策定に係る市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市子育て支援に関するアンケート調査 ・姫路市子ども・若者意識調査 ・姫路市子どもの生活実態調査
令和6年(2024年)5月13日	第1回姫路市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)姫路市こども計画」策定に係る市民アンケート調査の結果について(報告) ・「(仮称)姫路市こども計画」骨子(案)について ・こども・若者の意見聴取について
令和6年(2024年)7月5日	第2回姫路市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期姫路市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画(第2期)」について(報告)
令和6年(2024年)8月22日	第3回姫路市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン(仮称)」素案について
令和6年(2024年)10月10日	第4回姫路市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン(仮称)」中間取りまとめ案について
令和6年(2024年)11月22日	第5回姫路市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン(仮称)」について(答申)
令和6年(2024年)12月20日～令和7年(2025年)1月20日	パブリック・コメントの実施	
令和7年(2025年)2月〇日	第6回姫路市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン(仮称)」に関する市民意見(パブリック・コメント)の募集結果について
令和7年(2025年)2月〇日	姫路市議会令和7年第1回定例会文教・子育て委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案について報告
令和7年(2025年)3月〇日	姫路市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案について報告

3 姫路市子ども・子育て会議

(1) 委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	氏名	所属及び役職等	備考
子どもの保護者	尾上 美紀	姫路市立幼稚園連合 PTA 協議会 顧問	～令和 6 年 (2024 年) 5 月 19 日
	上野 奈緒	姫路市立幼稚園連合 PTA 協議会 顧問	令和 6 年 (2024 年) 5 月 20 日～
	猪子 靖子	姫路市連合 PTA 協議会 理事	～令和 6 年 (2024 年) 6 月 2 日
	澤井 由紀子	姫路市連合 PTA 協議会 代表理事	令和 6 年 (2024 年) 6 月 3 日～
	大西 和香奈	公募市民	
	橋本 亮	公募市民	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	富士原 智恵美	一般社団法人姫路市保育協会 会長	
	山中 真介	姫路市私立幼稚園連合会 副会長	
	湊 孔美	姫路市小学校校長会 (御国野小学校校長)	
	瀬崎 智紀	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会 事務局長	
	稲田 直彦	兵庫県姫路こども家庭センター 所長	
	上田 賢一	公益財団法人兵庫県青少年本部 理事長	
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	秋川 陽一	関西福祉大学 教育学部保健教育学科 教授	会長
	日坂 歩都恵	兵庫大学短期大学部 保育科 教授	副会長
	永田 夏来	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 准教授	
	藤重 育子	姫路大学 教育学部こども未来学科 准教授	
	中岡 良純	元姫路市立小学校校長 (元放課後児童クラブアドバイザー)	
その他市長が必要と認める者	上口 美和	姫路経営者協会	
	高田 淳年	連合兵庫西部地域協議会 事務局長	～令和 6 年 (2024 年) 8 月 6 日
	山本 記義	連合兵庫西部地域協議会 事務局長	令和 6 年 (2024 年) 8 月 7 日～
	野間 大路	一般社団法人姫路市医師会 乳幼児保健委員会委員	
	橋本 充彦	姫路市民生委員児童委員連合会 理事	
	前川 信子	公募市民	

※計画策定期間 (令和 6 年 (2024 年) 5 月～令和 7 年 (2025 年) 3 月) の委員を掲載

(2) 条例等

姫路市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月 27 日条例第 6 号）

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 25 条の規定に基づき、姫路市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

（組織）

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

（委員の任期等）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（分科会）

第 6 条 子ども・子育て会議は、専門的事項を分掌させる必要があると認めるときは、分科会を設置することができる。

2 分科会の委員は、第 3 条に規定する委員のうちから会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、分科会の委員の互選によりこれを定める。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、分科会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、子ども・子育て会議の会議の議長となり、議事を整理する。

3 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同決のときは、議長の決するところによる。

5 前各項の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来局において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 最初に招集される会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成26年3月26日条例第13号)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

2 改正法附則第9条の規定により改正法の施行の前日においても行うことができるとされた行為(改正法第17条第3項の規定に係るものに限る。)については、この条例の施行の前日においても、この条例の規定の例により、姫路市子ども・子育て会議において行うことができる。

附 則 (令和2年3月25日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

姫路市子ども・子育て会議認可・確認分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、子ども・子育て会議条例（平成25年姫路市条例第6号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定より設置された姫路市子ども・子育て会議認可・確認分科会（以下「分科会」という。）の組織、運営その他分科会に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 分科会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 条例第2条第1号に掲げる事務のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項第1号及び第2号に規定する事務を処理すること。
- (2) 条例第2条第2号に掲げる事務を処理すること。
- (3) その他分科会長が必要と認める事項

(組織)

第4条 分科会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、条例第6条第2項の規定に基づき、条例第3条第2項第2号及び第3号に掲げる者のうちから会長が指名する。

(任期)

第5条 委員の任期は、子ども・子育て会議におけるその者の任期と同一とする。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議において別段の定めをした場合のほかは、条例第6条第6項の規定に基づき、分科会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とする。

- 2 分科会の会議は、これを非公開とする。

(準用)

第7条 条例第8条の規定は、分科会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、こども未来局教育保育部幼保連携政策課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年10月20日から施行する。
- 2 最初に招集される分科会は、条例第7条第5項において準用する同条第1項の規定にかかわらず、子ども・子育て会議の会長が招集する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

姫路市子ども・子育て会議放課後児童健全育成事業分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、子ども・子育て会議条例（平成25年姫路市条例第6号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定より設置された姫路市子ども・子育て会議放課後児童健全育成事業分科会（以下「分科会」という。）の組織、運営その他分科会に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 分科会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 放課後児童健全育成事業の運営に係る負担金、時間延長負担金、間食費及び傷害保険料を調査審議すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営に係る事業実施時間や児童の過ごし方を調査審議すること。
- (3) 条例第2条第3号に掲げる事務を処理すること。
- (4) その他分科会長が必要と認める事項

(組織)

第4条 分科会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、条例第6条第2項の規定に基づき、条例第3条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる者のうちから会長が指名する。

(任期)

第5条 委員の任期は、子ども・子育て会議におけるその者の任期と同一とする。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議において別段の定めをした場合のほかは、条例第6条第6項の規定に基づき、分科会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とする。

- 2 分科会の会議は、これを非公開とする。

(準用)

第7条 条例第8条の規定は、分科会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、こども未来局こども育成部こども総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年9月28日から施行する。
- 2 最初に招集される分科会は、条例第7条第5項において準用する同条第1項の規定にかかわらず、子ども・子育て会議の会長が招集する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

4 こども基本法

(目的)

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- (1) 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- (2) 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- (2) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (5) こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- (6) 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第7条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- (1) 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第9条第1項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- (2) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第6条第1項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第7条第1項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

(こども施策に関する大綱)

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) こども施策に関する基本的な方針
- (2) こども施策に関する重要事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- (1) 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- (2) 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前2項の規定は、こども大綱の変更について準用する。
(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第12条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第13条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第2項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第14条 国は、前条第1項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第2項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第15条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第16条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置及び所掌事務等)

第17条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) こども大綱の案を作成すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
- (3) こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第18条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第11条の3に規定する事務を掌理するもの
- (2) 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
(資料提出の要求等)

第19条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第20条 前3条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

第2条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりとしたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 用語集

あ行

一時保育事業【P.〇】

保育所等に通っていない就学前の児童が一時的に保育を必要とする場合に、保育所等で一時的に児童を預かる事業。週3日までの就労や通院等の場合、保護者の入院など緊急の場合、育児疲れ解消のリフレッシュ等の場合に利用できる。

医療的ケア児【P.〇】

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

インクルーシブ【P.〇】

障害の有無にかかわらず、包括、包含すること

ウェルビーイング【P.〇】

身体的・精神的・社会的に幸せな状態。生活満足度

駅前すくすくひろば【P.〇】

ピオレ姫路の6階にある子育てひろばで、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所

SDGs 未来都市【P.〇】

SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるもの

親と子の性教育【P.〇】

就学前の親子を対象に、プライベートゾーンの話を中心に子どもの命と体を守るための知識を伝える教室

か行

学習プラットフォーム【P.〇】

児童生徒の学力や興味に応じた個別最適な学習をサポートするためのオンライン上のプラットフォーム（Webサイト）。このプラットフォームを基点として、デジタル技術を活用した学習コンテンツなどにアクセスすることができる。

学校運営協議会制度【P.〇】

学校に設置する附属機関であり、委員に任命された保護者や地域住民の代表が、校長の学校運営基本方針を承認する等の一定の権限と責任を持って、学校運営に参画する制度。学校運営協議会を設置した学校を、コミュニティ・スクールという。

学校教育法【P.〇】

幼稚園から大学までの学校教育に関する制度の基本を定めた法律

学校サポート・スクラムチーム【P.〇】

複雑な生徒指導上の諸課題やいじめ問題、保護者からの一方的な批判や過度な要求に対して、弁護士、医師、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の専門家が、組織的、総合的に学校を支援する。

学校評議員制度【P.〇】

地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の相互の意思疎通や協力関係を高めるために設けられた制度。学校評議員は校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱し、様々な教育活動に助言を行う。

家庭的保育事業【P.〇】

保育者が、保育者の自宅の居室などを保育室として使い、仕事や病気などの理由により家庭で保育できない保護者に代わって子どもを預かる事業

※現在、姫路市では事業実施なし

企業主導型保育事業【P.○】

平成 28 年度に内閣府が開始した事業で、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するため、単独又は共同で設置・利用する認可外保育施設

キャリア教育【P.○】

子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育のこと

居宅介護【P.○】

障害者等に、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を提供するサービス

居宅訪問型保育事業【P.○】

保育者が、子どもの家庭で、仕事や病気などの理由で保育できない保護者に代わって子どもを預かる事業
※現在、姫路市では事業実施なし

くらしと仕事の相談窓口【P.○】

「仕事が見つからない」「探し方がわからない」「生活費に困っている」など、くらしの困りごとや不安などを抱えている方に対し、専門職の相談支援員が相談をお聞きし、相談者のペースに合わせて、一緒に問題に取り組み、解決するための相談窓口

ゲートキーパー【P.○】

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと

恋活・婚活サポート事業【P.○】

恋愛を目的として恋人を見つけるための活動（恋活）や、結婚相手を探すための活動（婚活）をサポートする事業

合計特殊出生率【P.○】

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

子育て世代包括支援センター【P.○】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し、母子保健と子育て支援の両面から切れ目ない支援を実施する施設。令和 4 年（2022 年）の母子保健法及び児童福祉法改正により、令和 6 年（2024 年）4 月からこども家庭センター内に位置付けられた。

こども家庭センター（児童福祉法上の）

【P.○】

令和 4 年（2022 年）の改正児童福祉法等にて、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の両機能を維持し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行う機関として、市町村に設置が努力義務化された。

これを受け、本市は令和 6 年（2024 年）4 月に「子育て支援室」として設置した。

こども家庭庁【P.○】

こども・若者がぶつかる様々な課題を解決し、おとなが中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか社会」へと作り変えていくための司令塔としてつくられた国の組織

こども基本法

【P.○】

日本国憲法・こどもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する政策を総合的に推進するためにつくられた法律

子ども・子育て支援新制度【P.〇】

子ども・子育て支援法等の子ども・子育て関連3法に基づき平成27年度（2015年度）に施行された、幼児期の子どもへの質の高い教育・保育の提供や、待機児童の解消、地域の子育て支援の充実を柱とする総合的な子育て支援制度

子ども・子育て支援法【P.〇】

幼児教育・保育や待機児童の解消、地域における子ども・子育て支援の充実や、地方自治体における事業計画の策定、子ども・子育て会議の設置等を定めた法律

こども食堂【P.〇】

地域において、経済的な理由や家庭の事情などにより食事を十分にとれない子どもの支援や、一人で食事をとる孤食の解消等を目的に、無料又は低額で食事を提供する場のこと

こども大綱【P.〇】

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこどもに関する施策の基本的な方針を定めたもの

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）【P.〇】

世界中のすべてのこどもたちが持つ人権（権利）を定めた条約

子どもの事故予防体験ひろば【P.〇】

こどもの未来健康支援センター内に実際の家の中を再現し、家庭内で起こりやすい事故やその防止策について疑似体験しながら学ぶことのできる場所

子どもの貧困対策の推進に関する法律

【P.〇】

生まれ育った環境によってこどもの将来が左右されることなく、すべてのこどもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均

等が保障されるよう、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした法律

こどもの未来健康支援センター「みらいえ」【P.〇】

若い世代が安心して子どもを産み育て子どもたちが明るく健やかに育つことができる社会を目指して、思春期から妊娠・出産、子育て期までを切れ目なく包括的に支援する施設

こども見守り隊【P.〇】

子どもたちが安全で安心して健やかにはぐくまれる地域社会の実現に寄与することを目的とし、地域の学校及びこどもを地域全体で見守る団体

子ども・若者育成支援推進法【P.〇】

教育、福祉、雇用等の分野における子ども・若者の育成支援に関する取組の総合的な推進や、ニートやひきこもり等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を主な目的とした法律

こども・若者の意見表明権

【P.〇】

こどもが、自分自身に関することについて、自分の意見を自由に表明する権利

さ行

サウンディング調査【P.〇】

個別の事業の必要性に応じて実施される検討プロセスの一つで、民間事業者との対話を通じ、様々なアイデアや意見等を把握する調査

産後ケア事業【P.〇】

産後の母親と乳児（養親、死産流産を含む）を対象に、医療機関や助産所等で乳房マッサージを含む乳房ケア、産後の心身の健康管理や、子育てに関する相談などのサービスが受けられる。通所型・訪問型・宿泊型のサービス形態がある。

ジェンダー【P.〇】

「男の子/女の子はこうあるべき」といった考え方のように、社会的・文化的に形成された「男性像」や「女性像」のこと

ジェンダー・アイデンティティ【P.〇】

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

時間の貧困【P.〇】

家事や労働・通勤のために要する時間が多く、休養・余暇やこどもと接する時間が少ない状態

事業所内保育事業【P.〇】

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業

※現在、姫路市では事業実施なし

思春期出前授業【P.〇】

市内全ての中学校（市立、私立、特別支援学校等）の1、3年生を対象に、保健所保健師が中学校へ出向いて授業を実施。子どもたちが自分や周りの人を大切にし、健康や性行動について正しい知識をもち、心身ともに健康な大人になれるよう支援する目的で実施

次世代育成支援対策推進法【P.〇】

次代の社会を担う子どもがすこやかに生まれ、育成される社会を形成するため、地方自治体や事業主における次世代育成支援のための行動計画の策定や、仕事と子育ての両立支援等を定めた法律

市長の附属機関【P.〇】

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めにより、市政の重要事項について、学識経験者や市民など関係者の意見を広く聞き、様々な角度から議論したり、調査、調停、審査等を行うために市が設置する審議会等の機関のこと

児童厚生員【P.〇】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号に該当する「児童の遊びを指導する者」のこと。児童館・児童センターに配置している。

児童センター・児童館【P.〇】

児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設

児童福祉法【P.〇】

児童が良好な環境で生まれ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律

児童扶養手当【P.〇】

児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、前年の所得が一定額未満の場合に、その児童を養育する者に対して支給する手当

若年無業者（ニート）【P.〇】

15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人

就学前教育・保育【P.〇】

0歳から小学校就学前までのこどもを対象とし、幼稚園、保育所、認定こども園等で行われる教育・保育

宿泊型児童館「星の子館」【P.〇】

姫路西部の豊かな自然にかこまれた桜山公園内にあり、天文台を備えた宿泊ができる大型児童館

障害者の権利に関する条約【P.〇】

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定する条約

小規模保育事業【P.〇】

主に0歳から2歳児の少人数（6人から19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う事業
※現在、姫路市では事業実施なし

小児慢性特定疾病・難病【P.〇】

小児慢性特定疾病とは、児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（以下「児童等」という。）が長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定める疾病。

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であつて、長期にわたり療養を必要とするものとして厚生労働大臣が定める疾病

消費者教育【P.〇】

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費生活市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動

職業自立センターひめじ【P.〇】

就職を希望している障害のある方又は在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、労働・福祉・医療・教育等の各関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関

私立教育・保育施設職員処遇総合支援事業【P.〇】

教育及び保育の提供に携わる人材の確保を図り、質の高い教育及び保育を安定的に供給するため、職員の処遇改善に積極的に取り組む教育・保育施設に対しその経費の一部を補助するもの

新制度幼稚園【P.〇】

子ども・子育て新制度に移行した幼稚園

身体障害者手帳【P.〇】

身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳

スクールカウンセラー【P.〇】

「心の専門家」として学校に配置されている臨床心理士等の資格を有する心理の専門家で、学校教育法施行規則第65条の3で学校職員として位置づけられている。主に、児童生徒に対する相談や心のケア、保護者や教職員に対する相談、教職員への研修等を行う。

スクールガードリーダー【P.〇】

警察官OBを含む防犯の専門家を小・義務教育・特別支援学校を対象に月1回程度巡回し、通学路や校内の防犯上の危険箇所を点検する。また、学校安全ボランティアの整備状況を指導し、必要に応じて学校等の関係者に対して、不審者対応訓練等を実施している。

スクールソーシャルワーカー

【P.〇】

「福祉の専門家」として学校に配置されている社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する福祉の専門家で、学校教育法施行規則第65条の4で学校職員として位置づけられている。主に、家庭を含めた幼児児童生徒を取り巻く環境に焦点を当てた支援や学校園への助言を行う。

スクールヘルパー

【P.○】

姫路市立小・義務教育・特別支援学校において、各学校や地域の実情に合わせ、保護者や地域の方に学校安全ボランティアとして、校門での立ち番や校内巡回、インターホンへの対応など学校の安全確保に協力いただいている。

すこやかセンター（子育て情報相談室）

【P.○】

すこやかセンター 3階にある子育て支援施設で、子育て情報の提供や子育て相談、子育て講演会の実施のほか、子育て中の親子が気軽に集い交流できる「すこやかひろば」の開設等を行っている場所

生活困窮世帯の中学生等及び高校生への学習支援事業 【P.○】

生活困窮世帯の中学生等及び高校生に対し、個別指導型の学習支援等を実施することで、当該中学生等の全日制高等学校の進学率の向上及び当該高校生の確実な卒業を図り、就職に必要な要件を満たすことによって、長期的な自立の促進につなげることを目的とする事業

青少年キャンプ場 【P.○】

キャンプによる共同生活を通じて、心身ともに健全な青少年の健全育成を図るため設置されたキャンプ場

青少年センター 【P.○】

青少年に対して幅広い活動と交流のできる機会を提供するとともに、青少年の健全な育成を図るために設置

全妊婦面接相談支援事業 【P.○】

保健師等が妊娠届出時にすべての妊婦に面接相談を実施することで、妊娠期からの子育て支援や必要なサポートにつなげる

総合教育センター 【P.○】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく教育機関として教育委員会事務局学校教育部に設置された、教職員の研修や研究・カリキュラム開発支援の機能とともに、子供・保護者・教職員からの相談に対応する相談機能、関係機関と連携した支援・健全育成機能を併せ持った本市教育の中核施設

総合福祉会館 【P.○】

姫路市の地域福祉の中核的拠点として、福祉に関する支援を必要とする人への相談支援を行うとともに、地域福祉を支える担い手の交流や連携を推進し市民の福祉の向上を図るための施設

総合福祉通園センター・ルネス花北

【P.○】

乳幼児期から成人期まで一貫した療育支援や就労支援等を行うことを目的とした障害児・者のための総合福祉施設

た行

待機児童 【P.○】

保育所・認定こども園については、保育の必要性の認定（2号又は3号）を受け、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用に至っていない者をいう。（保護者が特定の保育所等を希望している等、国の調査要領により待機児童数に含めないこととされている者は除く。）

放課後児童クラブについては、クラブへの入所を希望したにもかかわらず、定員に空きがない等の理由により入所できなかった児童をいう。

適応教室【P.○】

学校に行きにくい小・中学生のための学校以外の居場所。

子どもたちのありのままの姿を認め、小集団活動により心のケアを行いながら社会的自立に向けた支援を行う。

等価世帯収入【P.○】

世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で除したもの

特定不妊治療【P.○】

不妊治療のうち体外受精及び顕微授精のこと

特別支援教育支援員【P.○】

市立学校園において、発達障害のある子どもへの支援を行うほか、特別支援学級の児童生徒や特別な支援を必要とする子どもの学習や日常生活上のサポートを行う職員

特別支援学級【P.○】

小学校、中学校等において障害（知的障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症者・情緒障害）のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級

特別支援学校【P.○】

障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校

届出保育施設【P.○】

乳幼児を保育することを目的とし、保育所や幼稚園の認可を受けていない認可外保育施設。本市では、届出が必要な認可外保育施設を「届出保育施設」と呼称している。

共働き・子育て【P.○】

夫婦が相互に協力しながら仕事・家事・子育てを行うこと

な行

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【P.○】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師、訪問員（看護職）が訪問し、体重測定や育児相談、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなぐ事業

認定こども園

【P.○】

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、0歳児から小学校就学前までの子どもを対象に、教育・保育を一体的に提供する施設

のびのび広場みらいえ【P.○】

こどもの未来健康支援センター「みらいえ」にある子育てひろばで、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所

ノンステップバス【P.○】

乗降口の段差をなくして乗降性を高めた低床バスのこと

は行

パブリック・コメント【P.○】

市が重要な計画や条例などを策定するとき、その趣旨や内容を市民の方々に公表し、提出された意見を考慮しながら最終的意思決定を行うとともに意見に対する市の考え方を公表する、一連の手続きのこと

バリアフリー【P.〇】

高齢者や障害のある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方

ひきこもり【P.〇】

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流や買い物以外の外出がほとんどない状態が、6か月以上続いていること（重度の障害や重度の疾病で外出できない方を除く。）

1人1台端末【P.〇】

1人1台端末とは、義務教育段階の学校において各児童生徒が個別に利用できるデジタルデバイス（パソコン、タブレットなど）を1台ずつ持つことを指す。これは文部科学省が推進するGIGAスクール構想の柱の一つで、高速大容量通信ネットワークの整備と併せて全国の小中学校においてICT環境の整備が行われた。

ひとり親家庭学習支援事業【P.〇】

ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援による学びの機会を提供することにより、子どもの学習習慣の習得、学習への意欲向上を図る事業

姫路科学館【P.〇】

自然・科学・宇宙をテーマにした常設展示室とプラネタリウムを備えた施設

ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン（姫路市保健計画及び姫路市自殺対策計画）

【P.〇】

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画における母子保健分野を補完し、かつ健康増進法に基づく市町村健康増進計画の性格を持たせた「姫路市保健計画」と、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱等

に基づく「姫路市自殺対策計画」を一体化して策定したもの

姫路市SDGs未来都市計画【P.〇】

SDGs未来都市に選定された姫路市が、令和3年（2021年）7月に策定したSDGs達成に向けた取組に関する計画（3カ年計画）

姫路市教育振興基本計画

【P.〇】

教育基本法に基づく、姫路市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画

姫路市教育大綱【P.〇】

地方公共団体の長が、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、地域の実情に応じてその目標や施策の根本となる方針を定めるもの

姫路市交通安全計画【P.〇】

交通安全対策基本法に基づき、交通の状況や地域の実情に即して、5年間に本市の区域において実施すべき陸上交通の安全確保や対策に関する施策を取りまとめた計画

姫路市国際化推進プラン【P.〇】

「多文化共生社会の実現」、「国際交流の推進」を基本理念とし、国際化推進施策を総合的に進めて行くためのプラン

姫路しごと支援センター【P.〇】

市が設置している就職のための総合窓口で、就業相談やキャリアカウンセリング、就職支援セミナー等の就業支援をハローワークと連携して行う。

姫路市子ども・子育て会議

【P.〇】

子ども・子育て支援法等に基づき、姫路市のこども・若者や子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進のために必要な調査審議を行う、市長の附属機関

姫路市子ども・子育て支援事業計画

【P.〇】

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、就学前教育・保育の提供体制の確保や地域における子ども・子育て支援事業など、姫路市において取り組むべき子ども・子育て支援に関する取組を示した計画

姫路市子ども読書活動推進計画【P.〇】

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、子供の読書活動を推進し全ての子供たちが本に親しむ環境を整備するため、姫路市において家庭・地域・図書館・学校等が連携し実施する取組を示した計画

姫路市自然観察の森【P.〇】

昭和 62 年（1987 年）に開設された施設で、身近な自然環境の中で昆虫、野鳥等の小動物及び植物と触れ合い、これらの観察を通じて自然への理解を深め、自然保護思想の普及及び向上を図っている。ネイチャーセンター、観察小屋、自然観察路などが整備されている。

姫路市市民活動・協働推進事業計画

【P.〇】

自治会を中心とした地縁系団体、NPO 法人やボランティア団体、企業、教育機関、個人などの多様な主体が、それぞれの役割を果たしつつ、協働し活躍できる社会の実現に向けて、協働の推進等の施策、取組内容等を示した計画。令和 2 年度（2020 年度）に第 4 次計画を策定

姫路市社会福祉審議会児童福祉専門分科会【P.〇】

「姫路市社会福祉審議会」は、社会福祉法に基づき、姫路市における社会福祉に関する事項を調査・審議するための合議制機関。

「児童福祉専門分科会」は、審議会の委員の一部によって構成される分科会で、児童の福祉に関する事項を調査審議する。

姫路市住宅計画【P.〇】

住生活基本法に基づき、姫路市の住宅政策の総合的な方向性を示すとともに、市営住宅の的確な整備を進め、適正かつ効率的な管理・運営を行うための基本方針を定めた計画

姫路市障害福祉推進計画【P.〇】

障害福祉行政の一層の推進を図ることを目的とする、本市における障害福祉施策の指針となる計画

姫路市消費者教育推進計画【P.〇】

国の基本方針や、兵庫県消費者教育推進計画に基づき、「消費者市民社会」の形成に向けた、消費者の自立・社会の消費者力向上を目指すための消費者教育推進に関する取組を示した計画

姫路市人権教育及び啓発実施計画

【P.〇】

国が制定した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 147 号）、その法に基づき策定された「人権教育・啓発に関する計画」（平成 14 年閣議決定・平成 23 年閣議決定で変更）や兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針、姫路市総合計画等を踏まえ、本市における人権教育及び啓発施策を推進していくための指針として平成 17 年（2005 年）に策定した計画で、以後 5 年おきに見直しを行っているもの

姫路市スポーツ推進計画【P.〇】

姫路市総合計画の個別計画であり、スポーツ基本法第 10 条に規定する地方スポーツ推進計画に位置付けられる 10 カ年の計画。市のスポーツ振興の理念、方針及び施策等を記載している。

姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2030」【P.〇】

「総合計画」は、総合的かつ計画的な行政運営を行うことを目的とした、基本構想その他の行政分野全般に係る政策等に関する計画。

「ふるさと・ひめじプラン 2030」は、姫路市まちづくりと自治の条例に基づき策定した総合計画であり、計画期間は令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間

姫路市男女共同参画プラン

【P.〇】

本市における男女共同参画社会の実現を目指し、本市が取り組むべき具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した基本方針

姫路市地域福祉計画【P.〇】

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画。本市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と一体的に策定している。

現計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 6 年としている。

姫路市地域防災計画【P.〇】

災害対策基本法に基づく市及び防災関係機関等が処理すべき防災業務の大綱として作成しており、災害対策についての基本的な対応策及び方針を定めた総合的な計画

姫路市通学路交通安全プログラム

【P.〇】

通学路の安全確保に向け、姫路市教育委員会、姫路市危機管理室、PTA、自治会等を含む学校関係者、道路管理者、警察が参加する合同点検を行い、点検結果から対策必要箇所について、ハード対策やソフト対策の具体的な実施メニューを検討し、対策を実施する。

姫路市 DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画【P.〇】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づき、DV の防止と被害者支援を総合的・体系的にまとめ、DV 防止や被害者支援対策を推進するための基本計画

姫路市都市計画マスタープラン

【P.〇】

都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市の将来像や土地利用の基本方針、都市施設（道路、公園等）の配置方針などに関する中長期的な取組の方向を明らかにする本市の都市計画の基本的な考え方を定めた計画

姫路市バリアフリー基本構想【P.〇】

旅客施設（鉄道駅、バスターミナル等）を中心とした地区等において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、バリアフリー法に基づき本市が作成する具体的な事業を位置づけた計画

姫路市幼児教育共通カリキュラム

【P.○】

就学前の4歳児、5歳児のそれぞれ同年齢児の保育や教育内容を均一化し、小学校への接続が円滑に進むように、6歳児（小学1年生）と合わせて、3ヶ年で共通して取り組むべき内容を各年齢ごとにまとめたもの。カリキュラムには、育てたい幼児・児童の姿やねらい、具体的な体験活動や保幼小の交流活動例を盛り込んでいる。

姫路市要保護児童対策地域協議会

【P.○】

児童福祉法第25条の2に規定される、要保護児童等への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体等で構成される協議会。本市においては子育て支援室が調整機関となり、兵庫県姫路こども家庭センター（児童相談所）、警察、学校、保育所、こども園等の関係機関にて構成される。要保護児童等に関する必要な情報の交換及び支援の内容に関する協議を行っている。

ひめじ食育推進プラン【P.○】

食育基本法に基づく市町村食育推進計画のことで、市の食育に関する取り組みを総合的・計画的に推進するための基礎となるもの

姫路版スマートシティ事業【P.○】

市民のWell-being（心豊かな暮らし）を実現するため、デジタル技術と官民が保有する様々なデータを活用し、市民がよりよいサービスや生活の質を享受できる都市（スマートシティ）を形成するための事業。令和5年度（2023年度）から、子育て・教育分野のサービス実装に取り組んでいる。

ひめじ保幼小連携教育カリキュラム

【P.○】

小学校入学前後の接続期に焦点を当て、具体的な子どもの姿から指導や支援の方法をデザインしたカリキュラム。「特別支援教育

の整備」と「保護者連携・支援の充実」についても記述している。

ひめじ若者サポートステーション

【P.○】

働くことに悩みを持った、15～49歳の若者を対象に就労支援を行う機関

ひめっこ手帳【P.○】

スマートフォンやタブレット、パソコン等で使える無料の子育て応援アプリ。妊婦や子どもの健康データの記録管理や予防接種のスケジュール管理、子育て情報の取得などができる。

兵庫県立こどもの館【P.○】

姫路西部の豊かな自然にかこまれた桜山公園内にある兵庫県所管の大型児童館

ひょうご子ども・子育て未来プラン

【P.○】

兵庫県の少子対策・子育て支援等に関する取組を総合的・体系的に定めた計画。令和7年度（2025年度）からは、こども基本法に基づく「都道府県こども計画」として位置付けられる。

ひょうご出会いサポートセンター

【P.○】

少子化の要因とされる「未婚化・晩婚化の進行」に対する取組として、社会全体で結婚を応援し、男女の新たな出会いを支援するため、兵庫県が設置

病児・病後児保育事業【P.○】

子どもが病気又は病気の回復期にあり、保護者が仕事等のため家庭で看護・保育できないときに、市内の専用施設で一時的に看護・保育する事業

ファシリテーター【P.○】

会議等で中立的な立場に立った上で意見をまとめ、より良い結論に導く役割の人。子ども・若者の意見表明においては、子ども・若者が意見を言いやすい環境をつくり、意見表明をサポートする役割を担う。

ファミリーサポートセンター

【P.○】

0歳から小学校6年生までの子どもがいる子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（提供会員）を登録し、会員間で育児の援助を行う事業

フードドライブ【P.○】

各家庭で余っている食品を持ち寄り、それを必要としている方に寄付する活動

福祉つながる窓口【P.○】

どこに相談したらよいかわからない人のための相談窓口

不妊・不育症【P.○】

「不妊」とは、妊娠を望む健康な男女が避妊をしないで性交をしているにもかかわらず、一定期間（日本産婦人科学会では「1年」としている）妊娠しないもの。「不育症」とは、妊娠はするものの、流産あるいは死産が2回以上ある状態

プレコンセプションケア【P.○】

若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うことで、次世代を担う子どもの健康にもつながるとして近年注目されているヘルスケア

保育士等住居借り上げ支援事業

【P.○】

保育人材確保対策として、市内の私立教育・保育施設で就労する保育士の住居を事業者が借り上げる費用の一部について、最長5年間補助を実施

保育士等奨学金返済支援事業

【P.○】

保育人材確保対策として、奨学金制度を利用して保育士資格又は幼稚園教諭免許状を取得し、市内の私立教育・保育施設へ就職した保育士等が返済する奨学金返済費用を事業者が補助した経費について、採用後最長7年間の補助を実施

保育士・保育所支援センター

【P.○】

保育人材確保対策として、保育士資格を持ちながらも現在現場で就労していない潜在保育士等の就職を支援するため、幼保連携政策課内に設置した無料職業紹介所

放課後児童クラブ

【P.○】

保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後や夏休み等の期間において、適切な遊びと生活の場を提供し、留守家庭児童の保護及び健全な育成を図る事業

放課後等デイサービス【P.○】

学校等に就学している児童に授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な支援等を提供するサービス

母子家庭等医療費助成【P.○】

ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成するもの（所得制限有）

母子生活支援施設【P.○】

児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の看護すべき児童を入所させ、保護するとともに自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設

母子父子寡婦福祉資金【P.○】

ひとり親家庭の母又は父及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するための資金（12種類）

母子・父子自立支援員【P.○】

ひとり親家庭の生活上の相談に応じて、その自立と経済的な安定に必要な情報提供や指導を行う職員

ま・や・ら・わ行

マタニティマーク【P.○】

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの

野外活動センター【P.○】

豊かな自然の中で少年の情操を養い、集団宿泊生活を体験的に学習させ、心身ともにたくましい少年を育成することを目的として設置

ヤングケアラー【P.○】

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

有配偶率【P.○】

婚姻の届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人（いわゆる事実婚の人を含む）の割合

ユニバーサルデザイン【P.○】

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人が利用しやすいよう製品や建物、生活空間を設計する考え方

養育支援ネット【P.○】

未熟児、養育上支援を必要とする妊婦や乳幼児家庭を早期に把握し、支援していくた

めに、医療機関等と保健行政機関をつなぐ情報提供システム

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン【P.○】

こども基本法の目的・理念にのっとり、すべてのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」における育ちを通じて、生涯にわたるウェルビーイングの向上を図ることを目的として、こども家庭庁が策定した指針

幼稚園の預かり保育【P.○】

通常の教育時間の前後や、土曜日又は日曜日・夏休み等の長期休業中に、幼稚園、認定こども園が、保護者の要請等に応じて、在園児（1号認定）を対象に教育時間外の教育・保育を行う事業

ライフデザイン【P.○】

自分の価値観に基づいた生き方や将来どのような人生を送りたいかについて、具体的に思い描くこと

ライフプランニング【P.○】

自分自身の将来の仕事や家族、健康などについて、具体的な暮らし方を計画すること

療育手帳【P.○】

知的障害又は発達障害と判定された方に交付される手帳

わくわく広場【P.○】

家島町、夢前町、香寺町、安富町にある子育てひろばで、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所

ワーク・ライフ・バランス【P.○】

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。仕事と生活の調和